# 第2編 震災対策編

## 第1章 総 則

# 第1節 地震被害想定 【総務課】

## 第1 想定地震

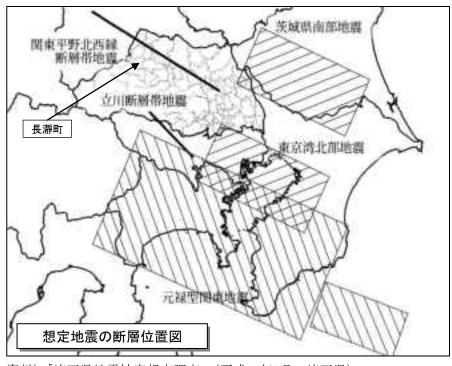
本町に係る地震被害想定は、県が実施した「埼玉県地震被害想定調査」(平成26年3月)を 参考に、次のように設定する。

## 想定地震とその概要

地震の タイプ	想定地震名	マグニ チュード	想定概要
海溝型	東京湾北部地震	7. 3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新
地震	茨城県南部地震		の知見を反映
		7. 3	※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生す
			る確率:70%
	元禄型関東地震		過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらした
		8. 2	とされる巨大地震を想定(相模湾〜房総沖)
			※今後30年以内の地震発生確率:ほぼ0%
活断層型	関東平野北西縁	8. 1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定
地震	断層帯地震	8. 1	※今後30年以内の地震発生確率:0%~0.008%
	立川断層帯地震	7. 4	最近の知見に基づく震源条件により検証
		7.4	※今後30年以内の地震発生確率:0.5%~2%

注)※は地震調査研究推進本部による長期評価を参考にしたものである。

資料)「埼玉県地震被害想定調査」(平成26年3月、埼玉県)



資料)「埼玉県地震被害想定調査」(平成26年3月、埼玉県)

## 第2 想定結果

県が想定した5つの地震による被害想定結果を次に示す。

このなかで、本町に最も大きな地震被害をもたらすと考えられるのは、関東平野北西縁断層帯地震である。

長瀞町における地震被害想定結果

項目	予告内容		単位	東京湾北部地震	茨城県南部 地震	元禄型 関東地震	関東平野 北西縁 断層帯地震	立川断層帯 地震	
震度	最	最大震度		_	4	4	4	6強	4
液状化	高い地域 面積率		Km <sup>2</sup>	0	0	0	0	0	
			面積率	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建物被害	(揺れ+液状化) 全半壊		全壊棟数	棟	0	0	0	78	0
			(化) 全壊率		0.00	0.00	0.00	1. 30	0.00
			半壊棟数	棟	0	0	0	479	0
			半壊率	%	0.00	0.00	0.00	8. 02	0.00
	<b> </b>		焼失棟数	棟	0	0	0	2	0
	焼失	Ī	焼失率	%	0.00	0.00	0.00	0.03	0.00
人的被害	死者数	•		人	0	0	0	6	0
	負傷者数			人	0	0	0	82	0
	うち重傷者数		人	0	0	0	7	0	
ライフラ		停電	直後	人	0	0	0	5, 659	0
イン被害	電気	人口	1日後	人	0	0	0	862	0
		停電	直後	%	0.00	0.00	0.00	71. 56	0.00
		率	1日後	%	0.00	0.00	0.00	10.90	0.00
		不通	回線数	回線	0	0	0	5	0
	電話	回約	不通率	%	0.00	0.00	0.00	0. 14	0.00
	电叩	携帯	停電率	%	0.0	0.0	0.0	10. 9	0.0
	電		不通率	%	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
	上水道	断水	人口	人	0	0	0	2,006	0
	下水道 機能支障人口		人	0	0	0	1, 248	0	
生活支障	  -	1日後	1日後		0	0	0	188	8
		1週間後		人	0	0	0	328	8
		1か月後		人	0	0	0	510	8
	帰宅困難			人	441	242	373	1, 404	481
	者数 休日		人	1, 320	612	1, 190	2, 399	978	
その他			/// <del>                                   </del>		0.0	0.0	0.0	1.2	0.0
	廃棄物	火 舌	廃棄物	万m³	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0

注)破壊開始点の違いにより「関東平野北西縁断層帯地震」の場合は3ケースについて、「立川断層帯地震」の場合は2ケースについて予測しているが、表に記載した数値は、各ケース中で最も大きい値を用いている。

資料)「埼玉県地震被害想定調査」(平成26年3月、埼玉県)

# 第2節 災害対応の方針 【総務課】

地震による被害を最小限にするため、耐震化や不燃化等の促進を図るとともに、安全な避難 行動や災害応急活動が円滑に行える空間の整備などにより、総合的かつ計画的な災害に強いま ちづくりを推進する。

本町の震災対策は、本町において起こりうる最大規模の地震を想定し、その結果発生すると 考えられる被害規模を把握し、より具体的な予防対策かつ実践的な応急対策を検討していく。

そのため、本町に最も影響を及ぼすと考えられる関東平野北西縁断層帯地震を本町の震災対 策の目標として位置付ける。

# 第3節 震災に対する調査研究 【総務課】

地震災害は、地震の規模や町の地形条件、社会条件と密接に関係するため、その対策も合理性が求められる。したがって、町内の地域特性の詳細把握を主体とする基礎的調査研究を行うとともに、実践的な震災予防対策を推進するため、自然科学や社会科学の分野について総合的かつ効率的な基礎研究の実施を検討する。

また、防災関係機関による最新の情報を収集するなど調査研究に努める。

# 第2章 予防・事前対策

# 第1節 自助、共助による防災力の向上 【関係各課、秩父消防本部】

町は、地震による被害を未然に防止し、その被害軽減を図るため、生涯を通じた体系的な教育により、住民の災害対応力を高めるとともに、住民が地域を守る一員としての役割を認識し、積極的に防災教育に取り組める環境の整備に努める。

## 第1 自助による住民の防災力向上

防災学習を積極的に促進する。

町は、住民に対して、防災意識の向上のための普及、啓発に努める。

## 1 住民向けの普及・啓発

- (1) 埼玉県防災学習センター等の活用 町は、常設の防災学習拠点である埼玉県防災学習センター等の利用を広報し、住民の
- (2) 普及・啓発パンフレット等の作成配布 町は、防災知識の向上のための普及、啓発を図るため、住民向けの防災に関するパン フレット等を作成し、配布する。
- (3) 防災学習用設備、教材の貸出 町は、防災学習に役立つ設備や機器、ソフトウェア映像資料等を整備し、希望する団 体又は個人に貸出を行う。
- (4) 講演会・研修会・出前講座の実施

町は、防災に関する講演会、研修会、出前講座を開催する。

また、男女共同参画の視点からの災害対策についても講演会・研修会・出前講座を開催する。

- (5) マスメディアの活用
  - テレビ、ラジオ及び新聞等の各種マスメディアを通じて、住民の防災意識の高揚を図る。
- (6) 広報紙等の活用

町が発行する広報紙等に、防災に関する情報を掲載する。

(7) 緊急地震速報の普及・啓発

住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発を図る。

また、防災訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図る。

#### 2 自助の強化

(1) 実践的な訓練の導入

町は、住民を対象とする訓練に災害図上訓練(DIG(※1))や避難所開設・運営訓練(HUG(※2))を取り入れ、住民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施、普及に努める。

%1 DIG (DisasterImaginationGame)

大きな地図を参加者で囲み、災害をイメージして自宅近くの危険箇所や障害物を把握し、具体的な避難路や要配慮者の避難などを確認する実践的な訓練。

%2 HUG (HinanzyoUneiGame)

避難所の開設・運営責任者となったことを想定し、避難所で起きる様々な事態への対応を短時間で決定することを学ぶ訓練。

#### (2) 防災意識の向上

住民は、町その他の行政機関が実施する防災対策に協力するとともに、過去の震災から得られた教訓を伝承するとともに防災訓練等へ参加する。

(3) 家庭内の三つの取組の普及

住民は、次に掲げる震災に備える三つの取組を日ごろから家庭内で実施する。 町は、三つの取組を中心に、住民が日ごろから災害発生時の行動を家族とよく話題に

可は、三分の取組を中心に、住民が自ころから次音先生時の行動を家族とよく品趣にするよう働きかける。

- ア 家具の配置を見直し、家具類の転倒、落下、移動を防止する。
- イ 災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段として、災害用伝言ダイヤル等の手段を確保する。
- ウ 家庭内で備蓄を行う(最低3日間(推奨1週間)分を目標とする)。特に、飲料水や 食料などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリン グ備蓄」を導入する。

## 第2 自主防災組織の育成強化

大規模災害が発生した際に、被害の防止又は軽減を図るためには、町、防災関係機関による応急活動に先立ち、出火防止、初期消火、情報の収集・伝達、住民自らが被災者の救出・救護、避難等を行うことが必要である。

このため、自主防災組織等の育成、強化を図り、長瀞町消防団等との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できる環境の整備等により、これらの組織の活性化を促す。あわせて女性の参画を促進する。

## 自主防災組織の活動内容

	活動内容					
平常時	1 要配慮者を含めた住民のコミュニティの醸成 2 日ごろの備えと災害発生時の的確な行動等に関する防災知識の普及 (例 防災イベントの実施、各種資料の回覧・配布) 3 出火防止、初期消火、情報収集・伝達、救出・救護、避難等の防災訓練の実施 (例 要配慮者に対する情報伝達、避難誘導等) 4 防災用資機材、応急手当用医薬品等の整備・点検等 (例 初期消火資機材:軽可搬ポンプ、消火器等 救助用資機材 : ジャッキ、バール、のこぎり、リヤカー等 救護用資機材 : 救急医療セット等) 5 地域の把握					
	(例 危険箇所の把握、要配慮者の把握) 6 普通救命講習の受講					
災 害 発生時	1 出火防止 2 初期消火の実施 3 情報の収集・伝達 4 被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施 5 集団避難の実施(特に、要配慮者の安全確保) 6 避難所の運営活動の実施 (例 炊き出し、給水、物資の配布、安否確認) 7 要配慮者に対する情報伝達、避難誘導等 8 避難所での運営協力 (例 運営ルールづくり等)					

## 第3 民間防災組織の育成強化

住民が日ごろから防災に関心を持ち、出火防止、避難、応急救護などの知識を身につけて おくことが必要である。

そこで、防災意識の高揚と知識の普及を図るため、民間の防災組織として、地域に密着した幼年消防クラブ、少年消防クラブ、女性防火クラブの組織づくりと育成強化を行っていく。

## 第4 消防団の活動体制の充実

消防団は、地域の実情に応じて適切に活動することが期待されている。町は、長瀞町消防団を活性化し、災害活動能力を向上させるため、実践的な教育訓練を実施する。

## 第5 防災体制の充実

災害発生時には、町や住民のみならず、町内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。従って町内に立地する事業所等の防災組織の育成指導を図る。

#### 1 事業所の防災組織

事業所を対象とした防災意識の向上を図るため、防災組織の整備の支援、指導等を行う。 町は、事業所が設置する防災組織と連携を図り、被害の拡大を防止する。

事業所は、事業所が果たす役割を認識し、重要業務を継続するための事業継続計画 (BC P) を策定するよう努める。

## 2 多数の者が利用する建築物の防災組織

学校、医療機関、公民館等不特定多数の者が出入りする施設に対し、防火管理者を主体に自主的な防災組織の育成指導に努める。

## 3 危険物施設の防災組織

危険物施設管理者やその自主防災組織に対し、事故予防規程等の制定や自主防災組織の 活動などに対する必要な助言及び指導に努める。

## 第6 小・中学校における防災教育

小・中学校における防災教育は、安全教育の一環として学級活動や学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて実施する。特に、避難、災害発生時の危険及び安全な行動の仕方について、児童、生徒の学年に即した指導を行う。

そのため、町は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。

また、小・中学校においても、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画や マニュアルを策定する。

## 1 学校行事としての防災教育

児童、生徒の防災意識を高めるため、地震や火災、風水害等の災害を想定した避難訓練や防災に関する専門家や地震災害体験者の講演、起震車による地震模擬体験、AED研修等のほか、防災教育拠点(埼玉県防災学習センター等)や地域の防災訓練での体験学習を実施する。

また、ポスター・作文募集、映画・ビデオ等視聴覚教材を用いての啓発等、防災教育を 計画的に実施する。

#### 2 各教科等による防災教育

各教科等を通じ、地震災害の発生の仕組みや火災、台風による被害等について学習する。 また、災害対策、災害発生時の危険と正しい行動について教育を行う。学習の中では、 自らの家庭、学校及び地域に関する防災ハザードマップの作成等のテーマを通じて、身の 回りの環境を各種災害時の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

## 3 教職員に対する防災研修

災害時の教職員のとるべき行動とその意識、児童、生徒に対する指導要領、傷病者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童、生徒のこころのケア及び災害時に特に留意する事項等について研修を行うなど適切な対応ができる実践力を養う。

## 第7 幼稚園・保育園における防災教育

町は、教諭・保育士に対して、災害発生時の幼児の安全確保、保護者との連携等、災害 応急対策について助言する。

## 第8 ボランティア等との連携

## 1 長瀞町ボランティアセンターの設置

町は、日ごろから、町社会福祉協議会などと連携を図り、災害時の協力体制の確立に努めるとともに、災害発生後にあっては、ボランティア活動に関する情報提供やボランティアの活動拠点となる長瀞町ボランティアセンターを設置する。

長瀞町ボランティアセンターは、町社会福祉協議会の協力の下、ボランティア団体、ボランティアコーディネーター等が主体となり、ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど、被災地におけるボランティアのコーディネート事務を行う。町は、ボランティアセンターで、効果的なボランティア活動が実施されるよう、防災関係機関等との連絡調整等を図る。

また、町のみではボランティアが不足する場合は、県及び県ボランティアセンターにボランティアの派遣等を要請する。

## 2 ボランティア活動の環境整備

町は、ボランティア関係機関等との間に非常用通信ネットワークを構築するなど、日ご ろからボランティア関係機関等とのネットワーク化を促進する。

## (1) 災害ボランティア

町は、住民に対し、県のボランティア登録制度の周知を図るとともに、登録への呼びかけを積極的に行う。

災害ボランティアの活動内容は、おおむね次のとおりである。

ア 炊き出し、清掃、救援物資の仕分け等

イ アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、救急救護、こころのケア、介

護、外国語通訳、手話等

- ウ ボランティアコーディネート業務
- エ 清掃等の衛生管理への協力
- (2) 災害救助専門ボランティア

介護や通訳、土木・建築など特に必要となる専門分野の人員の不足が予想されるため、次の専門分野からなる災害救助専門ボランティアを編成し、災害時の人員不足に備える。

<専門分野(例)>

- ア ボランティアコーディネーター
- イ こころのケア
- ウ乳幼児保育
- 工 介護
- 才 手話通訳
- カ 外国語通訳
- キ情報・通信
- ク 土木・建築
- (3) 防災関係機関との協力体制の確立
  - ア 防災関係機関に対して、災害時に積極的協力が得られるよう協力体制を整える。
  - イ 協力体制の確立

町は、防災関係機関と連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

これらの団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

- (ア) 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること。
- (イ) 災害時における広報等に協力すること。
- (ウ) 出火の防止及び初期消火に協力すること。
- (エ) 避難誘導及び避難所内での支援に協力すること。
- (オ) 被災者の救助業務に協力すること。
- (カ) 炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること。
- (キ)被害状況の調査に協力すること。

### 3 ボランティア団体等の把握

災害時に、迅速にボランティアの派遣要請が行えるよう、ボランティア団体の活動内容、連絡先等を把握しておく。

#### 第9 地区防災計画の策定

町は、県から情報提供等の支援を受け、住民や自主防災組織等に対して、地区防災計画策定のための手続等の周知に努め、計画の策定を通して、自助、共助の自発的な防災活動の促進や、ボトムアップ型の地域防災力の向上を図る。

# 第2節 災害に強いまちづくりの推進 【関係各課】

地震による被害を最小限にするため、建築物の不燃化の促進や住宅密集地の解消を図るとともに、安全な避難行動や災害応急活動を円滑に行うことができる空間の整備等により、総合的かつ計画的に災害に強いまちづくりを推進する。

## 第1 災害に強いまちづくり

#### 1 基本的な方針

地震による被害を最小限にするために、延焼の危険性、倒壊の危険性、避難の困難性、 応急活動の困難性を改善し、災害に強いまちづくりをするとともに、日ごろから安全・安 心でゆとりある快適なまちを目指す。

(1) 総合的な土地利用

限られた土地の合理的かつ適切な保全、活用を図り、計画的かつ総合的な土地利用を 推進する。

(2) 住宅密集地の改善と拡大防止

防災上危険な住宅密集地を把握し、課題に応じた適切な改善を図ると同時に、住宅・ 住環境の向上を目指す。

(3) 町と県の役割分担による震災予防対策の推進

町は、必要に応じて震災予防に関する基本的な計画の策定を行い、震災予防のまちづくりを総合的に推進する。

町は、県と連携及び協力し、情報提供や連絡調整など総合的な震災予防対策を推進する一方、地域の実情に応じた対策を推進する。

## 2 防災面に配慮した適正な土地利用の推進

開発指導要綱やその他関係法令などにより、乱開発の防止など防災面に配慮した適正な 土地利用を推進する。

### 3 公共土木施設の耐震補強の推進

公共土木施設の耐震補強工事を計画的に進める。

## 4 社会資本の老朽化対策の推進

町は、老朽化の進む社会資本(橋りょう、下水道等)に関して、長寿命化計画を作成して予防保全的な維持管理に転換する等、適正に施設を管理し、安全性の確保に努める。

## 第2 耐震化と安全対策の推進

地震による被害を最小限に止めるため、耐震改修の推進体制を整備し、建築物等の耐震性 の向上を図る。

## 1 公共施設

町は、長瀞町建築物耐震改修促進計画を踏まえ、耐震診断を行っていない町有建築物については耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成するとともに、災害対策上の重要度・緊急度を踏まえながら整備目標等の策定を行い、計画的かつ重点的な耐震化の推進に積極的に取り組む。

- (1) 防災上重要な公共建築物(※)
- (2) 多数の者が利用する建築物
- (3) 上記の(1)(2) 以外の施設
- ※ 防災上重要な公共建築物とは、応急対策活動の施設、避難機能を備えた施設、要配慮者の利用施設等である。

## 2 一般建築物等

一般建築物の耐震化は、所有者又は使用者の責務として行うものとし、町は、そのための助言を行う。

## (1) 住宅

住宅の耐震化は、地震による人的被害の減少に加えて災害発生後の避難所の確保や瓦礫 の処理等の負担を減少させ、総合的に被害を減じていく効果が大きい。

住宅については所有者等の防災に対する意識の問題、耐震化の費用の問題など耐震化を 妨げる要因も多く、所有者等の意識の啓発に加えて情報の提供や費用助成の充実を図る。

(2) 民間建築物(多数の者が利用する建築物)

民間建築物は、多くの住民が日ごろの生活において利用する建築物であり、地震が生じた場合には大きな被害が想定される。このため、町は、長瀞町建築物耐震改修促進計画に従って民間建築物の耐震化を推進する。

(3) 空き家等の実態把握

町は、空き家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められる ときは、所有者又は管理者に対して指導、助言又は勧告を行う措置を検討する。

(4) ブロック塀の倒壊防止対策

町は、道路沿道のブロック塀等の地震による倒壊を防止するため、以下の施策を推進する。

ア ブロック塀の実態調査

避難路、避難所及び通学路等を中心にブロック塀の実態調査を行い、倒壊危険箇所 を把握する。

イ ブロック塀の倒壊防止に関する対策の普及・啓発

ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保を住民に対し啓発するとともに、ブロック 塀の造り方、点検方法及び補強方法等の知識を普及する。

ウ ブロック塀の点検・改修等に関する指導及び助成

ブロック塀を設置している者に対し、点検を行うよう指導するとともに、上記の実 態調査に基づき危険なブロック塀に対しては改修や生け垣化等を促進する。

## (5) 自動販売機の転倒防止対策

町は、沿道の自動販売機について、関係団体と連携し、所有者に地震に対する安全性 の確保に係る対策の普及、啓発を行う。

## (6) エレベーターにおける閉じ込め防止対策

町は、エレベーターを有する建築物の所有者又は使用者に対し、地震発生時のエレベーター閉じ込め対策について啓発し、水、食料、簡易トイレ等を備えたエレベーター用防災用品の整備を促進する。

## 第3 不燃化等の促進

木造住宅が密集している地域は延焼の危険性が高いため、こうした地域を中心に不燃化対策を促進する。

火災の危険を防除するため、不燃性・難燃性の高い建築物へ誘導し、不燃化等の促進を図る。

## 第4 オープンスペース等の確保

災害発生時に、避難者の安全確保と災害応急活動の円滑化に資するとともに、火災の延焼防止効果を高めるため、公園の整備や緑地等の保全を行い、オープンスペース(防災空間) を確保する。

#### 1 公園の整備

住民の身近な憩いの場、子どもの遊び場及び災害時の避難所などとなる公園の整備を推 進する。

#### 2 緑地等の保全

緑地は、火災の延焼防止に大きな効果があり、また井戸等の農業用施設には防災上重要な役割が期待されるため、町は緑地等の保全を推進する。

## 第5 宅地等の安全対策

町は、災害防止に配慮した土地利用を誘導するため、県と連携しながら、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発を行う。

#### 1 住宅等の安全立地

町は、がけ崩れ等の危険がある区域における宅地開発、住宅建築等を未然に防止する。

## 2 宅地災害対策

町は、宅地災害の防止を図るため、パトロール等の巡視に努める。また、がけ崩れ等の危険 がある区域の宅地においては、土砂災害ハザードマップにより、広く住民に公表する。

## 第6 土砂災害の予防

土砂災害による被害を最小限にするため、治山、砂防、治水等の予防対策について定める。 また、地すべり、土石流、急傾斜地崩壊、山地災害といった、住民の生命、身体及び財産等 に被害が生じるおそれのある土砂災害に対し、あらかじめ危険箇所を住民に周知するなど災害 を予防するための対策について定める。

## 1 山地災害予防

森林は、洪水、山腹崩壊、土砂流出等の山地災害を防ぐという山地保全上重要な機能を 有している。治山事業により、山腹崩壊地、荒廃渓流の復旧対策や荒廃の兆しがある山地 の防災対策を図るとともに、荒廃した森林を整備することにより、山地災害を防止する。

(1) 保安林等の指定

国又は県は、国土保全、水源かん養等の公益的機能の発揮が特に要請される森林について、保安林に指定し、伐採規制等により保全・整備を図る。町内の保安林面積は263ha (平成24年1月現在)である。

(2) 治山施策の総合的な推進

県では、治山事業実施方針に基づき、事業を推進しており、町は引き続き県に対し事業の整備推進を要請する。

(3) 山地災害危険地区における住民の安全確保

町は、山地災害危険地区に対して、予報、警報、避難命令等を迅速かつ的確に地域住 民に伝達できる体制を確立する。

≪資料-2 山腹崩壊危険地区≫

≪資料-3 崩壊土砂流出危険地区≫

#### 2 土砂災害予防

町は、県等と連携し住民の生命、身体及び財産に被害が生じるおそれのある土砂災害に対し、予防の措置を講ずる。

(1) 土砂災害警戒区域等の予防対策

ア 県では、土砂災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、土砂災害防止法に基づき、土砂災害危険箇所及びその周辺を調査し、町と調整を図りながら土砂災害警戒 区域等の指定を進めている。

本町における土砂災害警戒区域の指定は126箇所であり、内113箇所は土砂災害特別 警戒区域に指定されている。

≪資料-4 土砂災害警戒区域≫

- イ 町は、以下の項目等に留意し、警戒避難体制の整備を図る。
  - (ア) 土砂災害警戒区域等を含む自主防災組織や住民に対し、土砂災害ハザードマップを配布、公表し、住民等に対する土砂災害への危機管理意識の啓発に努める。
  - (イ) 土砂災害警戒区域等の地形変状を定期的に巡視、点検し、土砂災害の前兆現象の早期発見に努める。
  - (ウ) 大雨に関する注意報、警報及び土砂災害警戒情報について、住民に周知すると

ともに、緊急時に住民の避難を促す伝達手段を整備していく。

## (2) 土石流の予防対策

## ア 砂防指定地の指定

知事は治水上砂防のため、砂防設備を必要とする土地に対し、砂防法第2条の規定により、砂防指定地の指定を国土交通大臣に進達することができる。国土交通大臣は砂防指定地として、これを指定することができる。

本町における砂防指定地は23箇所である。

≪資料-5 砂防指定地≫

### イ 砂防指定地内の行為の制限

砂防指定地内においては、埼玉県砂防指定地管理条例第3に基づき、土石流発生の 要因となる次の行為を規制する。

- (ア) のり切り、切土、掘削、盛土等による土地の形状の変更
- (4) 土石の類の採取又は鉱物の採掘
- (ウ) 工作物の新築、改築、増築、移転又は除却
- (エ) 立木竹の伐採又は樹根の採掘
- (オ) 木竹の滑下又は地引による搬出

## ウ 土石流対策

山腹崩壊を既に起こし、不安定な土砂が多量に堆積するなど、土石流の発生するお それが高い渓流や保育園、高齢者福祉施設等の要配慮者関連施設、避難所がある渓流 に対し、県は、砂防堰堤や渓流保全工の整備を進めている。

町は、町内における土石流の発生を未然に防止するため、危険渓流を中心とした予防査察及び整備を行うとともに、管理の徹底を図る。

また、町は、住民に対して、危険箇所の周知徹底を図る。

≪資料-6 土石流危険渓流≫

#### (3) 地すべりの予防対策

知事は地すべりが発生又は発生のおそれがあり、保全対象物に危険が及ぶと予測される場合は、地すべり等防止法第3条により、地すべり防止区域として、国土交通大臣及び農林水産大臣に進達することができる。それぞれの主務大臣は、地すべり防止区域としてこれを指定することができる。

本町に地すべり防止区域はない。

≪資料-7 地すべり危険箇所(国土交通省所管)≫ ≪資料-8 地すべり危険地区≫

#### (4) 急傾斜地崩壊予防対策

## ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定

知事は、崩壊のおそれのある急傾斜地(傾斜度が30度以上である土地をいう。)について、その崩壊により相当数の居住者、その他の者に危害が生ずるおそれのある箇所に対し、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(以下「急傾斜地法」という。)に基づき、その区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる。

本町における急傾斜地崩壊危険区域は2箇所である。

#### ≪資料-9 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所≫

イ 急傾斜地崩壊危険区域内の行為の制限

急傾斜地崩壊危険区域内においては、急傾斜地法第7条に基づき、急傾斜地崩壊の 要因となる次の行為を規制する。

- (ア) 水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為
- (イ) ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
- (ウ) のり切り、切土、掘さく又は盛土
- (エ) 立木竹の伐採
- (オ) 木竹の滑下又は地引による搬出
- (カ) 土石の採取又は集積 等
- ウ 急傾斜地崩壊防止対策

急傾斜地崩壊防止対策について、県は、崩壊の前兆現象がある箇所、保育園、高齢者福祉施設等の要配慮者関連施設、避難所がある箇所に対し、法枠工や擁壁工等を整備するなど、急傾斜地の崩壊防止対策を進めている。

町は、県から急傾斜地崩壊危険箇所の資料提供を受け、かつ指導を受けるととも に、住民に対して危険箇所の周知徹底を図る。

≪資料-10 急傾斜地崩壊危険箇所≫

## 第7 地震火災等の予防

地震火災は、地震発生時の気象状況や住宅地の状況等によって甚大な被害をもたらすこと から、日ごろから出火防止を基本とした予防対策を推進する。

## 1 地震に伴う住宅からの出火防止

- (1) 一般火気器具(ガスコンロ、灯油ストーブ等)からの出火防止
  - ア 町、秩父消防本部は、地震発生時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災教育を積極的に推進する。

また、過熱防止装置の付いたガス器具の普及を図る。

- イ 対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。
- ウ 電熱器具、電気機器、屋内外配線を出火原因とする火災を防止するため、過熱防止 機構等の一層の普及を図るとともに、地震後は、ブレーカーを落としてから避難する などの普及、啓発を図る。
- エ 住宅用火災警報器等の設置などの普及、啓発を図る。
- (2) 化学薬品からの出火防止
  - ア 町は、学校等で保有する化学薬品について、混合、混触による出火防止など適切な 管理を行う。
  - イ 引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するととも に、容器や棚の転倒防止措置の徹底を図る。

## 2 初期消火体制の充実強化

町は、自主防災組織の育成と活動の充実を図り、住民による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高め、秩父消防本部及び長瀞町消防団等と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立する。

## (1) 事業所の初期消火力の強化

町は、震災時には事業所が、独自で行動できるよう自主防災力の強化を図るととも に、従業員及び住民の安全確保のために、日ごろから地震発生時における初期消火等に ついて具体的な対策計画を作成するよう指導する。

## (2) 住民と事業所の連携

町は、計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の地域防災力を高めるとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力、連携を促進し、地域における防災体制を充実、強化する。

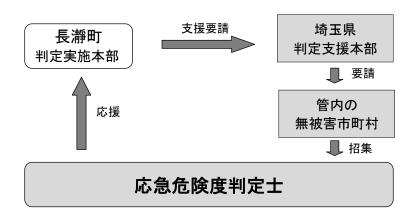
## 3 危険物施設の安全化

町は、危険物施設の安全性の確保のため、各種法令に基づく規制の強化や事業所に対する普及、啓発を図る。

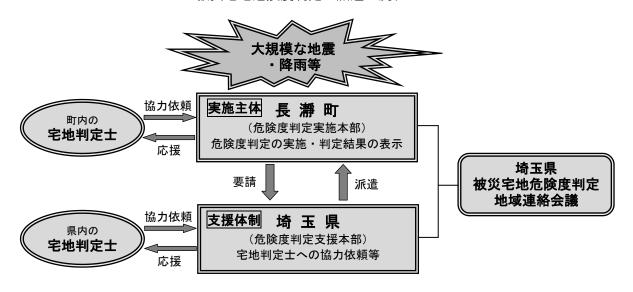
## 第8 被災建築物応急危険度判定体制等の整備

町は、地震災害発生時に公共施設や民間建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定 が速やかに行われるように体制を整備する。

## 被災建築物応急危険度判定活動の流れ



## 被災宅地危険度判定士派遣の流れ



## 第9 孤立地域対策

町は、大規模災害発生時に孤立するおそれのある地域(以下「孤立地域」という。)において、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資をあらかじめ備蓄、調達するとともに輸送体制を整備する。

## 第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保 【関係各課】

災害による人的被害の最小化及び迅速な復旧には、道路及び鉄道等の交通ネットワーク、ライフライン等の確保が不可欠である。そのため、対策に万全を講ずる。

## 第1 交通関連施設の安全確保

## 1 町の道路施設の現況

町内を通る主要な道路は国道140号、主要地方道(県道13号前橋長瀞線、県道82号長 瀞玉淀自然公園線)、一般県道(長瀞児玉線、上長瀞停車場線、岩田樋口停車場線、野 上停車場線、長瀞停車場線)及び一般町道である。

## 2 道路の災害予防対策

本町の幹線道路は、国道1路線、県道7路線である。これらの道路は、通勤時間帯及び観光シーズンなどには、交通渋滞を引き起こしているため、住民の生活環境の悪化や交通の安全性の低下を招いている。

このため、国、県道の改修整備を促進し、補助幹線である1・2級町道を道路マスタープランに基づき整備する。

住民が日常的に利用する一般町道は、幅員が狭く、道路側溝、舗装などの整備がされていない道路が多く、緊急車両の進入が確保できない場合があり、順次整備する。

なお、県条例の接道規定により生じた道路後退部分については道路として定着させ、道 路幅員の確保を図る。

## (1) 幹線道路の整備

国道140号皆野寄居バイパスの皆野長瀞インターチェンジからのアクセス道路や国、 県道の未改良区間の整備を県に対し推進する。

#### (2) 町道の整備

## ア 幹線町道の整備

道路マスタープランに基づき町内各地域を結ぶ町道の拡幅、歩道の設置などの整備を推進する。

## イ 生活道路の整備

道路マスタープランに基づき交通の支障箇所を解消し、安全性、利便性の向上を図るため、生活道路の拡幅舗装、側溝整備などを推進する。

## ウ 緊急車両進入路の確保

緊急車両進入路の確保のため、県条例の接道規定による道路後退部分を道路として 定着させ、道路幅員の確保を図る。

## 3 交通関連施設の震災予防対策【秩父鉄道(株)】

## (1) 計画方針

鉄道の耐震性を強化し、被害を最小限にとどめるよう、各施設に、万全の予防措置を 講ずる。

## (2) 事業計画

ア 日ごろの巡回検査に、さらに年1回の各構造物等の総点検を実施、記録し、将来の 対策に備える。

イ 橋りょう、落石等の要注意箇所は、必要に応じ現地調査の上、防護工事を実施する。

## 第2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備

各防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう、これらの拠点施設を緊急輸送道路で連結し、そのネットワーク化を図るとともに、災害時の応急対策活動を効率的に行うため、緊急輸送道路の機能を迅速に回復する体制を整備する。

## 1 緊急輸送道路の指定

町内の緊急輸送道路は、次のとおりである。

### 町内の緊急輸送道路

種 別	道路名	道路解説
第一次緊急輸送道路	国道140号(寄居町大字末野	地域間の支援活動として
(埼玉県)	~皆野町大字皆野)	ネットワークされる主要路線

### 町内の防災活動拠点及び緊急輸送拠点

ア町庁舎イ避難所

ウ 町内の関係機関施設 エ 町内の備蓄倉庫、輸送拠点

オ 防災活動拠点 カ 臨時ヘリポート

## 2 緊急輸送道路及び沿線の整備

町は、県が緊急輸送道路として指定している国道140号について、管理者である県に、耐震性の向上などを図るよう求めていく。

その際、災害発生後に応急復旧作業の協力が得られるよう、あらかじめ応援体制を整備する。

町は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進し、地震による倒壊 建築物やがれき等の障害物の発生を少なくするように努める。

また、緊急輸送道路内の応急対策上重要な箇所や大きな被害の発生する可能性のある箇所について調査検討を行う。

## 第3 ライフラインの確保

ライフライン関連施設の耐震化やバックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくりなど、ライフライン機能の確保に向けた対策を実施する。

## 1 電気施設の震災予防対策【東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社秩父事務所】

地震に対して、設備ごとに十分科学的な解析を行うとともに、地震被害想定結果などを 参考とし、さらに従来の経験を生かして万全の予防措置を講ずる。

#### 2 ガス施設の震災予防対策【(一社) 埼玉県LPガス協会】

(1) 長期計画

地震による二次災害を防止するため、事業者に対しては、住民が地震発生時にとるべき緊急措置等を年1回以上周知徹底させ、住民に対しては、地震が起きたときの速やかな対応についての啓発を行う。

(2) 現況

住民における震災対策として次のとおり指導している。

- ア ガスボンベ容器は、堅固で水平な基礎の上に設置し、転倒防止用チェーンで固定するなど、震災時に転倒しないようにしておくこと。
- イ ガス配管には、全配管のガスが即時に停止できる元バルブを操作しやすい位置に取り付けること。
- ウ ガス配管は、地盤の若干の移動及び家屋の振動に耐えられるよう固定するととも に、可とう性を持たせること。
- エ ゴムホースの接続部は、ホースバンドによる固定等離脱防止、ガス漏れ防止の措置 を講ずること。
- (3) 短期計画

LPガス一般消費者等については、震度5弱以上の地震を検知すると自動的にガスを遮断する、感震機能のついたS型保安ガスメーターなど地震対策用の安全器具の普及を推進する。

## 3 上水道施設の震災予防対策【皆野・長瀞上下水道組合】

(1) 上水道施設の現況

皆野・長瀞上下水道組合で管理する本町に関連する上水道施設は、皆野浄水場である。

(2) 町、皆野・長瀞上下水道組合における震災予防対策

上水道の配水管路において、損傷及び継手部の漏水が予想され、特に軟弱地盤地域に おいては、被害発生の危険性が高い。

町は、各地域の地盤の状況等も考慮し、既存石綿セメント管を耐震性を有するダクタイル鋳鉄管に布設替えする等配水管の耐震化及び浄水施設等の耐震強化計画を策定し、それに基づいて耐震強化を実施していく。

## 4 廃棄物処理施設の震災化【秩父広域市町村圏組合事務局秩父クリーンセンター】

廃棄物処理施設の耐震性を確保するとともに、大規模災害発生時には、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

## 5 下水道施設の震災予防対策【皆野・長瀞上下水道組合】

(1) 下水道施設の現況

皆野・長瀞上下水道組合で管理する町内の下水道施設は、長瀞浄化センター、長瀞第 1中継ポンプ場である。

- (2) 町、皆野・長瀞上下水道組合における震災予防対策
  - ア 中継ポンプ場及び長瀞浄化センターに電力の供給停止を想定し、自家発電装置を備 える。
  - イ 中継ポンプ場及び長瀞浄化センターの機能確保のため、再生水製造装置などを設置 し、ポンプ稼動などに必要な水の確保に努める。ポンプ稼動などに必要な水の確保に ついては、浄水製造装置、貯水槽等各処理施設の施設計画に含め備える。
  - ウ 中継ポンプ場及び長瀞浄化センターの建設に当たっては、液状化対策を含め耐震構造として地震災害に備える。
  - エ 管路計画に当たっては、ループ化や複数系統化などのバックアップ手段を考慮する。
  - オ 下水道施設を防災施設として活用する場合を考慮し、マンホールトイレシステムの 整備、消防用水として再生水利用について検討を行う。
  - カ 緊急点検、応急復旧等の作業、資機材について、あらかじめ町・県間の支援体制の 組織等に関する基本ルールを定める。

## 6 通信設備の震災予防対策【東日本電信電話(株)埼玉事業部、(株)NTTドコモ埼玉支店】

(1) 通信設備の安全対策

災害発生時においても重要通信の確保ができるよう日ごろから設備の防災構造化を実施し、かつ通信伝送路の整備、拡充を図るとともに、災害発生時においては、東日本電信電話(株)埼玉事業部に災害対策本部を設置し、要員、資材及び輸送力等を最大限に利用して通信の疎通と設備の早期復旧を図る。

## (2) 事業計画

- ア 防災の観点から設備管理を強化し、老朽又は弱体設備の計画的な補強取替を推進する。
- イ 日ごろから災害復旧用資材を確保しておく。
- ウ 災害予防措置を円滑、迅速に実施できるよう日ごろから災害対策諸施策等を積極的 に推進するとともに、以下の訓練を定期又は随時実施する。

なお、町、秩父警察署、秩父消防本部及び防災関係機関と連携した防災訓練を計画、実施する。

(ア) 災害発生時の初動立ち上げ訓練

- (イ) 気象に関する情報伝達訓練
- (ウ) 災害時における通信疎通訓練
- (エ) 電気通信設備等の災害応急復旧訓練
- (オ) 消防及び水防の訓練
- (カ) 避難及び救助訓練
- エ 災害用伝言ダイヤル171及びiモード災害用伝言ダイヤルのPRに努める。

## 7 ライフライン施設の優先復旧順位の事前決定 【ライフライン事業者】

ライフライン事業者は、防災上重要な建築物(町役場、医療施設、避難所、社会福祉施 設)に配慮し、あらかじめ優先復旧順位を定める。

# 第4節 応急対応力の強化 【関係各課】

町は、大規模地震災害発生時、被災者の救助や被災地の復旧を迅速に行うため、町本部を設置し、有機的な連携を図りながら、それぞれの機能を十分にして、応急活動体制に万全を期する。

## 第1 活動体制の整備

地震発生時に、確実に応急活動を実施できるよう、町本部の設置をはじめ、緊急に必要な 初動職員の確保に努めるため、職員は、「職員初動マニュアル(平成28年2月)」を参照し、 地震発生時の参集場所、業務内容等を十分習熟しておかなければならない。

## 1 災害対策本部の整備

(1) 配備体制の明確化

的確に応急活動が実施できるよう、組織改革に沿った職員の人数、職制等をふまえ、 配備体制を強化するとともに、職員の健康管理や交替要員の確保等について十分検討し ておく。

(2) 職員の配属体制の強化

夜間、休日等における職員の動員、配備体制を明確にするとともに、参集訓練等を実施し、結果を踏まえ、必要に応じて配備体制の見直しを図る。

(3) 配備体制等の周知、徹底

職員が円滑に配備、参集、応急活動の実施を行えるよう、職員に対し研修等を実施 し、配備体制、災害時の役割等を示した「職員初動マニュアル(平成28年2月)」を周知 する。

## 2 応援協力体制の充実

町の体制のみでは十分な応急活動の実施が困難となることが想定されるため、国、県、 他市町村、指定公共機関等との連携強化に努める。

(1) 国との連携強化

各種情報の交換に関し、日ごろから連携強化に努める。

(2) 県との連携強化

応急活動において、県との連携は不可欠であるため、日ごろから通信、情報連絡体制をはじめ、県との連携強化に努める。

(3) 緊急消防援助隊の派遣要請

他市町村の協力のみでは十分な救助活動が困難となった場合は、緊急消防援助隊の派遣を県に要請する。そのため、町は、迅速かつ円滑に派遣の要請ができるよう、連絡体制の強化に努める。

### (4) 自衛隊の派遣要請

自衛隊の派遣要請は、原則県を通じて行うが、状況に応じて、町が直接派遣を要請する場合もあるため、自衛隊の派遣に必要な手続、連絡先、必要な書類、自衛隊の災害時の活動内容等を明確にし、災害時に迅速に派遣の要請ができるよう努める。

## (5) 他市町村との相互応援協力

町は、県境を越えた他市町村から応援を受けられるよう、県外の遠隔地の市町村との 応援協定の締結に努める。

また、要請に必要な手続、連絡先、必要な書類、災害時の活動内容等を明確にし、迅速に派遣の要請ができるよう努める。

### (6) 指定公共機関等との連携強化

ライフライン関係機関である指定公共機関等との連携が非常に重要となるため、日ご ろから連絡や連携の強化に努める。

## (7) 公共的団体との協力強化

町は、公共的団体に対して、応急活動等、積極的な協力が得られるよう、事前に協力 体制を強化する。

このため、公共的団体における防災組織を充実するための支援、指導を行い、相互の 連絡を密にするように努める。

### (8) 事業所との協力体制の確立

県は、災害時に地域と連携し、防災活動等を行う企業を登録する「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」を実施しており、町は、これらの制度の普及に努める。

## 第2 防災活動拠点の整備

応急活動の中枢拠点となる防災活動施設及び災害現場で応急活動を行う防災活動拠点の整備に努める。

また、地域の実情に応じて必要な広域的消防防災拠点及び設備を計画的に整備する。

## 第3 消防力の強化

町は、秩父消防本部と協力して火災に迅速に対応する対策計画を策定し、次のとおり活動 体制の整備に努める。

## 1 消防体制の充実

- (1) 消防職員及び消防団員の非常招集体制の確立
- (2) 長瀞町消防団の育成

町は、長瀞町消防団の活性化に向けて、若手リーダーの育成、地域との連携による消防団のイメージアップを図ることにより、青年層・女性層の団員の参加促進、機能別団員、分団制度の活用等長瀞町消防団の活性化とその育成を進める。

## (3) 消防資機材の整備

秩父消防署北分署及び長瀞町消防団は、通常火災に対する資機材を整備しており、今 後は、震災予防対策に有効な資機材の整備も進める。

#### 2 消防水利及び進入路の確保

(1) 消火栓が使えない場合の対策

火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心に、 耐震性のある防火水槽の整備、河川やプール等の自然水利の開発や確保をより一層推進 していく。

- (2) 地域の状況に対応した消防水利の配置
- (3) 住宅密集地の道路状況の点検及び拡幅や隅切り等による進入路の整備

## 3 協力応援体制の確立

- (1) 他の消防機関の応援受入れ及び円滑に活動するために必要な支援
- (2) 町と消防署との一体的な災害対策の推進
- (3) 自主防災組織の育成と活性化

## 第4 救急救助体制の整備

## 1 救急救助体制の整備

町及び秩父消防本部は、長瀞町消防団及び自主防災組織における資機材の整備を行い、 消防団員等に対する救急救助訓練を行って、長瀞町消防団及び自主防災組織等を中心とし た各地域における救急救助体制の整備を図る。

#### 2 傷病者搬送体制の整備

(1) 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先の決定に必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制の確立に努める。

### (2) 搬送順位

あらかじめ地域毎に、医療機関の規模、位置及び診療科目等をもとに、およその搬送順位を決定しておく。

災害発生後は、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえた上で、最終的な搬送先を決定する。

## (3) 搬送経路

搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討する。

## (4) ヘリコプター搬送

あらかじめ、ヘリコプター離発着箇所や離発着スペースを考慮した受入れ可能な医療 機関との連絡体制を確立させておく。

(5) 効率的な出動、搬送体制の整備

骨折、火傷等傷害の種類も多く、緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と行動が要求される。 このため、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制・搬送体制を整備させておく。

## 第5 応援機関の受入れ体制の整備

町は、次に示す応援受入れに対する体制を整備する。

## 1 専門的技術職員による相互応援体制の整備

町は、他の地方公共団体における専門的技術及び知識を有する職員を受入れるための体制を確立する。

- (1) 応援活動の種類と機関
  - ア 災害救助に関連する業務 (例:消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供、確保等)
  - イ 医療応援に関連する業務(例:医療救護班、ヘリコプター、ヘリポートの提供等)
  - ウ 被災生活の支援等に関連する業務(例:物資の応援、応急危険度判定、こころのケア等)
  - エ 災害復旧、復興に関連する業務 (例:被災者の一時受入れ、職員の派遣(事務の補助))
- (2) 受入れ体制の整備
  - ア 情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集、連絡体制を整備する。
  - イ 他の地方公共団体と緊急輸送路、備蓄状況などの情報を共有する。
  - ウ 他の地方公共団体と連携した防災訓練を実施する。

## 2 国及び県などの応援受入れ体制の整備

町は、国及び県などの応援受入れに際して災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

- (1) 情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集、連絡体制の明確化に努める。
- (2) 応援部隊が被災地で活動するための活動拠点を選定する。
- (3) 長期間の救援活動を想定して宿泊施設や炊事施設を考慮するとともに、輸送、交通アクセスの便も考慮する。

# 第5節 情報収集体制・伝達手段の整備 【関係各課】

町が迅速かつ的確に災害対策を実施するためには、災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・ 処理するソフト、ハード両面の仕組みづくりが必要である。

町は、最近の情報通信技術の進展等の成果及び過去の災害発生時の教訓等を踏まえ、総合的な防災情報システムを構築する。

また、夜間の災害発生時等に備え、迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達が可能な体制を確保する。

## 第1 情報収集体制の整備

町は、町内の施設に関する被害状況等を把握するため、情報収集体制を整備する。

## 1 情報収集体制の整備

被害に関する情報を迅速かつ的確に把握するため、情報収集及び報告に関する責任者、報告用紙の配布、調査要領、連絡方法及び現場写真の撮影等の情報収集体制を整備する。

## 2 情報総括責任者の選任

町は、災害情報の統括責任者を選任し、災害情報の収集、報告に当たらせる。

## 第2 情報伝達手段の整備

町は、避難所、防災関係機関、住民及び事業所等に対し災害情報等を迅速に伝達する手段を整備する。その際、防災行政無線、広報車、ちちぶ安心・安全メール、テレビ、ラジオ、SNS(ツイッター、ツイッターアラート、フェイスブック)、アマチュア無線、タクシー無線、道路情報表示板等を有効に活用する。

#### 1 防災行政無線等の整備

町は、町内の施設に関する狭域的な被害状況等を把握するため、次のような情報収集体制を整備する。

- (1) 自主防災組織等からの通報
- (2) 防災行政無線
- (3) アマチュア無線等の情報
- (4) かけ込み通報等

#### 2 情報機器の整備点検及び情報伝達訓練の実施

町は、災害発生時に支障が生じないよう、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、 情報伝達訓練を定期的に実施する。

## 第3 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域(※緊急 地震速報で用いる区域)に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK) は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

なお、震度6弱以上の揺れが予想される場合は、地震動特別警報に位置づけられる。 熊谷地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知、広報に努める。

※ 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

## 第4 情報処理分析体制の整備

#### 1 災害情報データベースの整備

町は、日ごろから災害に関する情報を収集蓄積するとともに災害時に活用できるよう災害情報のデータベース化に努める。

災害情報のデータベースには、防災活動拠点、道路、鉄道、避難所等のデータを整備する。

## 2 人材の育成

町は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用できるよう努める。

## 第5 情報通信設備の安全対策

町は、災害発生時に情報通信設備が十分機能し、活用できる状態に保つため、以下の安全 対策を講ずる。

## 1 非常用電源の確保

停電や屋外での活動に備え、無停電電源装置、自家発電設備、バッテリー及び可搬型電源装置等を確保する。

また、これらの定期的なメンテナンスを行う。

## 2 地震動に対する備え

情報通信設備は、免震床に設置するなど、地震動に対する対策を講ずる。また、各種機器には転倒防止措置を施す。

#### 3 システムのバックアップ

防災行政無線システムを地上系と衛星系で2重化し、また、バックアップシステムを別の場所に設置するよう努める。

## 第6 災害情報のための電話の指定

町は、災害時における情報収集体制、情報伝達手段を明らかにするとともに、その輻輳を避けるため、災害情報通信に使用する災害時優先電話を定め、災害発生時における防災関係機関相互の通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるようにしておく。

# 第6節 医療救護等対策 【関係各課】

災害発生時には、医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、これら 医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応する。

## 第1 医療救護体制の整備

災害発生時の医療体制を確保するため、日ごろより初期医療体制の整備を推進する。 また、自主防災組織等による自主救護活動の体制を整備する。

## 1 初期医療体制の整備

(1) 初期医療体制の整備

町は、日本赤十字社埼玉県支部、(公社) 埼玉県看護協会、町外の公的医療機関等及 び自主防災組織と協議し、事前に以下の項目について計画を定める。

- ア 救護所の設置
- イ 医療救護班の編成
- ウ 医療救護班の出動
- エ 自主防災組織等による自主救護体制の整備
- オ 備蓄医薬品の種類及び数量の確保

#### ≪資料-11 町内医療機関等≫

(2) 自主防災組織等による自主救護体制の整備

町は、災害時の初期医療をより円滑に執り行うために、自主防災組織等が、救護所などにおいて軽微な傷病者に対し応急救護活動を行う等、医療救護班の活動を支援するための計画を定める。

(3) 自主防災組織等の応急救護能力の強化

自主的な救護活動が実施できるよう、止血、人工呼吸、AED等の応急救護訓練を通じて応急救護能力が強化されるよう指導していく。

(4) 救急医療機関の災害時の対応力の強化

医療救護班の応急処理に引き続く初期治療を実施する救急医療機関等では、ライフライン途絶状況下での医療活動を想定した対応計画の策定を推進する。

(5) 衛生器材の備蓄

町は、衛生器材の調達計画に基づき必要な資機材を備蓄する。

#### 2 要配慮者に対する医療対策

避難所や被災家屋での長期にわたる不自由な生活は、被災住民の心身に様々な影響を与えることが考えられる。特に、高齢者、障害者、病弱者、傷病者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者及びこれらの介護者への影響が大きく、このため、心身への健康障害の発生や在宅療養者の病状悪化等を防ぐための医療対策を推進する。

## 第2 埋・火葬のための資材、火葬場の確保

災害発生時には、埋・火葬資材が不足する場合や、火葬場の処理能力を超える場合が考えられるため、事前に関係業者又は他の自治体と連携した対策を進める。

## 1 遺体収容所の選定

町は、死亡者の尊厳や遺族感情に配慮するとともに、効率的な見分、検視、検案、身元確認の実施に資する施設を選定し、事前に遺体収容所として指定するよう努める。

## 2 埋・火葬のための資材、火葬場の確保

町は、災害発生時に極、ドライアイス、遺体袋等の埋・火葬資材が不足する場合、火葬場の処理能力を超える遺体処理の必要が生じた場合に備えて、予め関係業者あるいは他の自治体との協定を締結する等の対策を推進する。

# 第7節 帰宅困難者対策 【関係各課】

大規模地震発生時、鉄道などの公共交通機関が停止した場合には、帰宅困難者が発生すると 想定される。多くの帰宅困難者に対応するためには、町による対応だけでは限界がある。特 に、発災後一定時間は、町は初動対応に重点を置くため、帰宅困難者に対する十分な対応がで きない。

そのため、帰宅困難者対策に当たっては、町による「公助」だけではなく、「自助」や「共助」も含めて町全体で取り組むことが不可欠となる。

地震直後は、火災や余震による落下物等で非常に危険な状況にあり、安易に移動することは 二次被害を発生させる危険性がある。

このため、「むやみに移動を開始しない」(一斉帰宅の抑制)という基本原則の周知・徹底を 図る。併せて、事業所や学校などでの一時滞在、主要駅周辺での一時滞在施設の確保、情報提 供など、安心して留まれるための対策に努める。

## 第1 帰宅困難者への情報提供

帰宅困難者にとって必要な交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気遣う家族への連絡体制を確保する。

帰宅困難者に伝える情報例は、次のとおり。

#### 1 被害状況に関する情報

震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等

### 2 鉄道等の公共交通機関に関する情報

路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等

## 3 帰宅に当たって注意すべき情報

通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報

#### 4 支援情報

帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等

## 第2 一時滞在施設の開設、飲料水・食料の備蓄

地震発生により、鉄道等の運行が停止し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時 的に滞在させるための施設を開設する。一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅 広く安全な施設を開設する。

なお、鉄道事業者については、駅施設の安全性が確認でき、かつ、要員が確保できた場合において、可能な範囲で帰宅困難者を受入れることとする。

一時滞在施設を開設した時は、滞留者や徒歩帰宅者に対し、安全な待機場所であることを

わかりやすく表示する。

一時滞在施設においては、受入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供 する。このため、一時滞在施設に必要な物資を備蓄する。

なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には本町の備蓄倉庫等からの備蓄物資の提供方法をあらかじめ決めておく。

## 第3 学校における対策

学校は、地震発生時に児童、生徒の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅 困難者となって、保護者による児童、生徒の引き取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難 な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講ずる必要がある。このため、作成された 防災マニュアルを常に見直すなど体制整備に努める。

また、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

# 第8節 避難対策 【関係各課】

# 第1 避難計画の策定

#### 1 町における避難計画等

町は、避難計画を作成するとともに、自主防災組織等を通じて、避難体制を確立する。 また、避難行動要支援者の避難支援について、避難行動要支援者名簿や個別計画の作 成、福祉避難所の指定等を推進する。

避難計画で定める主な内容は次のとおりとする。

- (1) 避難準備情報、避難勧告、避難指示の判断基準及び伝達方法
- (2) 避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 避難所への経路及び誘導方法
- (4) 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
- (5) 避難所の管理・運営に関する事項

#### 2 防災上重要な施設の避難計画 【施設管理者】

医療機関、工場、危険物取扱施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、以下の事項 に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

- (1) 医療機関において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の実施方法等を計画する。
- (2) 高齢者、障害者及び児童施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で 避難所、避難経路、避難時期、誘導、収容施設の確保及び給食等の実施方法等を計画 する。
- (3) 駅等の不特定多数の者が利用する施設に、それぞれの地域や利用者の行動、心理の特性を考慮した上で、避難所、避難経路、避難時期、誘導及び指示伝達の方法等を計画する。
- (4) 事業所においては、従業員の安全確保のための避難方法を計画し、町、秩父警察署、 秩父消防本部と避難方法について連携を図る。

# 3 小・中学校における避難計画 【小、中学校管理者】

学校等は、長時間にわたって多数の児童、生徒の生命を預かるため、日ごろから安全の確保に努め、状況に即応し的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるようにする。避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日ごろから避難訓練を通し、児童、生徒に災害時の行動を周知する。

なお、本計画に基づき、町、秩父警察署、秩父消防本部と密接に連携し、安全の確認に 努めるとともに、避難所等を保護者に周知、徹底をする。

# 4 幼稚園、保育園の避難計画【幼稚園、保育園管理者】

3に準ずるが、園児を保護者に安全に引き渡すため、避難所、避難方法、保護者への連絡及び引き渡し方法等を含めた避難誘導マニュアルを策定し、教諭及び保育士と保護者の双方で周知、徹底をする。

# 第2 避難所の選定

町は、災害発生時において、主に近隣住民が避難する避難所を選定し、確保する。

- 1 町はあらかじめ避難所を指定し、住民に周知しておく。
- 2 避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。
  - (1) 原則として、行政区又は学区を単位として指定する。
  - (2) 公共建築物等(学校、公民館等)を利用する。
- 3 避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、安全性を確認・確保する。また、避難者のプライバシーの確保や生活環境が良好に保たれるよう努める。
- 4 地域内の公立小中学校等を避難所として指定したときは、食料の備蓄や必要な資機材、 台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。
- 5 避難所に仮設トイレ等を備蓄するとともに、その設置及び利用方法等を熟知しておく。
- 6 災害発生時に避難所として活用される可能性のある県有施設(県立長瀞げんきプラザ) の管理者と協議し、管理・運営方法等を取り決めておく。
- 7 福祉避難所として利用される可能性のある福祉施設等の管理者と協議し、協定を締結す る等の事前対策を進める。

≪資料-12 避難所及び避難場所(一時避難場所含む)≫

# 第3 避難路の確保

町は、避難所への避難路を、次の基準により選定し、日ごろから住民へ周知徹底する。 避難路に指定された道路の管理者等は、災害時の避難行動を支援するため、無電柱化や道 路照明、夜間でも見やすい道路標識の導入等について検討する。

- 1 避難路は、相互に交差しない。
- 2 避難路沿いには、火災、爆発等の危険の大きな工場がないよう配慮する。
- 3 避難路は、複数の道路を選定する等周辺地域の状況を勘案して行う。

# 第4 避難所における生活環境の確保

- 1 避難所に指定する建物は、耐震性を確保するとともに換気、照明、避難者のプライバシーの確保等、避難者の生活環境が良好に保たれるよう配慮する。
- 2 避難所には、飲料水、食料、仮設トイレ等を備蓄する。
- 3 通信設備・機器、テレビ、ラジオ等の必要な資機材、台帳等を整備する。
- 4 避難所は、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料の多

重化 (非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入など) を含む停電対策に努める。

避難所環境の整備・電源や燃料の多重化例は次のとおり。

- (1) LPガス、石油系など多様な燃料を使用する炊出用調理器具、空調設備、給湯入浴用施設の設置
- (2) 停電対応型空調機器の設置
- (3) ガスコージェネレーションの設置
- (4) 太陽光発電や蓄電池
- (5) ソーラー付LED街灯

# 第5 避難所運営計画の策定

町は、避難所運営計画を作成する。

実効性の高い計画とするよう特に以下の点に留意する。

- 1 避難所の開設手順(夜間、休日等を中心に)
- 2 避難所単位での物資、資機材の備蓄
- 3 避難所の管理・運営体制
- 4 福祉避難所の開設手順
- 5 町本部との情報連絡体制
- 6 避難長期化の場合の教育活動との共存及び教職員と町職員の役割分担
- 7 被災者の自立支援
- 8 避難所管理・運営マニュアルの作成

町は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため、地域の実情に 応じた適切なマニュアルの作成に努める。

# 第6 住民への周知

町は、避難所、避難経路等について、避難誘導標識等を整備し、観光客等地理不案内な者に対しても場所がわかるよう配慮するとともに、あらかじめ、次のことについて住民に周知を図っておく。

- 1 日ごろから、自宅、職場、学校等の周辺の避難所、避難路を確認しておく。
- 2 緊急避難の場合の携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、避難に支障を来さない最小限度のものにする。
- 3 夜間又は停電時の避難に備え、日ごろから懐中電灯、非常灯などを準備する。

# 第9節 災害時の要配慮者対策 【関係各課】

要配慮者及びその介護者の防災能力を高め、地域で要配慮者を支える体制を構築するため、以下の災害対策を実施する。

# 第1 在宅の要配慮者に対する安全対策

町は、在宅の要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動をとるために必要な対策 を講ずるとともに、自主防災組織や地域住民による協力、連帯の体制の確立に努める。

# 1 防災知識の普及・啓発

要配慮者に必要とされる防災知識は、要配慮者の有するハンディキャップの違いによって異なる。そのため、町は、要配慮者に応じた防災知識の普及・啓発を効果的に行う。

#### 2 防災訓練の実施

町は、要配慮者の防災能力を向上させるため、総合防災訓練に要配慮者を対象とした避難訓練等をメニューに取り入れる。

# 3 要配慮者の家庭内対策の支援

町は、長瀞町消防団、社会福祉協議会、災害ボランティア、民生委員・児童委員等の協力を得て、自力で住家等の安全化(家屋の耐震補強、家具の固定等)を図るのが困難な要配慮者に対して、家庭内の安全対策を支援する。

#### 4 防災カードの普及

町は、要配慮者への効果的な救援・救護を行うため、要配慮者が援助を必要としている 内容がわかる防災カードを普及させる。

#### 5 緊急通報システムの整備

町は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報 装置の給付の推進など、緊急通報システムの整備に努める。

# 6 避難行動要支援者名簿の作成

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うために、次のとおり避 難行動要支援者名簿を作成する。

特に在宅人工呼吸器装着者や在宅酸素療法など医療機器依存度の高い在宅療養者は、停電が生命危機に直結することから、名簿は優先順位による安否確認にも活用できるよう配慮する。

# (1) 名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿の対象範囲は、次のとおりとし、生活の基盤が自宅にある者とする。

- ア 介護保険の要介護認定者
- イ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の所持者
- ウ ひとり暮らしの高齢者
- エ その他、災害時に避難情報の入手、判断又は避難行動を自らが行うことが困難な者 で、本人が希望する者
- (2) 名簿作成に必要な情報の収集

名簿作成に当たっては、次の台帳等に記載されている情報を対象者リスト作成のため に収集する。

- ア 住民登録基本台帳
- イ 要介護認定名簿、身体障害者手帳所持者名簿、療育手帳所持者名簿
- ウ ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯登録名簿
- (3) 名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載する。

- ア 氏名、年齢(生年月日)、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先
- イ 避難支援等を必要とする事由、避難支援等の実施に関し町が必要と認める事由
- (4) 避難行動要支援者の把握

避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部課で把握している情報による ほか、例えば難病患者に係る情報等、町で把握していない情報は、必要に応じて県やそ の他の関係機関に対して情報提供を求める。

(5) 避難支援者等関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者の迅速な避難や安否確認等のため、避難行動要支援者本人に十分な 説明を行い、原則、書面による同意を得たうえで、避難支援等関係者に対し、避難支援 等の実施に必要な限度で、名簿情報を提供する。避難行動要支援者本人が重度の認知症 や障害等により、個人情報の取扱いに関して判断できる能力を有していない場合には、 親権者や法定代理人等から同意を得る。

ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な名簿情報を提供する。

(6) 避難行動要支援者名簿の管理

避難行動要支援者名簿の情報セキュリティについて、常時適正な管理が行われるよう 徹底する。

また、災害の規模等によっては町の機能が著しく低下することを考え、避難行動要支援者名簿のバックアップ体制の整備に努める。

なお、避難行動要支援者名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう更新を行う。

#### (7) 名簿情報の利用及び提供

長瀞町消防団、秩父消防本部、秩父警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会及び自主防災組織(以下「避難支援等関係者」という。)に、避難行動要支援者名簿の副本を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。

なお、名簿提供の際には、名簿情報の漏えい等に十分配慮するものとし、避難支援等 関係者に守秘義務を厳守させるとともに、更新時に古い名簿等を回収し、粉砕して処分 する。

# 7 避難行動要支援者の安否確認体制の整備

町は、避難行動要支援者の安否確認を迅速かつ的確に行うため、避難行動要支援者名簿を用いて、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、自主防災組織、長瀞町消防団等の協力を得ながら安否確認を行う体制づくりを進める。

#### 8 避難誘導体制の整備

町は、災害が発生又は発生するおそれがある場合において、避難支援等関係者と避難行動要支援者名簿の情報を共有しながら避難支援を実施する体制を整備する。

# 9 地域との連携

(1) 役割分担の明確化

町は、町内をブロック化し、避難所や医療機関、社会福祉施設、ホームヘルパー等の 社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、日ごろから連携体制を確立しておく。

#### (2) 社会福祉施設との連携

町は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、日ごろから社 会福祉施設等と連携を図るように努める。

また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用を図る。

# (3) 見守りネットワーク等の活用

町は、要配慮者に対する近隣住民、民生委員及びボランティアによる安否の確認などの見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立しておく。

#### 10 相談体制の確立

町は、災害時、要配慮者からの相談(金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保健、教育等) に的確に対応できるよう日ごろから相談体制の整備に努める。

また、被災により精神的なダメージを受けた要配慮者に対してこころのケア等ができるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員の確保に努める。

# 第2 社会福祉施設入所者に対する安全対策

町は、社会福祉施設等の防災力の向上に必要な対策の指導に努めるとともに、社会福祉施設に入所している要配慮者の安全対策を以下のとおり推進する。

# 1 防災計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく消防計画の作成のほか、大規模災害の発生を想定した防災計画及び緊急時の職員の初期対応や、指揮系統を定めたマニュアルを作成し、職員及び 入所者への周知徹底を図るものとし、町は、これを支援する。

#### (1) 緊急連絡体制の整備

ア 職員招集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備し、職員の 確保に努める。

イ 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に 連絡がとれるよう緊急連絡体制を確立する。

#### (2) 避難誘導体制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者を 所定の避難場所へ誘導や移送するための体制を整備する。

(3) 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設管理者は、災害時における建築物の安全を図るため、耐震診断、耐震改修に努める。

(4) 社会福祉施設等の出火防止対策

施設管理者は、防火管理及び消防訓練の実施に努める。

また、消火器具、屋内消火栓などの消火設備、自動火災報知器などの警報設備、避難器具、誘導灯、誘導標識などの避難設備を設置及び管理する。

(5) 食料、防災資機材等の備蓄

施設管理者は、飲料水、食料、防災資機材等の、最低3日間(推奨1週間)分の備蓄に 努める。

#### 2 防災教育の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する知識の普及、啓発を定期的に 行うとともに、各施設が策定する防災計画の周知徹底に努める。

# 3 防災訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、秩父消防署北分署や住民との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯等の悪条件を考慮した防災訓練を定期的に実施するように努める。

# 第3 外国人の安全対策

わが国の言語、風習等に不慣れな外国人の多くは、災害発生時、的確な対応をとることが 困難となることが懸念される。

# 1 外国人の所在把握

町は、災害発生時の外国人への支援を迅速に進めるため、日ごろから町内在住の外国人 の所在の把握に努め、外国人支援体制の整備を図る。

# 2 防災知識の普及・啓発

日本語に不慣れな外国人に対して、英語など多言語の防災啓発パンフレットを作成・配 布することにより災害対応力の向上を図る。

また、生活情報や防災情報などの日常生活に関わる行政情報について、広報誌やガイドブック、インターネット通信等の媒体を利用した外国語による情報提供に努める。

# 3 誘導標識、避難所案内板等の設置

誘導標識、避難所案内板等について、地図や外国語の併記に努める。 また、案内板のデザインの統一化についても配慮する。

# 第 10 節 物資供給·輸送対策 【関係各課】

災害発生時に、町、県及び防災関係機関が迅速かつ的確に災害対策を実施するとともに、住 民の生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品、防災用資機材等の備蓄、調達及び供給 の体制を整備する。

また、応急対策活動を効率的に行うため、活動人員や救援物資等の輸送手段を的確に確保する。

さらに、物資調達や輸送体制を強化するため、物資の調達や輸送の発注方法の標準化や物資 拠点における電源・通信設備の整備を推進する。

# 第1 飲料水・食料・生活必需品等の供給体制の整備

# 1 飲料水の供給体制の整備

(1) 応急給水の実施

町及び皆野・長瀞上下水道組合は飲料水の供給体制を整備する。

応急給水は、被災者及び災害によって上水道施設が被害を受け、上水道の給水が停止 した断水世帯及び緊急を要する医療機関に対して実施する。

飲料水の供給基準は、次のとおり。

# ア対象

災害により水道、井戸等の給水施設が破壊され、あるいは飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者。

#### イ 供給量

災害発生時から3日目までは、1人1日約3L、4日目以後は約20Lを目標とする。これは飲料水及び炊事のための水を合計したものである。

#### (2) 目標水量

地震被害想定調査で想定した「関東平野北西縁断層帯地震」による最大断水人口を約2,000人分と想定し、1日1人当たりの目標水量を次のとおりとする。

災害発生から の期間	目標水量	水量の根拠	主な給水方法
災害発生から 3日	3L/人・日	生命維持に最小必要な 水量	耐震貯水槽、タンク車、 県送水管路付近の応急給 水栓
災害発生から 10日	20L/人・日	炊事、洗面、トイレな ど最低生活水準を維持 するために必要な水量	配水幹線付近の仮設給水 栓
災害発生から 21日	100L/ 人・日	通常の生活で不便であ るが、生活可能な必要 水量	配水支線上の仮設給水栓
災害発生から 28日	250L/ 人・日	ほぼ通常の生活に必要 な水量	仮配管からの各戸給水、 供用栓

# (3) 応急給水資機材の備蓄、調達体制の整備

町及び皆野・長瀞上下水道組合は、断水最大人口の想定による必要数量等を把握の 上、備蓄及び調達の計画を策定する。策定する項目は、応急給水資機材の備蓄数量、災 害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等とする。

# ア品目

- (ア) 給水タンク
- (イ) ウォーターバルーン
- (ウ) ポリ袋
- (エ) その他

# イ 備蓄場所

- (7) 町庁舎
- (イ) 避難所
- (ウ) 浄水場及び中継ポンプ場

# (4) 給水拠点の整備

町及び皆野・長瀞上下水道組合は、浄水場及び中継ポンプ場に緊急備蓄用としての送水調整池等の築造や、送水管路内の水を利用するための機能をもった拠点の整備計画を 策定する。

#### (5) 耐震性貯水槽の整備

町及び皆野・長瀞上下水道組合は、近くに浄水場や給水所等がない地域において、耐 震性貯水槽や井戸の整備を図る。

# (6) 検水体制の整備

町及び皆野・長瀞上下水道組合は、耐震性貯水槽、井戸、プール、防火水槽、ため

池、沈殿池、河川など比較的汚染の少ない水源について、飲用の適否を調べるため、事 前及び災害時に水質検査が行える検水体制を整備しておく。

≪資料-13 給水車等保有状況≫

≪資料-14 指定給水装置工事業者≫

# 2 食料の供給体制の整備

(1) 備蓄、調達計画の策定

食料の備蓄、調達は、原則として町が行い、不足する場合は、県に支援を要請する。 町は、食料の備蓄数量、品目、場所、輸送方法等を定めた備蓄計画及び災害時の調達 先事業所や団体、輸送方法、輸送先物資拠点等を定めた調達計画を策定し更新する。

#### ア 備蓄数量

備蓄数量は、関東平野北西縁断層帯地震の被害想定に基づき、避難者用を町と県でそれぞれ1.5日分(合計3日分)以上、町または県の災害救助従事者用(自治体ごとに各自の分を備える)を3日分以上とするとともに、県内駅周辺の帰宅困難者用を県は1日分以上備蓄する。

なお、住民備蓄は最低3日間(推奨1週間)分を目標とする。

# イ 備蓄品目

備蓄品目は、保存期間が長く調理不要で、要配慮者や食物アレルギーを持つ者等、 多様なニーズに配慮する。

備蓄品目の例は、次のとおり。

- (ア) 主 食(アルファ米、レトルトがゆ、缶入パン)
- (イ) 乳児食(粉ミルク、離乳食)
- (ウ) その他(ペットボトル水、缶詰、レトルト食品、カップ麺)

# (2) 備蓄の実施

町は、備蓄計画に基づき食料を購入、更新、処分等する。

# (3) 調達体制の整備

町は、調達計画に基づき、食料の生産、販売の事業所、団体と協議し、その協力を得るとともに、食料の調達に関する契約及び協定を締結する。

また、契約や協定を締結した企業、団体等の災害時の担当窓口の把握に努めるなど継続的な連携を図る。

#### 3 生活必需品の供給体制の整備

# (1) 備蓄、調達計画の策定

生活必需品の備蓄、調達は、原則として町が行い、不足する場合は、県に支援を要請する。町は、生活必需品の備蓄数量、品目、場所、輸送方法等を定めた備蓄計画及び災害時の調達先企業や団体、輸送方法、輸送先物資拠点等を定めた調達計画を策定し更新する。

#### ア 備蓄数量

備蓄数量は、関東平野北西縁断層帯地震の被害想定に基づき、避難者用を町と県でそれぞれ1.5日分(合計3日分)以上、町または県の災害救助従事者用(自治体ごとに各自の分を備える)を3日分以上とするとともに、県内駅周辺の帰宅困難者用を県は1日分以上備蓄する。

なお、住民備蓄は最低3日間(推奨1週間)分を目標とする。

#### イ 備蓄品目

備蓄品目は、住民の基本的な生活を確保する上で必要な生活必需品の他、避難所生活に必要な物資とするとともに、要配慮者や女性に配慮する。

備蓄品目の例は、次のとおり。

- (ア) 毛布、タオル (イ) 下着、靴下 (ウ) 簡易食器 (エ) 懐中電灯
- (オ) ラップフィルム (カ) おむつ (子供用、大人用) (キ) 生理用品
- (1) 石鹸 (ケ) ウェットティッシュ (コ) 災害時用トイレ (使い捨てトイレ、 簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ) (サ) トイレ衛生用品
- (シ) 更衣室等ボックス (ス) 避難所シート (セ) 簡易間仕切り

#### (2) 備蓄の実施

町は、備蓄計画に基づき生活必需品を購入、更新、処分等する。

(3) 調達体制の整備

町は、調達計画に基づき、生活必需品の生産、販売の企業、団体と協議し、その協力 を得るとともに、生活必需品の調達に関する契約及び協定を締結する。

また、契約や協定を締結した企業、団体等の災害時の担当窓口の把握に努めるなど継続的な連携を図る。

# 4 防災用資機材の備蓄

(1) 備蓄、調達計画の策定

防災用資機材の備蓄、調達は、原則として町が行い、不足する場合は、県に支援を要請する。町は、防災用資機材の備蓄数量、品目、場所、輸送方法等を定めた備蓄計画及び災害時の調達先企業や団体、輸送方法、輸送先物資拠点等を定めた調達計画を策定し更新する。

#### ア 備蓄数量

備蓄数量は、関東平野北西縁断層帯地震の被害想定に基づき、町の必要数とする。

# イ 備蓄品目

備蓄品目は、防災用や災害従事者用の資機材とする。

備蓄品目の例は、次のとおり。

- (ア) 救助用資機材 (バール、ジャッキ、のこぎり)
- (イ) 移送用具(自転車、バイク、担架、ストレッチャー)
- (ウ) 道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材
- (エ) ろ水機 (オ) 発動発電機 (カ) 投光機 (キ) 炊飯器 (ク) テント
- (ケ) ブルーシート(コ) 避難所用資機材(看板、表示板、レイアウト図)

#### (サ) 携帯電話用充電器

# ウ 備蓄場所

町は自主防災組織や行政区単位で備蓄場所を整備する。

#### (2) 備蓄の実施

町は、備蓄計画に基づき防災用資機材を購入、更新、処分等する。

# (3) 調達体制の整備

町は、調達計画に基づき、防災用資機材の生産、販売の企業、団体と協議し、その協力を得るとともに、防災用資機材の調達に関する契約及び協定を締結する。

また、契約や協定を締結した企業、団体等の災害時の担当窓口の把握に努めるなど継続的な連携を図る。

# 5 医療救護資機材、医薬品の供給体制の整備

町は、地震被害想定結果に基づく人的被害の量を目安とし、災害発生時の医療及び助産 活動のための資機材、医薬品を備蓄する。不足する場合は、県に支援を要請する。

#### 6 迅速な物資供給

町に甚大な被害があり、町の独力では対応が困難な場合、県は、要請を待たずに、食料 や生活必需品等の供給を行う。

そのため、町及び県は、物資拠点や避難所までの輸送方法などをあらかじめ調整しておく。

# 第2 緊急輸送体制の整備

地震発生時の応急対策活動を効率的に行うため、輸送手段の的確な確保など人員や物資を 円滑に輸送するための体制を整備する。

#### 1 輸送施設・拠点の確保

町は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動に必要な輸送施設(道路、臨時ヘリポート等)及び輸送拠点、集積拠点をあらかじめ確保する。

# 2 輸送手段の確保

町は、物資・人員の輸送のための車両等の調達先及び予定数を明確にする。

# 第 11 節 生活の早期再建 【関係各課】

住宅の損壊又は焼失により、多数の住民が住居を失い、さらに多くの住民がライフラインの途絶の長期化による生活支障のため、自宅での居住が困難となる。したがって、仮設住宅の設置によって、一時的な住宅の緊急確保を図る。

# 第1 応急措置の相談

建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うための体制整備を図るとともに、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故を防止するための住民への広報活動等を行う。

また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導の実施、相談を受ける等の運用体制の確立に努める。

1 県は、応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑に行われるよう、町と連携して、 応急危険度判定を行うことができる者を育成する等その実施体制の整備を図る。

また、町は、応急危険度判定及び被災宅地危険度判定について住民への普及啓発を行う。

2 町は、建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うための 体制整備を図るとともに、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のた めの住民への広報活動等や、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、 相談を行う等の運用体制の確立に努める。

# 第2 応急仮設住宅の事前計画

#### 1 用地選定

町は、町独自の応急仮設住宅適地の基準に従い、町公有地、及び建設可能な私有地の中から必要戸数を確保できる用地を選定する。必要戸数の確保が困難な場合には、近隣の市町村相互間で融通を行う。

私有地については、地権者等と協定を結ぶなどの方策を講ずる。

#### 2 設置及び供給計画

県及び町は、次の点を明記した応急仮設住宅の設置計画等を策定する。

- (1) 応急仮設住宅の着工時期
- (2) 応急仮設住宅の入居基準
- (3) 応急仮設住宅の管理
- (4) 要配慮者に対する配慮

# 3 必要とする応急仮設住宅適地

町又は地域ごとに想定された全焼、全壊、流出世帯数をもとに、町は、必要とする応急 仮設住宅適地を確保する。

≪資料-15 応急仮設住宅設置要領≫

# 4 適地調査

町は、応急仮設住宅の適地調査を行い、建設可能敷地の状況について年1回、県に対して報告する。

# 第 12 節 防疫対策 【関係各課】

# 第1 防疫活動組織

町は、組織表を作成し、被害の程度に応じて迅速適切に防疫ができるよう動員計画及び必要な資材の確保計画を作成する。

また、災害発生時に県及び自衛隊の応援を得られるように協力体制を整備する。

# 第2 防疫用資機材の備蓄及び調達

町は、防疫及び保健衛生用器材の調達計画に基づき必要な資機材を調達する。

# 第 13 節 文教対策 【関係各課】

児童、生徒の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、事前計画を策定する。

# 第1 応急教育計画の策定

所管する学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するための応急教育計画の策定 をはじめとする応急教育に関する事前対策を推進する。

教材用品の調達及び配給の方法については、町教育委員会及び学校において、あらかじめ 計画を策定する。

# 第2 学校の災害対策

学校の立地条件などを考慮し、日ごろから災害時の応急教育計画を策定するとともに、指導の方法などにつき明確な計画を立てる。

災害発生に備えて次の措置を講ずる。

- 1 応急教育計画における学校の位置付けを確認し、学校の役割分担を明確にするとともに、災害発生時の対応を検討し、その周知を図る。
- 2 児童、生徒への防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を 検討し、その周知を図る。
- 3 教育委員会、秩父警察署、長瀞町消防団、秩父消防本部及び保護者への連絡網及び協力 体制を確立する。
- 4 勤務時間外における所属教職員への連絡先や非常招集の方法を定め、教職員に周知する。
- 5 突発的な地震災害に対処する防災訓練を行う。

# 第3章 応急対策

町内に大規模な地震が発生又は発生するおそれがあるとき、町及び防災関係機関は協力体制を整え、災害対策本部を設置し、必要に応じて災害救助法の適用を知事に要請するなど、 災害の拡大防止及び救援活動が迅速に実施できるよう、応急対策に万全を期する。

# 第1節 応急活動体制 【総務部】

# 第1 目標

町は、災害発生時に被災者の救助や被災地の復旧を迅速に行うため、町本部を設置し、有機的な連携を図りながら、それぞれの機能を十分にして、応急活動体制に万全を期する。

また、法令又は本計画の定めるところにより、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指 定地方公共機関、その他関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る災害応急対策を速やか に実施する。

町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害応急対策を迅速かつ強力に 推進するため、法令及びこの計画に定める町本部等の組織に必要な職員を動員、配備し、そ の活動体制に万全を期する。

# 第2 活動体制

町、県及び防災関係機関は、日ごろから防災体制の充実に取り組むとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、被災者の救助や被災地の復旧を迅速に行うため、災害対策本部等の組織を設置し、有機的な連携を図りながら応急活動体制に万全を期する。

町内に災害救助法が適用された場合は、知事から委任を受けて災害救助法に基づく救助事務を実施(または県の実施する救助事務を補助)する。

# 1 地震発生時の体制の種別及び配備区分

# 災害対策の活動に当たってとるべき体制の種別及び配備区分

配備体制	配備基準	活動内容	配備対象職員
待機体制	原則として町内に震度4の地震が 発生した場合 (夜間・休日等の勤務時間外の配 備対象職員は自主参集)	情報収集を行い 得る体制	総務課防災担当 職員
初動体制	原則として町内に震度5弱の地震 が発生した場合 (夜間・休日等の勤務時間外の配 備対象職員は自主参集)	主として情報の 収集及び報告を 任務として活動 する体制	各課長以上の者 及び 総務課防災担当 職員
緊急体制	原則として町内に震度5強の地震 が発生した場合 (夜間・休日等の勤務時間外の配 備対象職員は自主参集)	災害状況の調査 及び非常体制の 実施に備えて活 動する体制	各主幹以上の者 及び 総務課防災担当 職員
非常体制	原則として町内に震度6弱の地震 が発生した場合 (夜間・休日等の勤務時間外の配 備対象職員は自主参集)	組織及び機能の すべてを挙げて 活動する体制	全職員

# (1) 待機体制

情報収集を行う体制。

(2) 初動体制及び緊急体制

町本部を設置しないで、通常の組織をもって災害対策活動を推進する体制。

(3) 非常体制

町本部を設置して災害対策活動を推進する体制。

(4) 現場等管理に従事している職員については、配備対象職員以外であっても状況に応じて自主参集して災害に対応する。

# 2 配備体制の決定

(1) 待機体制

総務課長が行う総務課内の体制。

(2) 初動体制

総務課長が行う。

(3) 緊急体制

町長が行う。

(4) 非常体制

町長が行う。

# 3 初動体制及び緊急体制時の対応

初動体制及び緊急体制時には、通常の組織をもって災害に対応するが、災害情報の収集・伝達等については、本部設置時に準じて行う。

# 4 初動体制時の活動

(1) 初動体制時の要員の確保

震度5弱以上の地震が発生した場合と災害が発生又は発生が予想される場合に、動員 伝達の有無に関わらず、直ちに町庁舎に速やかに参集し、地震災害等の情報収集及び本 部の設置準備に当たるとともに、情報を分析して、迅速な配備体制の決定とともに、関 係機関等への要請等の初期対応を適切に行う。

- (2) 夜間・休日等における体制
  - ア 昼間(午前8時30分から午後5時15分)においては、職員の日直体制
    - (ア)日直者

担当者が参集するまで、災害の情報収集及び連絡等を行う。

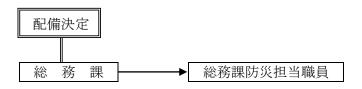
(イ)その他の職員

大規模地震発生時・大規模災害の発生が予測される場合は、テレビやラジオ等で 情報収集を行い、自宅で待機する。

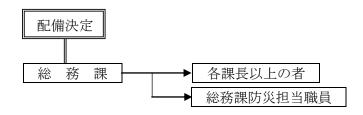
イ 夜間(昼間の時間帯以外)においては、秩父消防本部又は秩父消防署北分署から総 務課職員に連絡が入る体制

# 5 職員等の動員体制

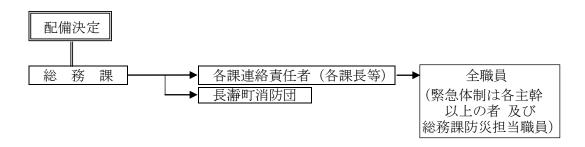
- (1) 動員系統
  - ア 待機体制



# イ 初動体制



# ウ 緊急体制及び非常体制



# (2) 動員の方法

配備決定に基づく動員の指令は、次の方法で行う。

- ア 勤務時間内
  - 庁内放送(口頭)及び電話等で行う。
- イ 勤務時間外 電話等で行う。

# (3) 災害時の参集

勤務時間外等において、激甚な災害が発生し、電話等による情報伝達が不可能となった場合には、職員自らの判断により、町庁舎に参集する。

- ア 職員は、参集後直ちにテレビやラジオ等による情報及び周囲の状況から被害状況の 把握に努める。
- イ 職員は災害の発生を覚知した場合は、動員伝達の有無にかかわらず動員配備基準に 従い状況を判断し、速やかに参集する。

#### 6 町本部の設置

町長は、必要があると認めたときは、本計画及び本部条例に基づき町本部を設置する。

(1) 町本部の設置の通知等

町本部の設置及び配備体制が決定されたときは、直ちにこの旨を職員に伝達するとと もに、次に掲げる機関に通知する。

ア 知事(県の危機管理防災部)

イ 報道機関

ウ その他必要と認める機関の長

(2) 町本部の閉鎖

本部長は、町内において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、町本部を閉鎖する。

町本部の閉鎖の通知等は、設置の通知等に準じて処理する。

(3) 町本部の設置場所

町本部の設置場所は、町庁舎内とする。

町庁舎が被災している場合は、施設管理者が町庁舎の被災状況を判定し、総務課長に 伝達する。

総務課長は、町庁舎への町本部の設置の可否を判断し、設置できない場合は、設置可能な場所に本部を設置するとともに、参集職員に明示する。

(4) 本部の機構及び組織

ア 災害対策本部の機構

本部長—— 副本部長 —— 本部員—— 部(4)
町長 副町長 総務課長、企画財政課長、税務課長、町民課長、教育長 健康福祉課長、産業観光課長、建設課長、教育委員会次長

イ 部の組織

総務部、町民福祉部、環境整備部、教育部の4部とする。

(5) 代理順位

町長が不在の場合は、次の代理順位に基づいて代理者が町本部を運営する。

順位 1 副町長

- 2 教育長
- 3 総務課長
- (6) 本部の運営

ア 本部会議

本部長は、副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策の総合的な基本方針を決定する。

#### イ部

部は、本部会議の決定した方針に基づき災害対策業務の実施に当たる。

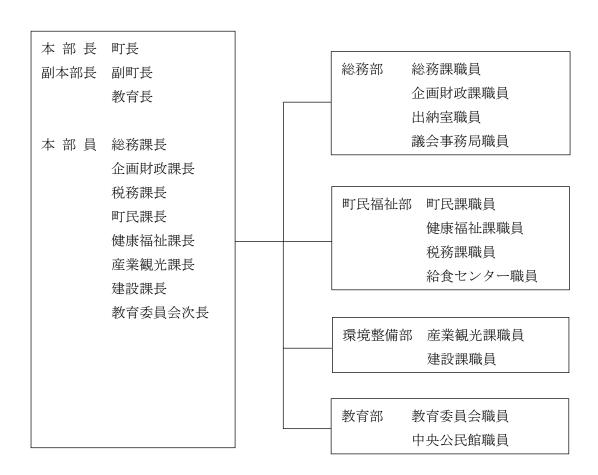
# (7) 職務

- ア 本部長は、町本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- イ 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときはその職務を代理する。副本 部長が複数いる場合は、本部長があらかじめ指定した者が代理する。
- ウ 本部員は、本部長の命を受け、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (8) 本部会議の所掌事務

本部会議は、次の事項に関して、本部の基本方針を決定する。

- ア 本部の非常配備体制に関すること
- イ 県及び他市町村等の応援に関すること
- ウ 自衛隊に対する災害派遣要請に関すること
- エ その他重要な災害対策に関すること

# 町本部組織図



# (9) 各部の分掌事務

# 総務部

部 名 等	構成員	主 な 分 担 事 務
総務部 部長 総務課長 副部長 企画財政課長	総務課職員	1 本部の開設・運営及び閉鎖に関すること 2 各部との連絡調整に関すること 3 避難の勧告・指示に関すること 4 県、他市町村、自衛隊その他防災等関係 機関への要請及び連絡調整に関すること 5 消防団に関すること 6 職員の健康等に関すること 7 庁用自動車等の配車に関すること
	企画財政課職員	8 災害等に関する情報の収集に関すること 9 災害広報に関すること(インターネット による情報発信、報道機関に対する発表含む) 10 安否情報の収集・提供に関すること 11 災害情報センターの運営・設置の協力に 関すること 12 庁舎等町有施設の応急復旧に関すること 13 災害対策予算に関すること 14 その他総務部に関すること
	出納室職員	15 災害出納に関すること 16 義援金の受入れ・保管に関すること
	議会事務局職員	17 他の部に属さない事務に関すること 18 他の部との連絡調整に関すること

# 町民福祉部

部 名 等	構 成 員	主 な 分 担 事 務
町民福祉部	税務課職員	<ul><li>1 罹災証明の発行に関すること</li><li>2 被災納税者の調査に関すること</li><li>3 税の徴収猶予・減免措置に関すること</li></ul>
健康福祉課長 副部長 町民課長 税務課長	町民課職員	<ul><li>4 埋・火葬の調整に関すること</li><li>5 防疫・保健衛生に関すること (動物愛護含む)</li><li>6 災害等による廃棄物の処理に関すること</li></ul>
健康福祉課職員		7 避難所の開設・運営に関すること 8 災害時の要配慮者対策に関すること 9 食料、生活必需品等の調達・配分に関す ること 10 食料、生活必需品等集積地の指定及び管 理に関すること 11 食料、生活必需品等の応援・救援物資の
		受入れ、仕分け、配分に関すること 12 医療、助産に関すること(救援所の設置 含む)

	13 医療救護班の編成、派遣に関すること
	14 医薬品等の確保、供給に関すること
	15 義援金等の配分に関すること
	16 応急仮設住宅の建設に関すること(応急
	修理含む)
	17 社会福祉協議会との連絡調整に関するこ
	と (ボランティア含む)
給食センター職員	18 避難所の炊き出し供給に関すること

# 環境整備部

部 名 等	構成員	主 な 分 担 事 務
環境整備部	産業観光課職員	1 労働力の確保に関すること 2 その他環境整備部に関すること
部 長 建設課長 副部長 産業観光課長	建設課職員	3 道路、橋りょう、河川等の応急対策に関すること 4 応急危険度判定に関すること 5 道路等の障害物の撤去作業の支援に関すること 6 建設業者との連絡調整に関すること

# 教育部

部 名 等	構成員	主 な 分 担 事 務
教育部 部長 教育委員会次長	教育委員会職員	1 児童、生徒等の安全確保並びに保健衛生 に関すること 2 学用品の調達に関すること 3 学校等関係機関との連絡調整に関すること と 4 応急教育方法の指導立案に関すること
	中央公民館職員	5 文教施設の被害調査に関すること         6 文教施設の災害応急対策に関すること         7 文化財の保護に関すること

# 7 町本部の運営

- (1) 本部会議の運営
  - ア 本部室は、災害の規模等に応じて総務課長が定め、その入口に「長瀞町災害対策本部」の標識を掲げる。
  - イ 本部会議の招集は、電話、庁内放送を通じて行う。
  - ウ 本部会議は、本部長が招集し、主宰する。
- (2) 本部長への報告

本部員は、次の事項について、速やかに本部長に報告する。

- ア 調査し、把握した被害状況等
- イ 実施した応急措置の概要
- ウ 今後、実施する予定の応急措置の内容
- エ 本部長から特に指示された事項
- オ その他必要と認められる事項
- (3) 職員の勤務管理、健康管理及び給食等

各部長は、町本部を構成する職員の健康及び勤務状態に常に配慮し、交代要員の確保 等適切な措置をとる。

総務部は、職員の休憩、仮眠、健康管理、給食、給水等の業務を実施するものとし、 必要に応じ、他部に応援を依頼する。

# 8 県が実施する救助事務を補助する体制

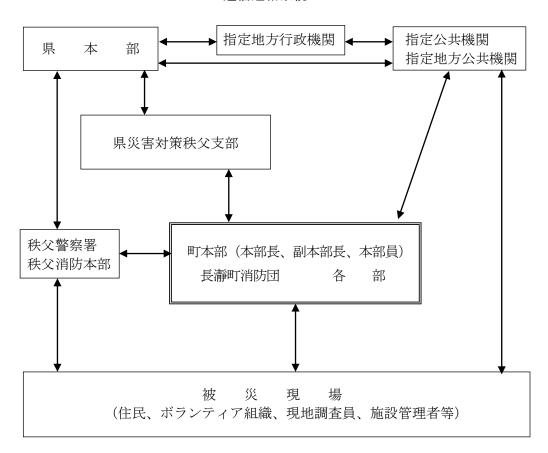
本町に、救助法が適用された場合は、知事の指揮を受け、救助法に基づく救助事務を補助する。

# 第2節 情報収集·伝達 【総務部】

# 第1 災害情報の収集・伝達

町は、応急対策を適切に実施するため、県及び防災関係機関と相互に密接な連携を図りながら、迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達を行う。

# 通信連絡系統



# 1 情報収集・伝達体制

- (1) 地震情報等の収集・伝達
  - ア 地震情報の収集・伝達

県は、県内に設置された計測震度計から地震情報を収集する。収集した情報は防災 情報システムにより町に伝達する。

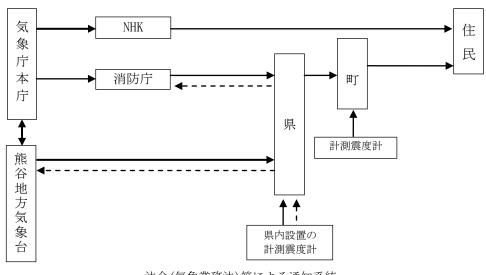
町は、地震情報を収集した場合、防災行政無線、広報車、ちちぶ安心・安全メール、電話及び口頭等により直ちに住民に伝達するとともに、必要な措置を講ずる。

イ 震度情報ネットワークシステムによる震度情報伝達

県は、県庁で集約された震度情報を、消防庁へ伝達するほか、専用回線を利用して 熊谷地方気象台に伝達する。

町は、県内で震度4以上の地震を観測した場合、県より防災行政無線の一斉FAXにより県内の震度分布図と震度一覧を受信することとなっている。

# 地震情報の収集・伝達系統図

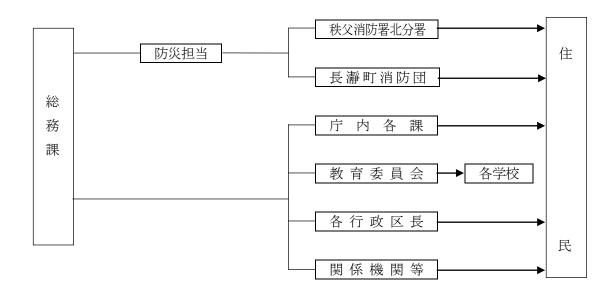


\_\_\_: 法令(気象業務法)等による通知系統

--- : 地域防災計画による通知系統

-----: : 震度情報ネットワークシステムによる震度情報伝達系統

# 地震情報等の伝達系統図



# (2) 災害時気象支援資料の提供

熊谷地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした気象情報等の提供に努める。

#### (3) 緊急地震速報の伝達

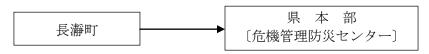
気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会(NHK)に伝達する。

町は、気象庁から伝達を受けた緊急地震速報を防災行政無線等により、住民等へ伝達 する。

# 2 災害情報の収集、報告

町は、町内に地震災害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめ、防災情報システム(使用できない場合はFAX等)で県に報告するとともに、併せて応急対策に関する既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について報告する。被害状況等の報告は、当該災害に関する応急対策が完了するまで続ける。

#### 防災情報システムによる報告



#### (1) 情報の収集

ア 町は、災害情報の収集に当たっては、秩父消防本部、秩父警察署と緊密な連携を図る。

- イ 被害の程度の調査に当たっては、町内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のない よう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整しておく。
- ウ 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤 を確認する。
- エ 全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、性別、 年齢等を速やかに調査する。

#### (2) 情報の報告

町は、町内の被害状況等について、次により県に報告する。

なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。 被害速報は発生速報と経過速報に区分する。この場合、報告すべき被害の程度について は、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに町関係公共土木被害を優先して報告する。

- ア 報告すべき災害は、次のとおり。
  - (ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの
  - (イ) 町及び県が災害対策本部を設置したもの
  - (ウ) 災害が近隣市町村にまたがるもので、本町における被害が軽微であっても、全 国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
  - (エ) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
  - (オ) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後上記の要件に該当する災害に進 展するおそれがあるもの

- (カ) 地震が発生し、町内で震度4以上を観測したもの
- (キ) その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要がある と認められるもの

# イ 発生速報及び経過速報

# (ア) 発生速報

防災情報システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力する。

なお、防災情報システムが使用できない場合は、様式第1号の発生速報により防 災行政無線、FAX等で報告する。

#### (イ) 経過速報

防災情報システムにより、特に指示する場合のほか2時間ごとに逐次必要事項を 入力する。

なお、防災情報システムが使用できない場合は、様式第2号の経過速報により防 災行政無線、FAX等で報告する。

≪資料-16 報告書様式及び確定報告記入要領≫

#### ウ確定報告

様式第3号の被害状況調べにより、災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。

≪資料-16 報告書様式及び確定報告記入要領≫

# (3) 報告先

# ア 被害速報及び確定報告

被害速報及び確定報告は、県本部設置前については県消防防災課(勤務時間外は県 危機管理防災部当直)に報告、設置後は秩父地域振興センターに報告する。

# 被害速報及び確定報告の報告先

	県本部設置前 (現地対策本部又は支部設置前)	県本部設置後 (現地対策本部又は 支部設置後)
勤務時間内	県消防防災課 ・電話 048-830-3171 ・FAX 048-830-4779 ・防災行政無線 6-3171	秩父地域振興センター
勤務時間外	県危機管理防災部当直 ・電話 048-830-8111 (直通) ・防災行政無線 6-8111	・電話 24-1110 ・FAX 24-1741 ・防災行政無線 82-999

#### イ 消防庁への報告

県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

#### 消防庁の報告先

回線	区分	平日 (9:30~18:15) (消防庁応急対策室)	左記以外 (消防庁宿直室)
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災	電話	TN-90-49013	TN-90-49102
行政無線	FAX	TN-90-49033	TN-90-49036
地域衛星通信	電話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
ネットワーク	FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

(注) TNは、回線選択番号を示す。

# 3 災害発生時の通信手段

町、県及び防災関係機関は、有線電気通信設備が途絶又は途絶するおそれがある場合等 を想定し、災害発生時における通信手段の確保を図る。

#### (1) 指定有線電話及び連絡責任者

ア 町及び防災関係機関は、指定有線電話及び連絡責任者を定め、窓口の統一を図る。

イ 町、県及び防災関係機関は、災害時においては指定有線電話を平常業務に使用する ことを制限し、連絡責任者の統括のもとに通信連絡にあたる。

# (2) 県の防災行政無線の使用

町と県との間における連絡、予警報等の伝達は、県が設置している防災行政無線に よって行う。

# (3) 非常通話及び緊急通話の利用

町及び防災関係機関は、災対法第57条、電気通信事業法第8条並びに電気通信事業法 施行規則第55条、第56条の規定に基づき、非常通話、非常電報、緊急通話及び緊急電報 を活用する。

#### ア 非常通話及び非常電報

非常通話及び非常電報は、災害予防又は救済のため緊急を要する事項を内容とする ものであり、消防機関又は災害救助機関相互において実施する。

# イ 緊急通話及び緊急電報

緊急通話及び緊急電報は、火災、集団的感染症、交通機関の重大な事故等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救済、復旧等に直接関係のある機関との間又はこれらの機関相互において実施する。

#### ウ 利用上の注意事項

# (ア) 非常電話及び緊急電話

原則として、あらかじめ東日本電信電話株式会社埼玉事業部の承諾を受けた番号の電話により行う。これを請求する場合は、「非常電話」又は「緊急電話」である 旨及び必要な理由を手動交換取扱担当部門に告げる。 (イ) 非常電報及び緊急電報

非常電報又は緊急電報を発信する場合は、「非常電報」又は「緊急電報」である 旨を告げるとともに、頼信紙の余白に「非常」又は「緊急」と朱書きする。

(4) 災害情報通信のための通信施設の優先使用

町が災対法第79条の規定に基づいて災害情報通信のための通信施設を優先使用する場合は、この計画の定めるところによる。

- ア 有線電気通信設備及び無線設備を使用する機関等の範囲
  - (7) 警察機関
  - (4) 消防機関
  - (ウ) 水防機関
  - (エ) 航空保安機関
  - (オ) 気象業務機関
  - (カ) 鉄道事業者
  - (キ) 電気事業者
  - (ク) 鉱業事業者
  - (ケ) 自衛隊
- イ 有線電気通信設備及び無線設備を優先する場合
  - (ア) 災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急を要する場合において、特別の必要があると認めたとき。
  - (4) 災害発生時において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別 の必要があると認めたとき。
- ウ 有線電気通信設備及び無線設備の優先する場合の注意事項
  - (ア) 緊急の場合に混乱を生じないよう、あらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の具体的手続を定めておく。
  - (4) 町が災害情報通信のため、特に緊急を要する事項について、警察専用電話又は 警察無線設備を使用しようとするときは、あらかじめ警察本部長と協定してお く。

# (5) 非常通信

町は、有線通信や防災行政無線等が使用できない場合は、電波法の規定に基づき、関東地方非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を利用した非常通信 (非常無線)を行うことができる。

関東地方非常通信協議会の構成、任務及び連絡先は次のとおり。

#### ア 構成

無線局の免許人又は承認を受けた者並びに人命の救助、災害の救助、交通通信の確保及び秩序維持に関して特に非常通信に関係の深い機関又は団体をもって構成されている。

#### イ 任務

(ア) 非常通信訓練の実施

- (イ) 非常通信の運用計画の策定
- (ウ) 非常通信網の整備
- (エ) アマチュア無線局の育成指導
- (オ) 非常通信活用に関する調査研究
- (カ) 通信機器の取扱指導
- ウ 非常通信に関する照会、問い合わせを行う連絡先は、次のとおりとする。

関東総合通信局無線通話部陸上第二課

電話 03-6238-1771 (直通)

FAX 03-6238-1769

(6) 使者の派遣

全ての通信が途絶した場合は、使者を派遣して行う。

(7) 他団体への協力要請通信手段

有線電話が途絶した場合は、アマチュア無線局、タクシー無線局の協力を得る。

# 第2 広報広聴活動

町は、地震発生時に、被災住民等が適切な行動がとれるよう、正確な有用情報の迅速な広報を実施する。

また町は、被災者等の要望や苦情などの広聴を実施し、効果的な応急対策を行うとともに、総合的な相談及び被災者の安否情報を含む情報提供の窓口を設置し、被災者や住民の要望に適切に対応する。

#### 1 災害広報資料の収集

災害広報活動を行うために必要な資料として、被害報告によるもののほか、次に掲げる ものを作成し、また、関係機関等の協力を得て収集する。

- (1) 職員を派遣して撮影した災害写真、災害ビデオ
- (2) 県及び防災関係機関、報道機関その他の機関及び住民等が撮影した災害写真、災害ビデオ、救助等応急対策活動を取材した写真等
- (3) 報道機関等が取材した写真

#### 2 住民への広報

町の主な広報活動は、以下のとおりとする。

広報内容については、その文案、優先順位をあらかじめ定めておく。

(1) 広報の手段

町は、次の媒体を活用して広報を行う。被害状況により必要と認められる場合は、県 に対し広報の協力を要請する。

- ア 防災行政無線
- イ 広報車
- ウ ちちぶ安心・安全メール
- エ テレビ、ラジオ

- オ SNS (ツイッター、ツイッターアラート、フェイスブック)
- カ アマチュア無線
- キ タクシー無線
- ク 道路情報表示板
- (2) 広報の内容
  - ア 災害の規模、範囲、内容の概要情報
  - イ 余震情報
  - ウ 二次災害に関する情報
  - エ 初期消火、出火防止(ガスの元栓、電気ブレーカーの点検等)の協力要請
  - オ 住民、自主防災組織、行政区、事業所等への人命救助、災害時要援護者救助の協力 要請
  - 力 避難勧告、避難指示、警戒区域設定関連情報
  - キ 避難所、避難路の情報
  - ク 避難時の注意 (携行品、車の利用規制、連絡先の表示)
  - ケ 救護所の開設状況
  - コ 医療機関等の受入れ情報
  - サ 専門医療(透析等)機関の情報
  - シ ライフライン情報
  - ス 道路情報(交通規制、緊急道路等)
  - セ 交通機関情報 (運休、運行状況)
  - ソ 応急対策の実施状況
  - タ 全国からの救援情報
  - チ 飲料水、食料、物資等の状況
  - ツ 安否に関する情報
  - テ 遺体収容関係情報
  - ト その他必要な情報

# 3 要配慮者への広報

町は、外国人に対しての絵文字による広報、視聴覚障害者に対してのファクシミリや メールによる広報などを実施する。

# 4 報道機関への情報提供

町は、被害状況、ライフラインの復旧情報など、被災者等に有用な情報を迅速かつ的確に伝えるため、報道機関に必要な情報を提供する。

災対法第57条に基づく災害警報等の放送要請については、県を通じNHKさいたま放送局、テレビ埼玉、エフエムナックファイブ等に対して行う。

#### 5 帰宅困難者への広報

帰宅困難者に必要な交通情報や被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気づかう 家族への連絡体制を確保する。

# 6 広聴活動

(1) 被災者に対する広聴の実施

町は、全般の応急対策の実施状況を把握し、防災関係機関と連携を図り、被災者の要望、苦情等の収集に努める。また、必要により県へ広聴活動の支援を要請する。

(2) 相談窓口の開設

町は、町内の公共施設や避難所に相談窓口を開設する。

町は、防災関係機関と連絡の上、住民からの問い合わせや要望を受け付けるととも に、相談内容や要望事項の整理を行い、応急対策に活用する。

(3) 安否情報の提供

安否情報は、同居の家族や住民の間だけでなく、町外に居住する家族、縁者、知人、 仕事関係者等も広く関心を寄せる事項であり、迅速かつ的確な安否情報の提供を行う。

(4) 県ホームページの活用

町は、県ホームページ上に開設される「埼玉県震災コーナー」を活用し、災害の状況を把握するとともに、被災者の要望、苦情等の把握、分析を行う。

(5) 県の災害情報相談センターの活用

町は、災害発生時に、安否情報の提供等を目的として県が設置する災害情報相談センターの業務に協力するとともに、その活用を図る。

(6) 震災相談連絡会議の設置

震災後の連携体制を強化するため、震災後早期に、災害情報相談センターにおいて、 県、市町村及び関係団体による震災相談連絡会議が開催される。

震災相談連絡会議では、災害情報相談センターと関係団体の相談窓口分担、相談体制、情報入手方法、伝達方法等を確認する。

# 第3節 避難対策 【総務部、町民福祉部】

# 第1 避難の実施

地震発生時には、多数の被災者が生じることが予想されるため、避難所の設置、避難誘導を的確に行う。

また、避難者の一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。

# 1 避難の勧告又は指示の実施

#### (1) 町長

町長は、火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の 生命又は身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退 きの勧告又は指示を行う。(災対法第60条、水防法第29条)

この場合、町長は知事に必要な事項を伝達する。

する。(災対法第61条、警察官職務執行法第4条)

# (2) 警察官

警察官は、地震災害発生時に、住民の生命又は身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、町長が指示できないと認めるとき、又は町長から要求があったときのほか、人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、急を要する場合においては、直ちに当該地域住民等に対して、立ち退きを指示する。この場合、警察官は、直ちにその旨を町長に通知するほか、埼玉県公安委員会へ報告

# (3) 自衛官

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示を行う。(自衛隊法第94条)

この場合、自衛官は、町長を通じて知事に必要な事項を伝達する。

#### (4) 知事又はその命を受けた職員

ア 知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対して速やかに立ち退きの勧告又は指示を行う。 (災対法第60条第5項)

イ 知事又はその委任を受けた職員は、地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立ち退きの指示を行う。(地すべり等防止法第25条)

#### 2 避難の勧告又は指示の周知

避難の勧告又は指示を行った者は、速やかにその内容を防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じて住民等に周知する。その際、要配慮者や居住者以外の者に対しても、迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。避難の必要がなくなった場合も同様

とする。

また、避難の勧告又は指示は、要避難対象地域、避難先及び避難経路、避難理由及び避難時の留意事項を明示して行う。

#### 3 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体 に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

警戒区域の設定を行った場合は、避難の勧告又は指示と同様に、関係機関及び住民に、 その内容を周知する。

#### 4 避難誘導

(1) 避難誘導の方法

町長は、次の事項に留意して避難誘導を行う。

- ア 避難経路は、危険な道路、橋、その他新たに災害発生のおそれのある場所をできる 限り避け、安全な経路を選定する。
- イ 自主防災組織等と連携を図り、避難者を誘導する。
- ウ 危険地点には、標示、縄張りを行い、状況により誘導員を配置し安全を期する。
- エ 老幼病弱者又は歩行困難者には、状況により適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行う。
- オ 誘導中は、事故防止に努める。
- カ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、自主防災組織等の単位で行う。
- キ 避難順位は、おおむね次の順序で行う。
  - (7) 傷病者、障害者
  - (4) 高齢者、妊産婦、乳幼児、児童
  - (ウ) 一般住民
- (2) 住民への周知

町は、あらかじめ、避難所、避難経、携帯品について住民に周知を図っておく。 携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、立ち退きに支障を来さない 最小限度とする。

# 第2 避難所の開設・運営

#### 1 避難所の開設

(1) 避難所開設の基準

地震災害発生により現に被害を受け、避難しなければならない者を一時的に収容し保護するため、避難所を開設する。

また、災害発生の不安により、当該地域の住民からの要請があった場合、避難所を開設する。

## (2) 開設の方法

ア 避難所は、学校、公民館、地区集会所等の既存建物を応急的に整備して使用する。 ただし、これらの適当な施設を得難いときは、野外に仮設建物を設置するなどして対 応する。

イ 開設に当たっては、安全点検を速やかに実施し、危険箇所がある場合は避難者を近づけないよう縄張り等を行う。倒壊等のおそれがある場合は、避難所としての使用を中止する。

#### (3) 開設の公示、誘導及び保護

町は、避難所を開設したときは、その旨を住民に公示し、避難所に収容すべき者を誘導して保護する。

(4) 県への報告

町長は避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を知事に報告する。

- ア 避難所の開設の目的、日時及び場所
- イ 箇所数及び収容人員
- ウ 開設期間の見込み
- (5) 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用された場合、避難所の開設、運営について次の帳簿類を整える。 なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間 並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」に準じて行う。

- ア 救助実施記録日計表(《様式1》を参照)
- イ 避難所用物資受払簿
- ウ 避難所設置及び収容内状況(≪様式15≫を参照)
- エ 避難所設置に要した支払証拠書類及び物品受払証拠書類

# 2 避難所の管理運営

町は、避難所開設に伴い、職員を各避難所に派遣し、あらかじめ策定したマニュアルに 基づいて避難所の運営を行う。運営に当たっては、以下の点に留意して適切な管理を行う。

#### (1) 避難者名簿の整備

避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとと もに、食料、物資等の需要を把握する。町内で避難所等の不足が見込まれる場合には 県、近隣市町村に応援要請する。

#### (2) 通信手段の確保

避難所の開設や運営状況などを把握するため通信連絡手段の確保に努める。

#### (3) 避難所の運営

避難所ごとに管理責任者を定めることとする。運営に当たっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。女性に配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。

避難所の運営に当たっては、「第5節 応援要請、応援の受入れ 第3 応援の受入 れ」に準じ、ボランティアの応援を円滑に活用できるよう、活動環境を整える。

#### (4) 要配慮者や女性への配慮

要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース(障害者等が気持ちを落ち着かせることが出来る空間)等を開設当初から設置するように努める。

女性や子どもに対するセクシャルハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室やトイレ、入浴施設等の設置場所に配慮するとともに、注意喚起や巡回警備を実施するなど、安心、安全の確保に努める。

また、女性の相談員、福祉相談員を配置又は巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。

## (5) 要配慮者等に必要な物資等の整備

要配慮者等のために必要な物資等を速やかに調達できる体制を整備する。要配慮者や女性のために必要と思われる物資等の例は、次のとおり。

#### ア 高齢者

紙おむつ、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡

#### イ 乳幼児

タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、粉ミルク、お湯、離乳 食、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣料、おぶい紐、ベビーカー等 ウ 肢体(上肢、下肢、体幹)不自由者

紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリートイレ

#### 工 病弱者

内部障害者 : 医薬品や使用装具

膀胱又は直腸機能に障害:オストメイトトイレ

咽頭摘出 : 気管孔エプロン、人工咽頭

呼吸機能障害 :酸素ボンベ

#### 才 聴覚障害者

補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ

# カ 視覚障害者

白杖、点字器、ラジオ

## キ 知的障害者・精神障害者・発達障害者

医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文

字で説明するための筆記用具

ク 女性

女性用下着、生理用品などの衛生用品

ケ 妊産婦

マット、組立式ベッド

コ 外国人

外国語辞書、対訳カード

なお、「第10節 第2 避難生活における要配慮者支援」にも避難所における要配慮者 対策を定めている。

(6) 生活環境への配慮 (プライバシーの確保等)

避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。

(7) 避難者の健康管理

避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保 つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。

保健師等による健康相談の実施体制、医療機関からの医師の派遣等の必要な措置をとる。

また、高齢者や障害者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉 避難所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、医療機関への移送や福祉施設への入 所、ホームヘルパーの派遣等の必要な措置をとる。

## (8) 福祉避難所の活用

町は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅での生活が困難である要配慮者を入所させるとともに、医療や介護など必要なサービスを提供する。

(9) 避難者とともに避難した動物の取扱い

避難者とともに避難した動物(盲導犬、聴導犬、介助犬を除く)の取扱いについて、 避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込 みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。 収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以 外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負う。

また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が 施設を現状復旧させる全責任を負う。

# (10) 県への要請

町は、必要に応じて、県に対して職員の派遣を要請する。

# 第3 広域一時滞在

町は、災害から住民を避難させることが当該町内では困難と判断した場合、他の市町村の協力を得て、住民を避難させる。

また、協力を求められた場合、町は、県の支援を得て広域一時滞在のための避難所を提供する。

また、県は、県外広域一時滞在(他都道府県への避難)が必要な場合、町との協議に基づき、避難先となる都道府県と受入れについて協議する。

避難所の運営に当たっては、「第2 2 避難所の管理運営」に準ずる。

# 第4節 消防活動

# 【秩父消防本部】

地震火災は、地震の規模や発生時間により被害の程度が大きく異なるので、限られた消防力を効果的に運用するとともに、近隣市町村等に迅速かつ的確な消防応援を要請するなど、臨機応変な消防活動を行う。

# 第1 消防活動

#### 1 秩父消防本部の対応

- (1) 情報収集及び伝達及び応援隊の受入れ
  - ア 災害状況の把握

119番通報、かけこみ通報、消防無線、参集職員の情報等を統合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

イ 把握結果の緊急報告

消防長は災害の状況を町長(場合によっては知事)に対して報告し、応援要請等の 手続きに遅れのないよう対処する。

ウ 応援隊の受入れ

応援隊の受入れについては、次のことに留意して受入れ体制を整える。

- (ア) 応援消防隊の誘導方法
- (イ) 応援消防隊の人員、資機材数、指揮者等の確認
- (ウ) 活動拠点の確保
- (2) 同時多発火災への対応
  - ア 避難所及び避難路確保優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難所及び避難路確保の消防活動を行う。

イ 重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

- ウ 消火可能地域優先の原則
  - 大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。
- (3) 火災現場活動の原則
  - ア 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を 確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を判断し、行動を決定する。
  - イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢現場活動により 火災を鎮圧する。
  - ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、 道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

#### (4) 救急救助

要救助者の救急救助と傷病者に対して応急処置を行い、安全な場所へ搬送をする。

#### 2 長瀞町消防団の対応

(1) 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、住民に対し、出火防止 (火気の使用禁止、ガスの元栓閉止、電気のブレーカー遮断等)を広報するとともに、 出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

#### (2) 消火活動

地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは秩父消防本部と協力して行う。

(3) 救急救助

秩父消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と傷病者に対しての応急処置 を実施し、安全な場所に搬送する。

(4) 避難誘導

避難の勧告・指示がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

(5) 情報の収集

秩父消防本部による活動を補佐し、早期の災害情報の収集を行う。

(6) 応援隊の受入れ準備

応援隊の受入れ準備及び活動地域の案内等を秩父消防本部と協力して行う。

# 第2 応援要請

# 1 応援要請の手続等

(1) 消防相互応援協定による応援要請

町長は、町内の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ締結している 消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

(2) 知事による応援出動の指示等

被害状況の把握の結果、県内に被害が発生しており被災地域のみでは十分な対応ができないと判断されるとき、知事は、県内の市町村長又は消防長に対して応援出動の指示を行うことができる。

町の被災に際して、町長は、町内の消防力で十分な活動が困難である場合には、知事に対して応援要請を求めることができる。

#### 2 応援要請の内容

町長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。

要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出する。

被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

- (1) 火災の状況(傷病者、要救助者の状況)及び応援要請の理由、災害種別及びその状況
- (2) 応援消防隊の派遣を必要とする期間(予定)
- (3) 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- (4) 町への進入経路及び集結場所(待機場所)
- (5) 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

# 3 応援隊の受入れ体制

(1) 緊急消防援助隊

被災地が町のみの場合は、町に緊急消防応援隊調整本部を設置する。調整本部は、緊 急消防援助隊の受入れ隊体制を整える。

- ア 応援消防隊の誘導方法
- イ 応援消防隊の人員、機材数、指揮者等の確認
- ウ 活動拠点の確保
- (2) その他応援隊

円滑な受入れを図るため、秩父消防本部は、受入れ態勢を整える。

# 第 5 節 応援要請、応援の受入れ 【総務部、秩父消防本部】

大規模地震等により被害が広範囲に及び、町単独による対応では困難な場合は、あらかじめ 応援・協力に関する協定を締結している他市町村や各団体、県等に応援の要請を行う。

# 第1 県及び指定地方行政機関等への応援要請

町は、県又は指定地方行政機関等に応援又は応援のあっせんを求める場合は、県(危機管理防災部消防防災課)に、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

# 応援要請のための文書

要請の内容	事項	備考
県への応援要請又は応急措 置の実施の要請	ア 災害の状況 イ 応援 (応急措置の実施)を要請する理由 ウ 応援を希望する物資、資材、機 械、器具等の品名及び数量 エ 応援 (応急措置の実施)を必要とする場所 オ 応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容) カ その他必要な事項	災対法第68条
自衛隊災害派遣要請の要求	「第6節 自衛隊災害派遣」参照	自衛隊法第83条
指定地方行政機関、他都県の職員又は他都県の市町村の職員の派遣又は派遣のあっせんを求める場合	ア 派遣又は派遣のあっせんを求める 理由 イ 派遣又は派遣のあっせんを求める 職員の職種別人員数 ウ 派遣を必要とする期間 エ 派遣される職員の給与その他の勤 務条件 オ その他参考となるべき事項	災対法第29条 災対法第30条 地方自治法 第252条の17
NHKさいたま放送局、 (株) テレビ埼玉及び (株) エフエムナックファ イブに放送要請の要求	「災害時における放送要請に関する協 定」(平成14年12月)	災対法第57条
消防庁長官への緊急 消防援助隊の要請	ア 災害の状況(負傷者、要救助者の 状況) イ 応援要請を行う消防隊の種別と人 員	消防組織法 第44条

# 第2 市町村間の相互応援

町は、町域に係る地震災害について、適切な応急措置を実施する必要があると認めたときは、他市町村に対して応援を求めることができる(災対法第67条及び相互応援協定)。その判断はおおむね次のような事態に際して行う。

- 1 被害の拡大防止や被災者の救援のための措置を十分に行えないと判断されるとき。
- 2 他市町村等の応援を得た方が迅速かつ的確に応急対策活動が行えると判断されるとき。
- 3 夜間等で被害状況の把握が十分にできない状況下で、職員との連絡が困難であったり、 被害報告が相次いでもたらされるような切迫した事態のとき。

なお、県内で大規模な災害発生時には、近隣の他市町村も同時に被災している可能性が高く、応援等が期待できない場合も考えられる。

このため、町は、県外の市町村と応援協定等を締結するよう努める。

また、町は、「秩父地域5市町消防団危機対応相互応援協定」等の相互応援協定に基づき、 相互に応援する。(消防組織法第39条)

# 第3 応援の受入れ

緊急的かつ専門的な知識及び技術が求められる救援活動に対して、国等から応援及びあっせんを円滑に受入れる。

また、国内の公共的団体からの、所掌事務に関連する組織的応援を、他機関との連携により円滑に受入れる。

さらに、大規模な地震災害発生時には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには 限界がある。行政、ボランティア関係機関、ボランティア・グループ等の連携により、ボラ ンティア等を円滑に受入れる。

海外から救援物資の提供や救援隊の派遣等の支援の申出があった場合の円滑な受入れを図る。

#### 1 国からの応援受入れ

国は大規模な災害に際しては、緊急性に対応する輸送手段、専門性を有する医療などの活動資源を有し、また、その他必要な災害活動のあっせんを行う権限を有している。町及び県は、国の応援受入れに際しては、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

- (1) 国が行う活動
  - ア 自衛隊の災害派遣
  - イ 警察の広域緊急援助隊
  - ウ 消防の緊急消防援助隊
  - エ 医療の広域医療応援
  - オ その他災害応急対策(政府との防災訓練で検証がなされている業務等)
- (2) 町が行う活動
  - ア 受入れ体制の整備

- (ア) 情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化
- (4) 応援部隊が被災地で活動するための活動拠点の選定
- イ 応援受入れの対応
  - (ア) 受入れ窓口
  - (イ) 応援の範囲又は区域
  - (ウ) 担当業務
  - (エ) 応援の内容

# 2 地方公共団体からの応援受入れ

(1) 受入れ体制の確立

他の地方公共団体における専門的技術及び知識を有する職員を受入れるために、町及び県が連携し、体制を確立する。

(2) 町が行う活動

ア 受入れ体制の整備

関係機関との相互協力により、原則として町で受入れ窓口を設置し、他の地方公共 団体の職員を円滑に受入れる。

- イ 受入れへの対応
  - (ア) 受入れ窓口
  - (イ) 応援の範囲又は区域及び制約条件
  - (ウ) 担当業務
  - (エ) 応援の内容
  - (オ) 交通手段及び交通路の確保

#### 3 ボランティアの応援受入れ

(1) ボランティア受入れ体制の確立

大規模地震発生時、行政や防災関係機関のみで対応していくことは限界があるため、民間の団体又は個人によるボランティアの協力を得ることが必要である。

(2) 災害ボランティア活動の例

アー般作業

炊き出し、清掃、救援物資の仕分け等

- イ ボランティアコーディネート業務
- ウ 災害救助専門ボランティア

災害時には、介護や通訳判定など特に必要となる専門分野の人員の不足が予想される。そこで、下記の専門分野からなる災害救助専門ボランティアを編成し、災害時の人員不足に備える。

専門分野の例は、次のとおり。

- (ア) こころのケア
- (4) 乳幼児保育
- (ウ) 介護
- (工) 手話通訳

- (オ) 外国語通訳
- (カ) 情報、通信
- (キ) 土木、建築等
- (3) 町が行う活動

ア ボランティアの受入れと活動の支援

- (ア) 町は、発災後直ちに町社会福祉協議会と連携し、ボランティアの活動拠点となる 災害ボランティアセンターを設置する。
- (4) 災害ボランティアセンターは、町社会福祉協議会、ボランティア団体等が主体となり次の業務を行う。
  - 1) ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネートを行う。
  - 2) 町のみではボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティアセンターにボランティアの派遣等を要請する。

#### イ 備品等の用意

災害ボランティアセンターに、通信設備、パソコン、コピー等の必要な機器、事務 用品等を用意する。

#### 4 公共的団体からの応援受入れ

(1) 受入れ体制の確立

町は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るために、相互の連絡を密にして、 災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

(2) 町が行う公共的団体の受入れ体制の確立

その区域内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して、応急対策等に積極的協力が 得られるよう協力体制を整えておく。

(3) 公共的団体と活動の例示

#### ア 公共的団体

日赤奉仕団、医師会及び歯科医師会、看護協会、社会福祉協議会、農業共同組合、商工会、生活協同組合等

# イ 活動内容

- (ア) 異常現象、危険な場所等を発見したときに関係機関へ連絡すること。
- (イ) 災害時における広報等に協力すること。
- (ウ) 出火の防止及び初期消火に協力すること。
- (エ) 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること。
- (オ) 被災者の救助業務に協力すること。
- (カ) 炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること。
- (キ)被害状況の調査に協力すること。

## 5 住民、自主防災組織等の協力

多くの建築物の倒壊や火災の同時多発などから地域を守るため、住民、自主防災組織等が、町や県、防災関係機関と連携して、災害対策を円滑に進める。

(1) 住民、自主防災組織等の責務

住民、事業所等は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自主的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努めなければならない。

(2) 住民、自主防災組織等の活動

#### ア 住民の活動

住民は、災害発生時には、次の活動を行う。

- (ア) 適切な初期消火(消火器、バケツリレーによる消火など)
- (イ) 避難時前の電気ブレーカーとガス元栓の確認
- (ウ) 自主防災活動への参加、協力
- (エ) 地域住民共助による傷病者、要配慮者の救出・救助
- (オ) 避難所での自主的な活動、ゆずりあい
- (カ) 避難所運営への積極的な参加
- (キ) 避難所における要配慮者への支援
- (ク) 町、県及び防災関係機関が行う防災活動への協力

#### イ 自主防災組織の活動

自主防災組織は、災害発生時には、活動マニュアル等に基づいて次の活動を行う。

- (ア) 初期消火の実施
- (イ) 情報の収集・伝達
- (ウ) 被災者等の安否確認、救助隊との協力、救出、救護の実施
- (エ) 集団避難の実施(特に、要配慮者の安全確保)
- (オ) 避難所の運営活動の実施(例 炊き出し、給水、物資の配布、安否確認)
- (カ) 要配慮者の避難誘導支援
- (キ) 避難所での運営協力(例 運営のルールづくり等)
- (ク) 災害対策本部の要請に基づく応急活動業務の協力

#### ウ 事業所等の活動

事業所等は、災害発生時、次の活動を行う。

- (ア) 正確な情報の把握及び伝達
- (イ) 出火防止措置、初期消火の実施
- (ウ) 従業員、利用者等の避難誘導
- (工) 応急救助、救護
- (オ) ボランティア活動への支援
- (カ) 自主防災組織活動への協力
- (キ) BCPによる事業の継続

# 第4 要員確保

災害応急対策を実施する際に不足する労働力については、公共職業安定所を通じて労働力 を確保する。

# 1 要員確保の対象となる災害応急対策

町における応急救助の実施に必要な労務は、次の救助を行うために必要最小限の労働者 の雇い上げによって要員を確保する。

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産における移送
- (3) 被災者の救出
- (4) 飲料水の供給
- (5) 救助用物資の整理、分配及び輸送
- (6) 遺体の捜索
- (7) 遺体の処理
- (8) 緊急輸送道路の確保

# 2 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、救助の実施に必要な人夫を雇い上げた場合、町は以下の帳簿等を整える。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並 びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」に準じて行う。

- (1) 救助実施記録日計票 (≪様式1≫を参照)
- (2) 人夫雇上げ台帳 (≪様式2≫を参照)

# 第6節 自衛隊災害派遣【総務部】

町長は、災害の態様及びその規模から、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。

# 第1 自衛隊災害派遣活動の活動範囲

自衛隊が実施する災害派遣に伴う活動内容は、以下に示すとおりである。

# 自衛隊の災害派遣要請に伴う活動内容

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害 の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で、必要 があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・ 救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先し て捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水 防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の 啓開	道路もしくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開又 は除去にあたる。
応急医療、救護 及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は関係機関 の提供するものを使用する。
人員及び物資の 緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要す ると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償 貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)による。(ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。)
危険物の保安及 び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除 去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報支援	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で可能なものについては、所 要の措置をとる。

# 第2 災害派遣の要請要領

自衛隊の災害派遣の必要があると認めた総務部は、町本部にその旨を伝達する。町本部は、本部長に伝達し、本部長が災害派遣要請の必要性を認めた場合、「自衛隊への災害派遣要請依頼文書様式(知事あて)」により知事に災害派遣要請の依頼を行う。

ただし、緊急を要し、文書をもって依頼することができない場合は、電話等により依頼 し、事後速やかに文書を送付する。文書の提出先等については、下記のとおりである。

#### 県への依頼要領

提出先	埼玉県 危機管理防災部 危機管理課
提出部数	3部
記載事項	ア 災害の状況及び派遣を要請する理由 イ 派遣を必要とする期間 ウ 派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の概要 エ 派遣を希望する区域及び活動内容 オ その他参考となるべき事項

#### 県への連絡先

勤務時間内	危機管理課(危機管理総合調整担当)		
到伤时间的	電話 048-830-8131 FAX 048-830-8129		
勤務時間外	危機管理防災部当直		
勤伤时间%	電話 048-830-8111 FAX 048-822-8119		

なお、知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼を行えない場合は、防衛大臣又は下表の 部隊の長にその内容を通報する。この場合、本部長は速やかにその旨を知事に通知する。 (災対法第68条第2項2)

名 称	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第1師団 第32普通科連隊	埼玉県さいたま市北区日進町1丁目	048-663-4241 内線:439 時間外:402

# 第3 災害派遣部隊の受入れ体制の確保

# 1 緊密な連絡協力

町長は、知事、警察、消防機関等と緊密に連絡協力し、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題等や必要な現地資材等の使用協定等に関する受入れ体制を確保する。

#### 2 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

町長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率 的に作業を分担するよう配慮する。

#### 3 作業計画及び資材等の準備

町長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、先行性のある計画を次の

基準により確立するとともに、作業実施に必要とする充分な資料を整え、かつ、諸作業に 関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮する。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 作業に要する資材の種類別保管(調達)場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

#### 4 自衛隊との連絡窓口の一本化

町長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を総務課 に一本化する。

#### 5 災害派遣部隊の受入れ

町は、派遣された部隊の受入れに対し次の施設等を準備する。

#### 災害派遣部隊の受入れ施設

施設の種類	施設名等	備考
本部事務室	町庁舎 (災害対策本部設置場所)	
材料置場	適当な広場等	野外の適当な広さ
駐車場	適当な広場等	車1台の基準 3m×8m
ヘリコプター臨時発着場	   総合グラウンド	2 方向に障害物がない広場
野営地		

# ヘリコプター臨時発着場

施設名	所在地
総合グラウンド	長瀞町岩田 1720-2

# 第4 自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は、知事から要請することを原則とするが、要請による災害派遣を補完する措置として、次のような場合に自衛隊は、知事の要請を待たないで部隊を派遣することがある。

自衛隊は、連絡員等により速やかに知事及び町本部へ部隊派遣に関する情報を伝達する。

- 1 大規模地震が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣
- 2 通信の途絶等により県との連絡が不可能な場合の人命の救助のための部隊の派遣
- 3 地震災害に際し、特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合の部隊の 派遣

# 第5 災害派遣部隊の撤収要請

#### 1 町長から知事への撤収要請

町長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき又は必要がなくなったときは、速やか に知事に対して自衛隊の撤収を依頼する。

#### 2 撤収を依頼する際の留意事項

(1) 撤収日時等の協議

町長は、消防機関及び自衛隊派遣部隊の責任者等と協議の上、撤収日時等を決定する (時刻までの調整を含む)。

(2) 県への連絡

町長は、撤収日時等が決定次第、県に連絡する。

連絡は、まず電話での連絡の後、文書にて行う。

# 第6 経費負担

自衛隊の救助活動に要した経費は、派遣を受けた場合、町が負担する。その内容はおおむ ね次のとおりである。

- 1 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材(自衛隊装備に係るものを除く。) 等の購入費、借上料及び修繕費
- 2 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- 4 派遣部隊の救助活動実施の際生じた(自衛隊装備に係るものを除く。)損害の補償
- 5 その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、協議する

# 第7節 災害救助法の適用 【総務部】

町内に災害救助法の適用基準を超える被害が生じた場合は、同法の規定に基づく救助を実施 し、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

# 第1 災害救助法の適用手続

町は、以下の基準に従い被害状況の把握を行い、災害救助法の適用基準に該当するかどうかを判断し、該当する場合又は該当する見込みがある場合は、県に対して災害救助法の適用を要請する。

# 第2 災害救助法の適用

#### 1 災害救助法の適用基準

(1) 町の人口に応じ、下表に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき (基準1号)

※太字は本町の該当数

市町村	の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人以上 15,000人以上 30,000人以上 50,000人以上 100,000人以上 300,000人以上	5,000人未満 15,000人未満 30,000人未満 50,000人未満 100,000人未満 300,000人未満	30 40 50 60 80 100 150

- (2) 被害が相当広範な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,50 0世帯以上であって、町の住家のうち滅失した世帯の数が基準1号の1/2 (20世帯) に 達したとき (基準2号)
- (3)被害が広域な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が12,000世帯以上であって、町内の被害世帯数が多数であるとき(基準3号)
- (4) 被害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき(基準3号)
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき(基準4号)

# 2 被災世帯の算定

住家滅失した 世帯数の算定方法	住家が滅失した全世帯数 = (全壊、全焼もしくは流失した世帯数) +1/2 (住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯数) +1/3 (住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住する ことができない状態となった世帯数)
住家の滅失等の認定基準	ア 住家が滅失したもの 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その 住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主 要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度の もの。 イ 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの 損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の2 0%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がそ の住家の時価の20%以上50%未満のもの。 ウ 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住する ことができない状態となったもの (ア)及び(イ)に該当しない場合であって、浸水がその 住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等のたい積 等により一時的に住居することができない状態となったも の。
住家及び世帯の 単位	住家:現実に居住している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。 世帯:生計を一にしている実際の生活単位をいう。

# 第3 応急救助の実施方法

救助法の適用とともに応急救助を開始する。具体的な実施方法は、本計画に定めるところによる。

知事は救助事務の内容、期間等を町長に通知し、通知を受けた町長は応急救助を実施する。救助の種類ごとの実施者区分は次表のとおりとする。

期間については、すべて災害救助法の適用日から起算する。

ただし、厚生労働大臣の承認を得て、実施期間を延長すること(特別基準の設定)ができる。 また、災害救助法が適用され救出活動を実施した場合、町は、次の帳簿等を整える。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実 費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」に準じて行う。

- 1 救助実施記録日計票(≪様式1≫を参照)
- 2 救助の種目別物資受払状況(≪様式3≫を参照)
- 3 被災者救出状況記録簿(≪様式4≫を参照)
- 4 被災者救出用関係支払い証拠書類

# 応急救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置及び収容	7日以内	町
炊き出し及び食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服・寝具及び生活必 需品の給与又は貸与	10日以内に完了	町
医療及び助産	14日(但し、助産分娩した日 から7日間)以内	医療班派遣=県及び日本 赤十字社埼玉県支部 (た だし、委任した時は町)
学用品の給与	教科書1か月以内に完了 文房具15日以内に完了	町
災害にかかった者の救出	3日以内	町
埋葬	10日以内に完了	町
生業資金の貸与	現在運用されていない	
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	対象者、設置箇所の選定= 町 設置=県(ただし、委任し たときは町)
住宅応急修理	1か月以内に完了	町
死体の捜索	10日以内に完了	町
遺体の処理	10日以内に完了	町
障害物の除去	10日以内に完了	町

# 第8節 緊急輸送道路・ライフライン等の確保 【総務部、環境整備部、皆野・長瀞上下水道組合】

# 第1 緊急輸送道路の確保

災害時の制約された条件下で緊急輸送道路の応急復旧を効果的に行うため、迅速に被害状況を把握し、他の道路より優先的に応急復旧を実施する。

#### 1 道路被害状況の把握及び伝達

町は、緊急輸送道路の被害状況、障害物の状況を速やかに調査し、住民等からの通報も 含めて県に報告する。

#### 2 緊急輸送道路の応急対策

町は、緊急輸送道路の被害状況等に基づき、効率的な防災活動が展開可能となるよう県 に応急措置を要請する。

#### 3 廃棄物の処理

町は、緊急輸送道路の応急措置により発生した廃棄物については、県と協議して適切に 処理する。

#### 4 放置車両対策

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を 確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転 者がいない場合等においては、県は、自ら車両の移動等を行うことができる。

#### 5 交通規制

町は、被災者の移送、被災地への緊急物資の輸送等の緊急輸送を確保するため必要であると認めるときは、県公安委員会(秩父警察署)に災対法第76条に基づく交通規制を要請する。

町は、町道の破損、決壊その他の事由により交通が危険であるときは、道路法第46条に基づく通行の禁止又は制限措置を施すとともに、道路の被害状況及び交通規制状況の広報を行う。

# 第2 鉄道施設の応急対策

秩父鉄道(株)は、防災業務計画等に基づき、応急対策を実施することにより、鉄道施設の安全確保と早期復旧を図る。

#### 第3 ライフライン施設の応急対策

町は、ライフライン施設の被害状況を把握し、ライフライン事業所との連絡体制を確立する。ライフライン事業所は、ライフライン施設の機能確保、二次災害防止及び早期復旧を図る。

#### 1 町の対応

皆野・長瀞上下水道組合は、速やかに上水道の被害状況を把握し、復旧作業に取りかかる。復旧作業は、自己水源の取・導水施設及び浄水施設を最優先に行い、順次、浄水場から近い箇所から送水管・配水管の復旧を進める。

また、下水道施設についても被害状況を速やかに把握して、施設の応急復旧に努める。 町が被害を受けなかったときは、支援体制の基本ルールに基づいて被災市町村の下水道 設置の緊急点検や応急復旧等の支援を行う。

電気、ガス、電話、公共交通等の各事業所は、各々の災害時対応計画に従い、災害発生 時に被害の未然防止、拡大防止、二次災害の防止及び早期復旧に努める。

町は、事業所から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力し、また、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業に対して、電気、ガス、水道等の早期復旧を要請する。

#### (1) 連絡体制の確立

町は、各事業者との円滑な連絡調整が確保できるよう、連絡体制を確立する。 各事業者は、災害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合は、町本部へ通報 する。

(2) 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報 町は、各事業者と協力し、ライフラインの被害状況や応急対策の進捗について住民へ の広報活動を行う。

#### 2 電気施設応急対策【東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社秩父事務所】

災害発生時の電気施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給を復旧させるとともに住民の電気災害の防止を徹底する。

#### 3 ガス施設応急対策【(一社) 埼玉県LPガス協会】

ガス施設の被災による二次災害の防止の措置を講じ、避難所、公共施設等におけるLPガス、ガス器具の優先的な確保に協力する。

#### 4 上水道施設応急対策【皆野·長瀞上下水道組合】

災害発生による応急給水が長期に及ぶことは、衛生対策上と住民生活に重大な影響を与える。このため、被害施設の復旧時間を短縮するために、取導水施設及び浄水施設の十分な機能を確保する。

また、送・配水管は、浄水場に近い箇所から復旧に着手して逐次送水復帰を図りつつ、 用水供給施設としての機能を回復維持する。

#### (1) 取導水施設

取水口・導水管路については、ポンプで取水しているため、直ちに復旧作業を実施する。

#### (2) 浄水施設

薬品沈でん池、急速ろ過池及び浄水池は、き裂による漏水があった場合、一部機能を 停止して最小限の浄水処理を行いながら復旧に努める。

水処理薬品については、各浄水場とも常時10日程度の貯蔵量を確保する。塩素ガス配管の損傷による漏洩の際は、直ちに除害作業を実施し、漏洩規模によっては、関係機関及び付近の住民への通報を行い、危害が人身に及ぶおそれのあるときは、付近住民を退避させる措置を講ずる。

#### (3) 送·配水施設

浄水場に近い受水地点の送・配水管路から順次復旧を行い、復旧地点までの送水を逐次行いながら15日間程度で送水可能とする。

#### ア 被害状況の調査

速やかに施設班を編成して被害状況を調査し、その実態を把握して復旧計画を適正に定める。

# イ 技術者及び労務者の確保

補修専業者へ復旧作業を要請するとともに建設業者の応援を求め、他市町村等や業者へ要請する。

#### ウ 宿舎などの手配

復旧作業に従事する要員の宿舎、食料及び寝具などの手配を行う。

#### エ 復旧用資材の確保

被害状況調査により復旧用資材の所要量を把握し、備蓄資材の手配と不足資材の発注を行う。

#### 才 施工

被害状況、作業の難易及び復旧資材の調達状況を考慮し、緊急度に応じ復旧工事を 実施する。

# 5 下水道施設応急対策【皆野・長瀞上下水道組合】

町、皆野・長瀞上下水道組合は被害状況を速やかに把握して、施設の応急復旧に努める。

#### (1) 応急対策

ア 下水道施設(処理場、ポンプ場、管渠)の緊急点検を実施し、被害状況を把握のう え、応急対策を行う。緊急点検において、路面の陥没等の二次災害が発生するおそれ のある場合は、その防止を図るため、必要な措置を併せて行う。

- イ 施設の被害を確認した箇所は、早急に応急復旧を行う。
- ウ 工事施工中の箇所においては、請負人をして、被害を最小限にとどめるよう指導監督するとともに、状況に応じて現場要員及び資機材の補給を行わせる。
- エ 非常災害時に備えて応急資材と応急機材を備蓄する。

#### (2) 他市町村の支援

被害を受けなかった場合は、支援体制の基本ルールに基づいて被災市町村の下水道施設の緊急点検や応急復旧等の支援を行う。

# 6 電気通信設備の災害対策【東日本電信電話(株)埼玉事業部】

災害発生時において、電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、応急対策を速やかに実施する。

# (1) 応急措置

- ア 重要回線の確保
- イ 特設公衆電話の設置
- ウ 通信の利用制限
- エ 災害用伝言ダイヤル等の提供

#### (2) 応急復旧対策

災害発生時の電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急 度を勘案して、迅速かつ適切に実施する。

- ア 被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- イ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要する 要員・資材及び輸送の手当てを行う。
- ウ 復旧に当たっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

# 第9節 医療救護等対策

# 【総務部、町民福祉部、秩父消防本部】

# 第1 初動医療体制

大規模地震の発生時は、多数の傷病者の発生が予想されるため、医療機関は、救急救助活動に万全を期するとともに、防災関係機関との密接な連携により、迅速な医療救護活動を実施する。

# 1 救急救助体制

- (1) 救急救助における出動
  - ア 出動における連携

救急救助の必要な現場への出動は、救命効果を高めるため、秩父消防本部の救急隊 と消防隊等が連携して出動する。

イ 出動における基本的考え方

救助活動を必要としない現場への出動は、原則として救急隊のみとし、救命の処置 を要する重傷者を優先して出動する。

- ウ 埼玉県特別機動援助隊(埼玉SMART)の要請 町長は、建物倒壊等の大規模な被害が発生したときは、知事に対して埼玉県特別機 動援助隊(埼玉SMART)の出動を要請する。
- (2) 救急救助における活動
  - ア 救急処置及び救助について、町及び消防機関は、救命の処置を必要とする傷病者を 優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせる。
  - イ 延焼火災が多発し、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、火災現場付近を優 先して救急救助活動を行う。
  - ウ 延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、多数の人命を救助 できる現場を優先して、効果的な救急救助活動を行う。
  - エ 同時に小規模な救急救助が必要となる場合は、多数の人命を救助できる現場を優先 して救急救助活動を行う。

#### 2 傷病者搬送

(1) 傷病者搬送の判定

傷病者を最初に受入れた医療機関は、トリアージの実施結果を踏まえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。

- (2) 傷病者搬送の要請
  - ア 医療救護班又は傷病者を最初に受入れた医療機関は、町等に搬送用車両の手配、配車を要請する。
  - イ 町は、重傷者の搬送等に際し、必要を要する場合、県に対し、県防災へリコプター を要請する。

また、緊急を要する場合は、自衛隊によるヘリコプター等の搬送手段の手配を依頼 する。

(3) 傷病者の後方医療機関への搬送

傷病者搬送の要請を受けた町等は、転送先医療機関の受入れ体制を十分確認の上、搬送する。

#### 3 医療救護

(1) 医療救護班の編成及び応援要請

町は、必要に応じ、災害の種類及び程度により秩父郡市医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護を行う。災害の程度により町の能力をもってしては十分でないと認められたとき、又は災害救助法適用後、医療、助産救護の必要があると認められるときは、県及びその他関係機関に協力を要請する。

(2) 救護所の設置

災害による傷病者の救護は、医療機関等の施設を利用して行うが、軽傷病者の救護は、避難所内に必要に応じて設置する救護所をもって充てる。

ただし、事態が急進し、医療機関等の施設が使用不能の場合は、付近の学校、公民館等の施設の利用を図る。

- (3) 医療救護活動内容
  - ア 傷病者に対する応急処置
  - イ トリアージの実施
  - ウ 搬送不能で生命への危険性が高い重症者に対する医療
  - エ 軽症者に対する医療
  - オ カルテの作成
  - カ 医薬品等の補給、医療救護班等の派遣要請
  - キ 助産救護
  - ク 死亡の確認
  - ケ 遺体の検案への協力(必要に応じて実施)
- (4) 日本赤十字社埼玉県支部

医療救護班の出動は、原則として知事の要請によるが、状況に応じて支部長の判断により出動できるものとする。

医療救護班の業務内容は、「災害救助法の規定による救助又はその応援の実施に関して必要な事項の委託に関する埼玉県と日本赤十字社埼玉県支部との委託契約書」に定めたとおりとする。

(5) (一社) 埼玉県医師会・秩父郡市医師会

災害が発生し、町長又は知事からの協力要請があった場合、又は災害状況に応じて必要がある場合は、秩父郡市医師会の指令で出動し、医療救護活動を実施する。急を要する場合は、所属会員の判断で救護活動を実施する。

また、秩父郡市医師会が派遣する医療救護班の現場における救護活動については、原 則として秩父郡市医師会長が指揮する。

#### (6) (一社) 埼玉県歯科医師会·秩父郡市歯科医師会

災害が発生し、町長又は知事から協力要請があった場合、又は災害状況に応じて必要がある場合は、秩父郡市歯科医師会の指令で出動し、救護活動(歯科医療の提供、身元確認の協力、口腔ケア活動等)を実施する。急を要する場合は、所属会員の判断で救護活動を実施する。

また、歯科医師会が派遣する歯科医療救護班の現場における救護活動については、原 則として秩父郡市歯科医師会長が指揮する。

#### (7) (公社) 埼玉県看護協会・第一支部

災害が発生し、町長又は知事からの協力要請があったとき、又は災害状況に応じて必要がある場合は、県看護協会長の指令で医療救護・保健活動に参画する。

また、町長又は知事の要請により県看護協会が派遣する看護師の現場における医療救護・保健活動については、原則として秩父郡市医師会長、秩父郡市歯科医師会長が指揮する。

#### (8) 帳簿等の整備

この計画により出動した医療救護班等は、「救助の特例等申請様式」に定める様式により、取扱患者台帳及び救助実施状況表を備えるとともに救護活動終了後、医療班出動報告書を提出する。

#### ≪資料-17 救助の特例等申請様式等≫

#### (9) 精神科救急医療の確保

町及び県は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者が認められた場合は、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

# (10) 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され応急的な医療及び助産を実施した場合、町は、次の帳簿等を整える。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間 並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」に準じて行う。

#### ア 医療

- (ア) 救助実施記録日計票(≪様式1≫を参照)
- (イ) 救助の種目別物資受払状況(≪様式3≫を参照)
- (ウ) 医療救護班活動状況(≪様式5≫を参照)
- (エ) 病院診療所医療実施状況(≪様式6≫を参照)及び診療報酬に関する証拠書類
- (オ) 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類

#### イ 助産

- (7) 救助実施記録日計票(≪様式1≫を参照)
- (イ) 救助の種目別物資受払状況(≪様式3≫を参照)
- (ウ) 助産台帳(《様式7≫を参照)
- (工) 助産関係支出証拠書類

# 第2 遺体の取扱い

大規模地震発生時には、多数の死者、行方不明者が発生することが予想される。これらの 捜索、処理、埋火葬等を適切に実施する。

# 1 遺体の捜索・処理

(1) 捜索活動

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の捜索は、町が、県・秩父警察署・関係機関及び住民等の協力のもとに実施する。

(2) 行方不明者に関する相談窓口の設置

町は、行方不明者に関する問合せ等の相談窓口を設置し、秩父警察署と連携を図りながら実施する。

(3) 災害救助法が適用された場合の費用及び事務(遺体の捜索)

災害救助法が適用され、遺体の捜索を実施した場合、町は、次の帳簿等を整える。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間 並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」に準じて行う。

- ア 救助実施記録日計票(≪様式1≫を参照)
- イ 救助の種目別物資受払状況(≪様式3≫を参照)
- ウ 遺体の捜索状況記録簿(≪様式12≫を参照)
- 工 遺体捜索用関係状況記録簿

#### (4) 遺体の処理

ア 遺体収容所(安置所)の開設

町は、二次災害のおそれのない適当な場所(寺院・公共施設等)に遺体の収容所を 開設し、遺体を収容する。

前記収容所(安置所)に既存建物がない場合は、天幕、幕張り等を設備し、必要器 具(納棺用具等)を確保する。

遺体収容所(安置所)には、見分、遺体調査及び検案を行うための調査所を併設する。

#### イ 遺体の輸送

町は県に報告の上、遺体を、秩父警察署、秩父消防本部等の協力を得て遺体収容所 へ輸送し、収容する。

ウ遺体調査等

警察官は、見分又は遺体調査を行う。

医療救護班(歯科医師)は身元確認に際し、法歯学上の協力を行う。

工 検案

医療救護班(医師)は、検案を行う。

また、必要に応じ、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。

オ 遺体の収容

町は、収容した遺体及び遺留品等の整理を行う。

力 一時保管

町は、見分、遺体調査及び検案前の遺体や、火葬前の遺体の一時保管を行う。

(5) 災害救助法が適用された場合の事務(遺体の処理)

災害救助法が適用され、遺体の処理を実施した場合、町は、次の帳簿等を整える。 なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間 並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」に準じて行う。

- ア 救助実施記録日計票 (≪様式1≫を参照)
- イ 遺体処理台帳(≪様式13≫を参照)
- ウ 遺体処理費支出関係証拠書類

## 2 遺体の埋・火葬

(1) 身元が判明しない遺体の埋・火葬

身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体の埋・火葬は次の基準により町が実施する。

- ア 火葬は原則として秩父斎場で実施する。埋葬は原則として町内で実施する。
- イ 遺体の身元が判明しない場合で、罹災地から漂流してきたと推定できる場合には、 遺体を撮影する等記録して埋・火葬を実施する。
- ウ 次の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋・火葬を実施する者に支給する。
  - (ア) 棺(付属品を含む)
  - (イ) 埋葬又は火葬
  - (ウ) 骨つぼ又は骨箱
- エ 焼骨は、遺留品とともに寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡す。
- (2) 身元が判明している遺体の埋・火葬

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うが、 火葬場の損傷、葬祭業者の被災、柩やドライアイス等の不足等から埋・火葬が行えない と認める場合、町は業者や火葬場等の調整及びあっせんを行う。

(3) 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、遺体の埋葬を実施した場合、町は、次の帳簿等を整える。 なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間 並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」に準じて行う。

- ア 救助実施記録日計票(≪様式1≫を参照)
- イ 埋葬台帳(≪様式は14≫を参照)
- ウ 埋葬費支出関係証拠書類

# 第 10 節 災害時の要配慮者対策 【総務部、町民福祉部】

# 第1 避難行動要支援者等の避難支援

町は、災害発生時に避難行動要支援者を含む要配慮者を安全に避難させる。

#### 1 避難のための情報伝達

町は、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を参考に、避難準備情報、避難勧告、避難指示の発 令等の判断基準を定めた上で、災害時において適時適切に発令する。

また、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、特に配慮する。

#### 2 避難行動要支援者の避難支援

町は、避難行動要支援者名簿や個別計画を活用し、避難行動要支援者が自主防災組織の支援者等によって安全に避難できるよう措置する。

- (1) 避難支援等関係者は、名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援を名簿情報に基づいて実施する。
- (2) 避難行動要支援者名簿の提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。
- (3) 町は、災害発生時に本人同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努める。
- (4) 避難行動要支援者及び名簿情報は、避難支援者関係者から避難場所等の責任者に引き継ぎ、避難所生活後の生活支援に活用する。

# 3 避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動

町は、避難行動要支援者名簿及び個別計画を活用し、避難行動要支援者等の安否確認及 び救助活動を実施する。職員による調査班のほか、避難支援等関係者等の協力を得て、各 居宅に取り残された避難行動要支援者等の安否確認を実施する。

町は、救助活動の実施及び受入れ先への移送について、次のとおり対応する。

- (1) 住民の協力を得ながら避難行動要支援者等の救助を行う。
- (2) 避難行動要支援者等を福祉避難所、医療機関、社会福祉施設等に収容する。

#### 4 名簿に掲載されていない要配慮者の避難支援・安全確保

妊婦や乳幼児は永続的な状態ではなく、人の入れ替わりが頻繁であるため、事前の把握が困難である。そのため、避難行動要支援者名簿に掲載されないことが考えられる。

町は、妊婦や乳幼児の事前把握の方法を検討するとともに、妊婦や乳幼児は、避難に時

間と支援を要することが多いことを考慮し、優先的な避難等を実施するなど安全を確保する。

一方、外国人は、避難行動に係る支援は比較的不要であるが、日本語や地理の理解に困難を伴うため、主に情報発信に係る支援を実施する。

# 第2 避難生活における要配慮者支援

町及び社会福祉施設の管理者は、避難生活等に困難を伴う要配慮者を支援する。

#### 1 生活物資の供給

町は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設けるなど配慮する。

#### 2 避難所における要配慮者への配慮

(1) 区画の確保

町は、避難所内に、要配慮者のために区画された場所を提供するなど配慮する。

(2) 物資調達における配慮

町は、要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

(3) 巡回サービスの実施

町は、職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師などにより、チームを編成し、避難所で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、こころのケア等の巡回サービスを実施する。

また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、避難所には、女性相談窓口を設け、女性相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させる。

(4) 福祉避難所の活用

町は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、避難所での生活が困難である要配 慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

なお、「第3節 避難対策 第2 避難所の開設・運営」にも避難所における要配慮者 対策を定めている。

# 3 避難所外も含めた要配慮者全般への支援

(1) 情報提供

町は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリ等により情報を随時提供する。

(2) 相談窓口の開設

町は、保健センター等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者、 医師、ソーシャルワーカー等を配置し、総合的な相談に応じる。

(3) 巡回サービスの実施

町は、職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師などにより、チームを編

成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、こころのケア等の巡回サービスを実施する。

#### (4) 物資の提供

町は、在宅の要配慮者へ生活支援物資を供給する。確実に供給できるよう配布手段、 方法を確立させる。

#### (5) 福祉避難所の活用

町は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

# 4 応急仮設住宅提供に係る配慮

町は、応急仮設住宅を建設する際、入居者の選定に当たって、要配慮者を優先的に入居 させるなどの配慮に努める。

# 第3 社会福祉施設入所者等の安全確保

町は、災害発生時に避難行動要支援者を安全に避難させる。

#### 1 施設管理者

(1) 施設職員の確保

緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行って緊急体制を確保する。

(2) 避難誘導及び受入れ先への移送の実施

避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に実施する。

(3) 施設の点検

被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。

(4) 物資の供給

食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生ずる 場合は、町に協力を要請する。

# 2 町

(1) 避難誘導及び受入れ先への移送の実施

施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。

(2) 巡回サービスの実施

自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設 入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。

(3) ライフライン優先復旧

社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

# 第4 外国人の安全確保

町は、災害発生時に外国人を安全に避難させ、理解しやすい情報発信や相談窓口の設置を 行う。

# 1 安否確認及び避難誘導

(1) 安否確認

町は、職員や語学ボランティア等により調査班を編成し、外国人住民に係る住民票等に基づき外国人の安否確認をするとともに、その調査結果を県に報告する。

(2) 避難誘導

町は、必要に応じて予め用意した原稿等を使用し、広報車や防災行政無線等を活用して外国語による広報を実施することにより、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

# 2 情報提供及び相談窓口の開設

(1) 情報提供

町は、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を行う。

(2) 相談窓口の開設

町は、必要に応じて庁舎内等に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

# 第 11 節 帰宅困難者対策

# 【総務部、町民福祉部】

#### 第1 帰宅困難者への情報提供

町は、帰宅困難者に対して、適切な判断、行動を可能にするための交通情報・被害情報等の提供を行う。

#### 1 帰宅困難者への情報提供の手段

町は、帰宅困難者に対して交通情報や町内の被害状況等の情報を提供するとともに、家族等の安否確認のための手段を提供する。

- (1) 徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布
- (2) 防災行政無線、広報車、町ホームページ等による情報提供
- (3) ちちぶ安心・安全メールによる情報提供
- (4) 災害用伝言ダイヤル (171、NTT) や携帯電話の災害用伝言サービス等の周知

#### 2 帰宅困難者に伝える情報

- (1)被害状況に関する情報(震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等)
- (2) 鉄道等の公共交通機関に関する情報(路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等)
- (3) 帰宅に当たって注意すべき情報(通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等)
- (4) 支援情報

#### 3 帰宅行動への支援

町は、帰宅行動を支援するために、徒歩帰宅者への休憩所の提供等を実施する。

- (1) 飲料水、食料の配布
  - 町は、避難所等において、飲料水、食料の配布を行う。
- (2) 休憩所提供の要請等

町は、公共施設等の一部を休憩所、トイレとして開放する。

また、コンビニエンスストア等の休憩所としての利用を要請する。

# 第2 一時滞在施設の開設・運営

#### 1 主要駅周辺等における一時滞在施設の開設

地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるため、一時滞在施設を開設する。

なお、鉄道事業者については、駅施設の安全性が確認でき、かつ、要員が確保できた場合において、可能な範囲で帰宅困難者を受入れることとする。

- 一時滞在施設を開設した時は、滞留者や徒歩帰宅者に対し、安全な待機場所であることをわかりやすく表示する。
- 一時滞在施設の開設・運営については、「第3節 避難対策 第2 避難所の開設・運営」を 準用する。

#### 2 一時滞在施設の運営の流れ

- (1) 建物の被害状況の把握や、施設の安全性の確認
- (2) 施設内の受入れスペースや女性用スペース、避難行動要支援者等のためのスペース、立入禁止区域等の設定
- (3) 施設利用案内等の掲示
- (4) 電話、特設公衆電話、FAX等の通信手段の確保
- (5) 町等へ一時滞在施設の開設報告
  - ※ 一時滞在施設の開設運営に当たっては、事後に災害救助法による費用の支弁を求めることを考慮し、避難所の運営開設に準じて、書類、帳票等を一時滞在施設に整備、保存しておくことが望ましい。

#### 3 一時滞在施設への誘導

一時滞在施設に帰宅困難者を迅速かつ安全に誘導又は案内をする。 また、一時滞在施設まで安全に誘導するため、秩父警察署の協力を得る。

#### 4 一時滞在施設の運営

一時滞在施設に受入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。 町は、交通機関の復旧情報や道路の被災、復旧に関する情報など帰宅の可否を判断できる情報を適宜一時滞在施設に提供する。一時滞在施設の管理者は、町から提供された情報などを受入れた帰宅困難者に提供する。

#### 5 一時滞在施設の閉鎖

- 一時滞在施設の閉鎖に際しては、災害発生後概ね3日程度が経過し、道路等の安全が確保されていること、公共交通機関が運行を再開していること、あるいは行政が帰宅困難者に帰宅を促す対応を始めたこと等が、一つの判断材料となる。
  - 一時滞在施設の管理者は、閉鎖に当たっては町と調整をする。

# 第 12 節 物資供給・輸送対策

# 【総務部、町民福祉部、環境整備部、皆野・長瀞上下水道組合】

生活に必要な物資が被害を受け、又は流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合において、住民の基本的な生活を確保するため、生活維持に特に必要である飲料水、食料及び生活必需品の確保に努め、住民の生活の安定を図る。

## 第1 飲料水の供給

飲料水が枯渇又は汚染し、飲料水を得ることができない者に対し最小限必要な量の飲料水の供給と給水施設の応急復旧を実施する。

なお、応急給水活動は、復旧までの期間において、医療機関、社会福祉施設等に対して優 先的に給水を行うほか、避難所等への給水を行う。

#### 1 応急給水活動

皆野・長瀞上下水道組合は、応急給水実施に当たり、次の事項を検討する。

(1) 断水区域、断水戸数の把握

各種被害情報等により、断(減・濁)水区域及び戸数を速やかに把握する。また、当 該区域に医療施設及び福祉施設等の重要施設が含まれているかを確認する。

(2) 給水拠点

広範囲に断水が生じた場合は、皆野浄水場を給水拠点として設定する。また、断水対象地区については、順次、避難所に臨時給水所を設置する。

(3) 給水方法の選定

給水方法の選定に当たっては、次の事項に留意した上で最も効率的な給水方法を決定する。

#### ア 臨時給水

臨時に給水所を設置する避難所を選定し、応急給水装置(タンク等)を設置し、運搬給水により給水を行う。

#### イ 運搬給水

運搬給水は、車載用給水タンク、ポリタンク及び給水袋により行う。

断水対象区域内に医療施設が含まれるときは、車載用給水タンク等により給水を行う。

#### (4) 応急給水量の算定

厚生労働省が定めた「水道の耐震化計画等対策指針」の例は、次のとおり。

#### 応急給水目標量

災害発生からの 日数	目標水量	住民の水の 運搬距離	主な給水方法
3日まで	3L/人/日	おおむね1km以内	給水タンク車載車
			ポリタンク等による運搬
			応援による給水車等
10日まで	20L/人/日	おおむね250m以内	配水幹線付近の仮設給水栓
21日まで	100L/人/日	おおむね100m以内	配水支線上の仮設給水栓
28日まで	250L/人/日	100m以内	_

#### (5) 運搬給水優先順位及び運搬給水量の設定

ア 運搬給水優先順位の設定

運搬給水は、医療機関及び福祉施設の給水を優先とする。また、可能な限り、並行 して臨時給水所等への給水を行う。

イ 給水量の設定

優先施設等への給水量は、事前に各施設と協議の上設定する。

(6) 応急給水に係る広報

応急給水に係る広報には、防災行政無線、広報車、町のホームページ及び広報紙等を 活用する。

#### 2 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、飲料水の供給を実施した場合、町は、次の帳簿等を整える。 なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並 びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」に準じて行う。

- (1) 救助実施記録日計票(≪様式1≫を参照)
- (2) 救助の種目別物資受払状況(≪様式3≫を参照)
- (3) 飲料水の供給簿(≪様式9≫を参照)
- (4) 飲料水供給のために必要な資機材の支払証拠書類 (領収書等)

# 第2 食料の供給

家屋の損壊、焼失のため、多数の住民が食料と自炊手段を失うと同時に、食料の供給、販売機能がまひすることが予想される。そのため、被災者に対して、食料の供給を実施する。

#### 1 給食対象者

給食対象者については、次のとおりとする。

- (1) 避難指示等に基づき、避難所に収容された者
- (2) 住家が被害を受け、炊事が不可能な者
- (3) 災害救助に従事する者
- (4) 観光客、町内通過者で、他に食料を得る手段のない者

ただし、親せき、知人宅へ寄留し、当該箇所で食事の提供を受けることができる者、又は勤務先等における救済措置が講じられる者は、この限りでない。

#### 2 応急食料の種類

(1) 被災者及び災害救助従事者に対する給食又は食料の供給

米穀(米飯を含む。)、乾パン、食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物、野菜等の 副食、味噌、醤油、食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。

なお、乳児に対する給与は、原則として調整粉乳とする。

(2) 米穀の供給機構が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、知事の指定を受けて、被害を受けない住民に対して行う米穀等の応急供給

原則として米穀とするが、消費の実情等によっては乾パン及び乳製品とする。

#### 3 食料調達

(1) 応援協定締結事業者等からの調達 町は、応援協定に基づき、応援協定締結事業者から食料を調達する。

(2) 知事への要請

町の調達食料に不足が生じ、調達不可能なときは、災害救助用米穀を知事に要請する。

(3) 災害救助用米穀の緊急引渡しの要請

町は、交通、通信の途絶等、被災地の孤立等、災害救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で農林水産省生産局又は関東農政局に対し、「米穀の買入・販売等基本要領」(平成21年5月29日付総合食料局長通知)に基づき災害救助用米穀の緊急引渡しを要請することができる。

県は、町から米穀の供給要請を受けた場合、又は町の被災状況等から判断して必要と 認めた場合は、供給する品目及び数量を決定して調達を行い、町に供給する。

(4) 炊き出しの実施

町は、被災状況等に応じ避難所等の適当な場所で、炊き出しによる食料の給与を実施する。炊き出しが不足する場合は、県に炊き出しの協力を要請することができる。

#### 4 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、炊き出しその他による食品の給与を実施した場合、町は、次の 帳簿等を整える。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」に準じて行う。

- (1) 救助実施記録日計票(≪様式1≫を参照)
- (2) 救助の種目別物資受払状況(≪様式3≫を参照)
- (3) 炊き出し給与状況 (≪様式10≫を参照)
- (4) 炊き出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類
- (5) 炊き出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類等

#### 第3 生活必需品の供給

被災者に支給する寝具(毛布)や衣料等、生活必需品の確保と供給を、次のとおり迅速かつ確実に行う。

#### 1 供給等の対象者及び品目

供給等の対象者及び品目については、次のとおりとする。

(1) 対象者

住家の全壊(焼)、半壊(焼)等で、生活上必要な家財等を喪失し、又はき損し、かつ、資力の有無にかかわらず、物資の販売機構の混乱により生活必需品等を直ちに入手できない状態にある者を対象者とする。

(2) 品目

品目は、災害救助法の基準に準じて、次の8種類を目安とする。

ア 寝具(毛布) イ 外衣 ウ 肌着 エ 身の回り品 オ 炊事道具

カ 食器 キ 日用品 ク 光熱材料

- (3) 生活必需品の調達方法
  - ア 町の防災倉庫の備蓄分から調達する。
  - イ 応援協定に基づき、応援協定締結事業者から生活必需品を調達する。
  - ウ 町の調達数量に不足を生じたとき、又は調達不能なときは、町長は県に調達を要請する。

#### 2 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与を実施した場合、町は、次の帳簿等を整える。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並 びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」に準じて行う。

- (1) 救助実施記録日計票(≪様式1≫を参照)
- (2) 物資受払簿
- (3) 物資の給与状況 (≪様式11≫を参照)
- (4) 物資購入代金等支払証拠書類
- (5) 備蓄物資払出証拠書類等

### 第4 物資(飲料水、食料、生活必需品)拠点の開設、運営及び要員の確保

1 物資拠点の開設、運営

町は、物資の搬出や搬入を行う物資拠点を開設し運営する。

#### 物資の集積場

場所	救 援 物 質		
- 物 DI	備蓄機能	集配機能	
長瀞町役場	0	0	
長瀞第一小学校		0	
長瀞第二小学校		0	
長瀞中学校		0	
中央公民館		0	

### 2 物資拠点の要員の確保

物資拠点の各施設管理者は、要員を確保する。

# 第5 緊急輸送

町は、県と連携して地震災害発生時に、救助・医療活動の従事者及び食料、生活必需品、 医薬品等の物資の輸送をはじめとした緊急輸送を実施する。

緊急輸送は、原則として次の順位により行う。

- (1) 住民の安全を確保するために必要な輸送
- (2) 被害の拡大を防止するため必要な輸送
- (3) 災害応急対策を円滑に行うために必要な輸送

#### 1 輸送対象

各段階における輸送対象は、おおむね次のとおりである。

- (1) 第1段階(災害発生直後から開始)
  - ア 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
  - イ 消防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
  - ウ 災害対策に必要な人員・物資等
  - エ 医療機関へ搬送する傷病者等
  - オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物 資
- (2) 第2段階(おおむね災害発生から1週間後までに開始)
  - ア 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
  - イ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
  - ウ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資等
- (3) 第3段階(おおむね被災から1週間後以降までに開始)
  - ア 災害復旧に必要な人員及び物資等
  - イ 生活必需品

# 2 陸上輸送

(1) 輸送路の確保

町は、町内の緊急輸送道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告する。

# (2) 輸送手段の確保

#### ア 輸送車両等の調達

被害状況、輸送物資の種類等から適切な輸送手段を選定し、緊急輸送に必要な車両数等を見積もる。

災害発生時点では、町で保有する全車両の使用と町内における輸送業者及び住民に協力を依頼し、輸送車両を調達する。

災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達、あっせん、または人員及び物資の輸送を要請する。

#### イ 配車及び輸送

総務部は、災害状況に応じて各部への輸送車両等の配車及び物資等の輸送を行う。

≪資料-18 町有車両、輸送業者≫

(3) 陸上輸送が困難な地域への対応

陸上輸送が困難な地域に食品の緊急輸送の必要性が生じたときは、知事に対しヘリコプター等の輸送を要請する。

#### 3 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、応急救助のための輸送を実施した場合、町は、次の帳簿等を整える。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並 びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」に準じて行う。

- (1) 救助実施記録日計票(≪様式1≫を参照)
- (2) 救助の種目別物資受払状況 (≪様式3≫を参照)
- (3) 輸送記録簿(≪様式8≫を参照)
- (4) 輸送費関係支払証拠書類

# 第 13 節 二次災害等の防止 【総務部、環境整備部】

地震発生後の余震等による公共施設や一般建築物の二次災害の防止対策を行い住民の安全を 図る。

# 第1 公共施設の応急対策

町庁舎や学校等の公共施設は災害応急対応の活動拠点となることから、優先的に復旧し、 災害応急対策上支障のないよう努める。

# 第2 一般建築物の応急対策

町は、建築物や宅地が災害により居住者等の安全対策を実施する必要がある場合、被災建築物や被災宅地の余震等による二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施する。

#### 1 被災建築物応急危険度判定

応急危険度判定は、被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的としたもので、主として外観目視等によって判定する。

#### 2 宅地被害調査

(1) 被災宅地危険度判定

被災宅地危険度判定は、被災した宅地の状況を迅速かつ的確に把握し判定することにより、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保する。

(2) 被災度区分判定調査

被災度区分判定調査は、地震による建物の耐震性能の劣化度を調査・判定し、建物の 継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となるものである。

町は各施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ、学識経験者、建築士団体、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。

#### 3 応急措置

町は、応急危険度判定等の結果に基づき、被災建築物に対して適切な応急措置を実施 し、二次災害の防止に努める。

### 第3 その他防災上考慮すべき施設等

#### 1 不特定多数の者が利用する公共施設

町は住民をはじめとした不特定多数の者の利用する公共施設の利用者等について、あらかじめ定められた避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。

また、施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

#### 2 危険物施設

町及び秩父消防本部は、地震災害時に関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危 険物保安監督者及び危険物取扱者等が当該危険物施設の実態に応じて、以下の応急措置を 講ずるよう指導する。

- (1) 危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置 危険物が流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖又は装置の緊急停止措置を 行う。
- (2) 危険物施設の応急点検 危険物施設の現状把握と災害発生の危険を確認するため、危険物の取扱施設、消火設 備、保安電源及び近隣状況の把握等の応急点検を実施する。
- (3) 危険物施設からの出火及び流出の防止措置 危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置 を行う。
- (4) 災害発生時の応急活動

危険物による災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス及び中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火、危険物の流出防止措置を行う。

(5) 防災関係機関への通報 災害を発見した場合は、速やかに秩父消防本部、秩父警察署等に通報し状況を報告する。

(6) 従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措置

災害発生事業所は、秩父消防本部、秩父警察署等と連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

### 第 4 土砂災害対策

地震により河川、砂防及び治山施設が、破壊、崩壊等の被害を受けた場合は、次の応急復旧を県に要請する。

#### 1 河川施設応急対策

護岸の破壊等については、クラック等に雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。

# 2 砂防施設等応急対策

砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設については、速やかに被害状況を 把握し、施設の安全確保に努める。

# 3 治山施設応急対策

治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

# 第14節 生活の早期再建

# 【環境整備部】

# 第1 応急住宅対策

地震による家屋の倒壊、焼失等の被害により家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない 被災者に対して、一時的な住居を確保することが必要である。このため、町は公的住宅の利 用、応急仮設住宅の用地確保や設置計画の策定など迅速な供給を行うための体制の整備を推 進する。

また、災害により半焼又は半壊した住宅については、応急修理することで被災者の最低限の生活を当面の間維持する。

# 1 応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施

町は、地震により被災した建築物が余震等により倒壊等をすることで生ずる二次災害を 防止するため、県の支援を得て応急危険度判定(被災建築物の危険度の応急的な判定)及 び被災宅地危険度判定(被災した宅地の危険度判定)を行う。

# 2 被災住宅の応急修理

町は、災害により住宅が全半壊し、自己の資力では応急修理できない者を対象者とし、 日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行う。

- (1) 応急修理の実施
  - ア 修理戸数の決定

被害状況、住宅の被害認定(罹災証明発行のため実施するもの)等より修理戸数を 決定する。

イ 修理の範囲

居室、トイレ、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最低限度。

ウ処理対象者

住宅が被害により全半壊し、自己の資金では応急処理できない者。

(2) 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、住宅の応急修理を実施した場合、町は、次の帳簿等を整える。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間 並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」に準じて行う。

- ア 救助実施記録日計票(≪様式1≫を参照)
- イ 住宅応急修理記録簿(《様式16》を参照)
- ウ 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等
- エ 住宅の応急修理関係支払証拠書類

#### 3 応急仮設住宅の供給

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置については県が行い、町は設置場

所、入居者の選定、管理等について、県に協力する。

#### (1) 応急仮設住宅の設置

ア 設置戸数の決定

県は、町からの要請に基づき、設置戸数を決定する。

イ 建設用地の確保

町は、居住する被災者の生活環境をできる限り考慮し、以下の基準に適合した建設 予定地を定めておく。

- (ア) 飲料水が得やすい場所
- (イ) 保健衛生上適当な場所
- (ウ) 交通の便を考慮した場所
- (エ) 住居地域と隔離していない場所
- (オ) 土砂災害の危険箇所等に配慮した場所
- ウ維持管理

維持管理は町に委任し、町が公営住宅に準じて維持管理する。

(2) 応急仮設住宅の供給

# ア 入居者選定

町は、被災者の状況を調査の上、次のすべてに該当する者から入居者を選定する。

- (ア) 住居が全壊又は流失した者
- (イ) 居住する住宅がない者
- (ウ) 自らの資力では住宅を確保することができない者

選定に当たっては、福祉業務担当者、民生委員・児童委員等による選考委員会を設置して選定する。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。

#### イ 入居期間

入居期間は竣工の日から原則として2年以内とする。

ウ 要配慮者への配慮

町は、県から応急仮設住宅の建設を委託された際、建物の構造及び仕様について高齢者や障害者等の要配慮者に配慮するよう努める。

また、入居に際しても、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

(3) 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、応急仮設住宅を建設した場合、町は、次の帳簿等を整える。 なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間 並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」に準じて行う。

- ア 救助実施記録日計票(≪様式1≫を参照)
- イ 応急仮設住宅台帳(≪様式17≫を参照)
- ウ 応急仮設住宅用敷地貸借契約書
- 工 応急仮設住宅使用貸借契約書
- オ 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等

カ 応急仮設住宅建築のための工事代金支払証拠書類

#### (4) 建設業者及び労務の供給

応急仮設住宅の建設は、県若しくは町の直営工事又は建設業者との請負契約により実施する。

#### 4 住宅関係障害物除去

#### (1) 除去作業の方針と内容

被災住宅の障害物の除去は、居室、台所、玄関、トイレ等のように日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行う。

活動方針	ア 障害物の除去は、町長が行う。 イ 一次的には町保有の器具及び機械を使用して実施する。 ウ 労力又は機械力が不足する場合は県(秩父県土整備事務所)に要 請し、隣接町からの派遣を求める。 エ 労力又は機械力が相当不足する場合は、建設業界からの資機材、 労力等の提供を求める。
対 象	住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、以下の条件に該当する住家を早急に調査の上実施する。 ア 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの。 イ 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの。 ウ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。 エ 住家が半壊又は床上浸水したものであること。 オ 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの。
対象者の 選定基準	障害物除去対象者の選定は町が行う。 また、障害物除去戸数は半壊、床上浸水家屋の数量を把握した上で算 定する。
期間	災害発生の日からできるだけ早い時期に完了するものとし、町長は、 その結果を県へ報告する。

#### (2) 除去作業の要請

災害救助法を適用した場合、町が実施する住宅関係障害物除去作業において、労力又は機械力が不足した場合は、県に要請し、支援を求める。

障害物の除去

#### (3) 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、障害物の除去を実施した場合、町は、次の帳簿等を整える。 なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間 並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」に準じて行う。

- ア 救助実施記録日計票(≪様式1≫を参照)
- イ 障害物除去の状況 (≪様式18≫を参照)
- ウ 障害物除去支出関係証拠書類

#### 第2 がれき処理等廃棄物対策

町は、被災地におけるがれき、し尿、生活ごみの収集・運搬・処分等を適切に行い、環境 の保全と被災地の早期復興を図る。

処分については、秩父広域市町村圏組合の施設を利用する。施設が被災した場合又は処理 能力を超えるごみが排出された場合は、県、他市町村及び民間の廃棄物処理業者等に協力を 依頼し、ごみ処理施設の確保を図る。

#### 1 処理体制の確保

町は災害発生後直ちにごみ処理施設の被害状況の有無や、被災した場合の施設の復旧見込みについて電話等により確認する。

#### 2 がれきの処理

- (1) 町は、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集運搬する。
- (2) 選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理ルートの確保を図る。
- (3) 応急活動後、町及び県は、がれきの処理・処分の進捗状況をふまえ、破砕、分別等を 徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

#### 3 し尿処理

(1) し尿の収集、処理

#### ア 収集方法

町は、被災者の生活に支障が生ずることのないよう、業者に委託してし尿のくみ取りを速やかに行う。

#### イ 処理方法

収集したし尿処理は、原則として皆野・長瀞上下水道組合、渓流園で行うこととするが、処理能力を超えるとき、又は処理施設が被災により処理が困難なときは、必要に応じて近隣の他処理施設への搬送及びトイレの使用制限等を行う。

# (2) 仮設トイレの設置

町は、速やかに避難所等に仮設トイレを設置する。仮設トイレは、室内式の凝固剤 ポータブルトイレ又は汲取式仮設トイレ等を借上方法により設置する。

なお、必要な仮設トイレの設置に当たっては、障害者等に配慮する。

町は、水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

#### 4 生活ごみの処理

(1) 被害状況等の把握

災害発生後、秩父クリーンセンター、秩父環境衛生センターへ電話連絡をとり、被害 状況の有無や被災した場合の施設の復旧見込みについて確認する。

また、避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。

#### (2) 収集方法

- ア ごみの収集は、委託業者により実施するものとし、ごみの量が多大若しくは収集困難なときは、建設業者等の車両を借り上げるとともに被災地住民、長瀞町消防団員、ボランティア等の協力を得て迅速に実施する。
- イ 収集場所は、指定の場所とするが、被災地の状況に応じて臨時集積場所を設置し、 緊急処理を必要とする区域から実施する。
- (3) 収集順位

保健衛生上の観点からも次のものを優先して収集する。

- ア 腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ
- イ 浸水地域のごみや重要性の高い施設(避難所等)のごみ
- (4) 処理方法
  - ア 可燃ごみや不燃ごみは、各処理施設で処理する。
  - イ ごみ処理施設が被災した場合又は処理能力を超えるごみが排出された場合は、県、 他市町村及び民間の廃棄物処理業者等に協力を依頼し、ごみ処理施設の確保を図る。
- (5) 仮置場の確保

町は、町内のうちから粗大ごみ等の一般廃棄物の一時仮置場を確保する。

# 第 15 節 防疫対策 【総務部、町民福祉部】

# 第1 防疫活動

町は、次のとおり活動する。

#### 1 防疫措置の強化

災害の規模に応じた防疫組織を設け、対策の推進を図るとともに、県の指示を受け消毒の実施及び害虫駆除を行う。

#### 2 防疫活動

(1) 検病調査及び健康診断

全般的な検病調査を行い、感染症の発生状況の把握、患者の早期発見に努めるととも に、健康診断等を実施し、応急治療を行う。

- (2) 患者に対する措置 保健所、医療機関等と連携し、感染症患者の症状によって医療機関へ搬送する。
- (3) 避難所の防疫措置
  - ア 避難所開設後は、直ちにトイレその他不衛生場所の消毒を行い、以後、適宜消毒等 を実施する。
  - イ 避難所開設後は、速やかに検病調査及び健康診断等を行う。以後、定期的に健康診 断等実施する。
  - ウ 避難所の防疫指導を行い、感染症の早期発見、給食施設やトイレ等の生活施設の衛 生管理及び消毒、手洗いの励行等の指導を行う。

# 3 消毒等の実施

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条から第30条の規定による消毒の方法は次によるものとし、使用する薬剤及び器具については速やかに整備拡充を図る。

(1) 消毒方法

浸水家屋に対する消毒は、感染症予防指定消毒剤及び殺菌剤入り粉剤を行政区を通じて希望者に配布し、消毒を行うよう別途詳細指導する。

(2) ねずみ族・害虫の駆除

防除業者の協力を得て、ねずみ族、昆虫等の害虫が発生した場所又は発生する可能性 のある場所等を重点的に駆除する。

# 第2 動物愛護

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県等関係機関や獣医

師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。

### 1 被災地域における動物の保護

町、県、獣医師会、動物関係団体等は協力して、所有者不明の動物、負傷動物等を保護 し、動物保護施設等へ搬送する。

#### 2 避難所における動物の適正な飼養

町は、避難所に飼い主とともに避難した動物の飼養に関して、適正飼養の指導を県と協力して行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

# 3 情報の交換

町は、県、動物関係団体と連携して、次の情報を収集、提供する。

- (1) 各地域の被害及び避難所での動物飼育状況
- (2) 必要資機材、獣医師の派遣要請
- (3) 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望

# 第16節 文教対策

# 【教育部】

災害発生時において、幼児、児童、生徒等の生命又は身体の安全と教育活動の確保に万全を 期すため、応急教育や被災した幼児、児童、生徒等への適切な措置を講ずる。

#### 第1 応急教育

#### 1 災害発生時の対応

町は、所管する学校を指導及び支援し、応急教育に関する災害時の対応を促進する。 校長は、次の措置を講ずる。

- (1) 状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。
- (2) 災害の規模、児童、生徒等、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、町教育委員会に報告しなければならない。
- (3) 状況に応じ、町教育委員会と連絡のうえ、臨時休業等適切な措置をとる。
- (4) 避難所の開設等災害対策に協力し、学校管理に必要な職員を確保し万全の体制を確立する。
- (5) 準備した応急教育計画に基づき、臨機に災害状況に即した応急指導を行う。
- (6) 応急教育計画については、町教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童、生徒等に周知徹底を図る。
- (7) 児童、生徒等が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当を行うなどその万全を期する。
- (8) 学校等においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染 症等の予防の万全を期する。

#### 2 応急教育の準備

町は、所管する学校を指導及び支援し、応急教育に関する災害復旧時の対応を促進する。

校長は、次の措置を講ずる。

- (1) 教職員を掌握するとともに校舎内外の整備を行い、児童、生徒等の被災状況を調査し、町教育委員会と連絡し、教科書及び教材の供与に協力する。
- (2) 町教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め情報及び指令の伝達に万全を期する。
- (3) 前記連絡網の確立を図り、指示事項の徹底を期する。
- (4) 応急教育計画に基づき学校に収容できる児童、生徒等は、学校に収容し指導する。教育活動の再開に当たっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として心身の健康、安全教育及び生徒指導に重点をおくようにする。
- (5) 避難した児童、生徒等については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、 避難先を訪問するなどして、前記(4)に準じた指導を行うように努める。

- (6) 避難所に学校を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、町教育委員会に連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。
- (7) 校長は、災害の推移を把握し、町教育委員会と緊密に連絡のうえ、できるだけ早く平 常授業にもどすように努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

#### 3 応急教育の方法等

(1) 文教施設・設備の応急復旧対策

町は、被害の程度を迅速に把握し、応急処理可能な場合は可及的速やかに補修し、教育の実施に必要な施設・設備の確保に努める。

校舎の全部又は大部分が被害を受け教育の実施が困難な場合は、早急に校舎の再建、 仮校舎の建設の計画を立て、この具体化を図る。

(2) 応急教育実施の予定場所

災害により校舎の全部又は一部の使用が困難となった場合は当該学校以外の最寄りの 学校、公共施設等の場所を使用して教育を実施するよう努める。

- (3) 応急教育の方法
  - ア 当該学校以外の場所において教育を実施する場合は、教育環境も異なり通常の教育 が実施し難いことも予想されるので、それぞれの実情に応じた措置により授業が継続 実施できるよう努める。
  - イ 被害の程度により臨時休業の措置を執ることも予想されるので授業のできなかった 時間について補習授業等を行いその万全を期する。
- (4) 給食等の措置
  - ア 学校給食施設・設備が被災した場合は、その程度により異なるが速やかに応急処理 を行い給食実施に努める。
  - イ 保管中の食材料が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずる。
  - ウ 学校が地域住民の避難所として使用される場合は当該学校給食施設・設備は、被災者用炊き出しの用にも供されることが予想されるので学校給食及び炊き出しの調整に留意する。
  - エ 衛生管理に十分注意し、給食に起因する感染症、食中毒の発生のないよう努める。
- (5) 教育実施者の確保

教職員の被害に伴い、教育の実施が困難な場合も予想されるので当該学校以外の学校 教職員の臨時配置及び補完措置等により教育実施者の確保に努める。

#### 第2 教材・学用品等の調達及び配給の方法

被災児童、生徒に対する学用品の給与は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」に準じて行う。

#### 1 給与の対象

災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、就 学上支障のある小学校児童及び中学校生徒(特別支援学校の小学部児童、中学部生徒)に 対し被害の実情に応じ教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を支給する。

#### 2 給与の実施

- (1) 学用品の調達、配分等は、町が行う。 ただし町において調達することが困難と認めたときは、県が調達し、町に供給する。
- (2) 教科書については、県が町教育委員会からの報告に基づき、教科書供給所から一括調達し、その配給の方途を講ずる。

#### 3 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、学用品の給与を実施した場合、町は、次の帳簿等を整える。

- (1) 救助実施記録日計票 (≪様式1≫を参照)
- (2) 学用品の給与状況 (≪様式19≫を参照)
- (3) 学用品購入関係支払証拠書類
- (4) 備蓄物資払出証拠書類

#### 第3 文化財の応急措置

#### 1 文化財(建造物)

文化財(建造物)が被災した場合には、町教育委員会は、被害状況報告を受けて以下の 応急措置を施し、本修理を待つこととする。

また、固定文化財(建造物)については、県教育委員会に連絡する。

- (1) 被害の拡大を防ぐため、所有者、管理者と連絡をとりあって応急修理を施す。
- (2) 被害が大きいときは、損壊を防ぎ、履屋などを設ける。
- (3) 被害の大小に関わらず、防護柵などを設け、安全と現状保存を図れるようにする。

#### 2 美術工芸品の保管場所

美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に 一時的に保管させる措置を講ずる。

#### 3 文化財

文化財が崩壊した、あるいは崩壊する恐れがある場合、被害の程度によっては、復旧が可能であり、所有者、管理者と連絡を取り合って保存の処置を進める。

≪資料-19 文化財一覧≫

# 第 17 節 商工·農林水産業対策 【環境整備部】

災害によって被害を受けた商工業施設及び農林水産業施設の応急対策を実施する。

# 第1 商工業対策

町は、災害によって商業施設及び工業施設に被害が生じた場合、商工会等と連絡を密にして被害状況を把握し、被害調査結果を県へ報告するとともに、二次災害の防止に努める。

# 第2 農林水産業対策

町は、災害によって農作物、農林水産業施設等に被害が生じた場合、農業協同組合等と連絡を密にして被害状況を把握し、被害調査結果を県へ報告するとともに、二次災害の防止に努める。

# 第4章 復旧復興対策

# 第1節 災害復旧 【関係各課】

災害発生後、被災状況を的確に把握し、再度災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を樹立し、迅速にその実施を図る。

# 第1 災害復旧事業計画の作成

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する 公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

災害復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害 の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業計画の種類は以下に示すとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上下水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 復旧上必要な金融その他の資金計画
- 11 その他の計画

# 第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

町は、被災施設の災害復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部 又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業 費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

#### 1 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部を負担又は補助する。財政援助根拠法令は、次のとおりである。

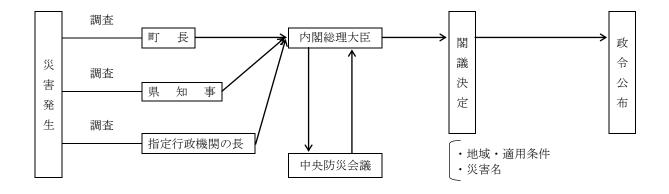
- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- (9) 農林水産施設災害復旧国庫負担の暫定措置に関する法律
- (10) 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置
- (11) 水道法

#### 2 激甚災害に係る財政援助措置

災対法に規定する著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生した場合、県及び町は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚災害の指定手続きについては、次のとおりである。

#### 激甚災害の指定手続き



#### (1) 財政援助措置の対象

財政援助措置の対象は次のとおりである。

- ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
  - (7) 公共土木施設災害復旧事業
  - (4) 公共十木施設復旧事業関連事業
  - (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
  - (工) 公営住宅災害復旧事業
  - (オ) 生活保護施設災害復旧事業
  - (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
  - (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
  - (1) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
  - (ケ) 障害者支援施設等災害復旧事業
  - (1) 女性保護施設災害復旧事業
  - (†) 感染症指定医療機関災害復旧事業
  - (シ) 感染症予防事業
  - (ス) 堆積土砂排除事業
  - (ヤ) たん水排除事業
- イ 農林水産業に関する特別の助成
  - (ア) 農林水産の災害復旧事業に係る補助の特別措置
  - (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
  - (ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
  - (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
  - (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
  - (カ) 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
- ウ 中小企業に関する特別の助成
  - (ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特別措置
  - (4) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
  - (ウ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
  - (エ) 中小企業に対する資金の融通に関する特例
- エ その他の財政援助及び助成
  - (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
  - (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
  - (ウ) 日本私学振興財団の業務の特例
  - (エ) 町が施行する感染症予防事業に関する特例
  - (オ) 母子福祉資金に関する国の貸付の特例
  - (カ) 水防資材費の補助の特例
  - (キ) 罹災公営住宅建設資金の特例
  - (ク) 産業労働者住宅建設資金の特例
  - (ケ) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び小災害復旧事業に対する特

別の財政援助

- (3) 雇用保険法第10条に規定する雇用保険の被保険者に対する失業給行金の支給
- (2) 激甚災害に関する調査

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等に協力する。

### 第3 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、町は、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置を早期に行う。

復旧事業の事業費が決定され次第速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施 効率をあげるよう努める。

また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども住民に対して理解を得るよう努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し監督指導 等を行う。

# 第2節 被災者の生活再建等の支援 【関係各課】

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住民や家財の喪失、経済的困窮あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。

また、こうした社会混乱が速やかな災害復旧・復興を妨げる要因となる。

そのため、町は、被災者の生活再建等の措置を行い民生安定を講ずる。

#### 第1 被災住民等からの相談の対応

### 1 相談所の開設

町は、被災住民及び被災事業者の災害からの復旧を総合的に支援するため、必要に応じて「住民サポートセンター (仮称)」を設置する。

住民サポートセンターは、被災者の利便性に配慮し、原則として特に被害が激甚な地区 の公共施設に設置することとし、設置が難しいときは巡回相談の形式をとる。

# 2 考慮すべき相談内容

相談内容としては、以下のものがあげられる。

- (1) 生命保険、損害保険(支払い条件等)
- (2) 家電製品の取扱い等(感電、発火等の二次災害対策等)
- (3) 法律相談(借地借家契約、損害補償等)
- (4) こころのケア(恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等)
- (5) 住宅(仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事等)
- (6) 雇用、労働(失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等)
- (7) 消費(物価、必需品の入手等)
- (8) 教育(学校)
- (9) 福祉(障害者、高齢者、児童等)
- (10) 医療・衛生(医療、薬、風呂等)
- (11) 廃棄物 (ごみ、瓦礫、産業廃棄物、家屋の解体・撤去等)
- (12) 税、公共料金 (郵便、電話、電気等) の特例措置
- (13) 金融(生活資金の融資等)
- (14) ライフラインの復旧状況(電気、ガス、水道、下水道、電話、交通関係)

# 3 相談体制

(1) 相談体制の確立

町は、被災住民及び被災事業者からの相談に的確に対応できる体制を確立するととも に、県の設置する相談窓口及び出張相談所と積極的に連携する。

(2) 相談スタッフの充実

町は、各種相談内容に的確に対応するために、国及び県の担当部局と連携し、必要に

応じて専門家(弁護士、金融機関等の民間の専門家も含む。)の派遣を要請する。 また、必要に応じて、弁護士、ライフライン関係者、業界団体、ボランティアの参加 もえて体制を整える。

#### 第2 罹災証明書の発行

罹災証明書は、各種被災者支援策(給付、融資、減免・猶予、現物支給など)の適用の判断材料として幅広く活用されている。そのため、町は、町域に係る災害発生時、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

#### 1 罹災証明の内容

(1) 住家等の被害

全壊(焼)、半壊(焼)、流失、一部損壊、床上浸水、床下浸水、その他物的被害の別

(2) 人的被害

死亡、行方不明、重傷、軽傷の別

#### 2 罹災証明の申請

所定の様式(罹災証明願い)により、申請する。

#### 3 証明手数料

罹災証明については、証明手数料を徴収しない。

#### 4 罹災証明書の発行

罹災証明書は、町長が証明し、発行する。

ただし、火災については秩父消防本部消防長が証明し、発行する。

### 第3 被災者の精神保健対策(こころのケア)

被災により人々は、さまざまな精神症状に陥ることがある。

そのため、町は、その状態から被災者が精神的に癒され、生活再建の意欲を持つことができるよう、県や各関係機関の協力を得て、速やかに的確な対策を講ずる。

#### 1 被災後の精神症状

被災に伴う精神症状としては、次のことが考えられる。

- (1) 呆然自失、無感情、無表情な状態反応
- (2) 耐えがたい災害体験の不安による、睡眠障害、驚愕反応
- (3) 現実否認による精神麻痺状態
- (4) 家族等を失ったための、ショック、否認、怒り、抑うつ等の急性悲哀状態
- (5) 被災後しばらくしても、不安、抑うつ、無関心、不眠の状態が続く、心的外傷後ストレス症候群 (PTSD)
- (6) 心的外傷後ストレス症候群の中でも、自分が生き残った罪悪感により生じる、生き残り症候群や急性悲哀状態が持続した死別症候群

#### 2 こころのケア

前述の被災に伴う精神症状に対して、町は、県、関係機関、専門家の協力を得て、次の対策をできる限り早い時期に講ずる。

- (1) 精神科医師、保健師等による精神科救護所の設置及び巡回相談
- (2) 保健所等による精神保健相談
- (3) 小中学校での児童、生徒への精神的カウンセリング
- (4) 専門施設での相談電話の開設
- (5) 情報広報誌の発行による被災者への情報提供
- (6) 避難所等における被災者向けの講演会、研修会の実施

# 第4 町税の減免

町は、災害により被災者の納付すべき町税について、長瀞町税条例(昭和63年条例第21号)の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、町税(延滞金等を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

### 第5 災害弔慰金、見舞金の支給

災害用慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害(以下「災害」という。)により死亡者の遺族に対して支給する災害用慰金、自然災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金は、町が実施主体となり、長瀞町災害用慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第21号)に基づき実施する。

# 1 災害弔慰金の支給

災害弔慰金の支給内容は、次に示すとおりである。

### 災害弔慰金の支給

項目	内容
対象災害	ア 県内において、自然災害で救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 イ 当該市町村の区域内において、自然災害により5世帯以上の住居の滅失があった場合、当該市町村の災害による被害が対象となる。 ウ 県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が5以上の市町村が3以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 エ 自然災害で救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県(県内全市町村)の同一災害による被害を対象とする。
支給対象	ア 上記の災害による死亡者 (3か月以上の行方不明者を含む。) イ 住居地以外の市町村の区域内 (県外も含む。) で災害に遭遇して死亡し た者
支給対象遺族	死亡当時の配偶者(事実婚を含む。)子、父母、孫、祖父母を対象とする。ただし、いずれもが存在しない場合であって、兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)を対象とする。
支給額	ア 生計維持者が死亡した場合500万円 イ ア以外の場合250万円
費用負担	国1/2、県1/4、町1/4

# 2 災害障害見舞金の支給

災害障害見舞金の支給内容は、次に示すとおりである。

# 災害障害見舞金の支給

項目	内容			
対象災害	災害弔慰金の場合と同様である。			
支給対象者	上記の災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者とする。			
支給額	ア 生計維持者 250万円 イ ア以外の場合 125万円			
費用負担	災害弔慰金の場合と同様である。			

# 第6 災害援護資金等の貸付

災害 の支給等に関する法律に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金は、町が実施主体となり、長瀞町災害 の支給等に関する条例(昭和49年条例第21号)に基づき実施する。

# 1 災害援護資金の貸付

災害援護資金の貸付内容は、次に示すとおりである。

# 災害援護資金の貸付

項目	内容					
対象災害	県内で自然災害による救助法による救助が行われた市町村が1か所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。					
貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし、世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象とならない。 世帯員が1人 : 220万円					
貸付対象となる 被害	療養期間が1か月以上である世帯主の負傷 住居の全壊、半壊又は家財の被害の価額が時価の1/3以上の損害					
貸付金額	ア 世帯主の1か月以上の負傷限度額150万円イ 家財の1/3以上の損害" 150万円ウ 住居の半壊" 170万円 (250万円)エ 住居の全壊" 250万円 (350万円)オ 住居の全体が滅失若しくは流失" 350万円カ アとイが重複" 250万円キ アとウが重複" 270万円 (350万円)ク アとエが重複" 350万円* ( ) は、特別の事情がある場合の額					
利率	年3% ただし据置期間は無利子					
償還期間	10年とし、据置期間は、そのうち3年間					
費用負担	貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担とする。					

### 2 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者に対して、速やかに自力更生をさせるため、生活福祉資金貸付制度により、民生委員・児童委員及び町社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金及び住宅資金の貸付を予算の範囲内で行う。

# 生活福祉資金貸付制度に基づく福祉資金貸付

項目	内容
貸付対象者	災害を受けたことにより、臨時に資金を必要とする低所得世帯
貸付限度	150万円以内
貸付条件	償還期間:6か月以内の据置期間経過後7年以内 利率:無利子(連帯保証人なしの場合は据置期間経過後年1.5%)

# 生活福祉資金貸付制度に基づく住宅資金貸付

項目	内容
貸付対象者	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けるに必要な資金
貸付限度	250万円以内
貸付条件	償還期間:6月以内の据置期間経過後7年以内 利率:無利子(連帯保証人なしの場合は据置期間経過後年1.5%)

# 3 住宅復興資金

住宅金融支援機構は、地震等の大災害により住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法 人住宅金融支援機構法に基づき、災害復旧住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資 金の貸付を行う。災害復興住宅建設資金に基づく融資及び災害復興住宅補修資金に基づく 融資の貸付内容は、次に示すとおりである。

### 災害復興住宅建設資金に基づく融資

項目	内容
貸付対象者	被災直前の建物価格の5割以上の被害を受けたもので、1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅を建設する者。建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金とあわせて融資する。
貸付限度	ア 建設費: 1,650万円以下(平成27年12月17日現在)イ 土地取得費: 970万円以下(平成27年12月17日現在)ウ 整地費: 440万円以下(平成27年12月17日現在)
利率	年1.0%(平成27年12月現在)
償還期間	耐火、準耐火・木造(耐久性)35年以内 木造(一般)25年以内 通常の償還期間に加え、3年以内の据置期間を設けることができる。 (但し、借入申込日現在の申込本人の年齢(1歳未満切り上げ)に償還期間(据 置期間を含む。)を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。)

# 災害復興住宅補修資金に基づく融資

項目	内容
貸付対象者	補修に要する額が10万円以上で被災直前の建物価格の5割未満の被害を受けた者。また、補修する家屋を移転する者に移転資金、宅地に被害を受けた整地を行う者には整地資金をそれぞれ補修資金とあわせて融資する。
貸付限度	ア 補修費:660万円以下 イ 移転費:400万円以下 ウ 整地費:400万円以下
利 率	年1.0% (平成27年12月現在)
償還期間	20年以内 通常の償還期間の中で1年以内の据置期間を設けることができる。 (但し、借入申込日現在の申込本人の年齢(1歳未満切り上げ)に償還期間(据 置期間を含む。)を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。)

# 第7 義援(見舞)金品の受付、配布

町は、関係機関の協力を得ながら被災地のニーズを把握するとともに、義援金品の受入れ 体制を確保するとともに「義援金配分委員会」を設置し、配分計画を定める。

#### 1 受付窓口の開設

町は、義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に災害対策本部名義の普通預金口座を開設し、振込みによる義援金を受け付ける。

#### 2 受付•募集

(1) 義援金品の受付処理

義援金品の受付処理は、次のとおり実施する。

- ア 義援金品の受付は、原則として町が開設した窓口及び銀行振込みとする。
- イ 受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、銀行口座への 振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。
- ウ 町は、義援金品の受付状況について義援金配分委員会に報告する。

#### (2) 義援金品の募集

被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、町の広報紙、報道関係機関及び災害関連支援団体等の協力を得て広報し、募集する。

なお、義援品については、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資について 広報して募集する。

#### 3 義援金品の仕分け

受付を行った義援金品は、食料、生活必需品や医薬品などの種別ごとに仕分けを行い、 町民福祉部(災害対策本部が設置されない場合は、町民課)に種別ごとに引き継ぐととも に、総務部(災害対策本部が設置されない場合は、出納室)で義援金品の保管状況を把握 する。

なお、仕分作業は、必要に応じてボランティア等の活用を図りながら行う。

#### 4 義援金品の配分

町で受け付た義援金品の被災者に対する配分は、町民福祉部(災害対策本部が設置されない場合は、町民課)において決定する。

#### 5 義援品の保管場所

受付、仕分けされた義援金品は、町庁舎等において、配分までの間、それぞれの種別ごとに保管、管理する。

# 第8 被災者生活再建支援制度の活用

地震などの災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由等により自立した生活を再建することが困難な者に対し、被災者生活再建支援法に基づき都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

# 1 被災者生活再建支援制度の概要

被災者生活再建支援制度の概要は、以下に示すとおりである。

#### 被災者生活再建支援制度の概要

項目	内容				
目的	被災者生活再建支援金を支給し被災者の自立した生活の開始を支援する。				
対象災害	自然災害(暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な 自然現象より生ずる災害)				
対象災害の 規模	政令で定める自然災害 ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号のいずれかに該当する被害が発止した市町村における自然災害 イ 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ウ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満のものに限る)における自然災害 エ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、ア〜ウの区域に隣接する市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害				
支援対象世帯	住宅が全壊(全焼・全流失等)した世帯その他これに準ずる程度の被害と認められる世帯として政令で定められるものア 住宅が全壊した世帯 イ 住宅が半壊し、倒壊防止等やむを得ない理由により住宅を解体した世帯ウ 災害が継続し、長期にわたるり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯エ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 (居住者安定支援制度のみ該当)				
支援金の額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。				

#### 2 支援金の支給

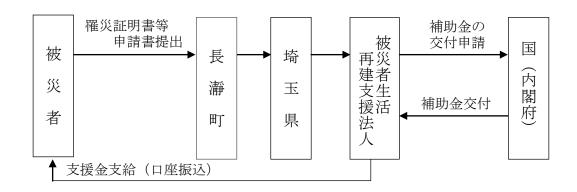
町は、被災世帯の支給申請の受付を行い、被災者台帳、罹災証明書をもとに、支給申請 書の必要書類を取りまとめ、県に送付する。

被災者生活再建支援金の支給に際して、各関係機関が行う措置は次のとおりである。

被災者生	舌再建支援	全支給に	係る関	<b> </b>	)措置
双火石工	口针灶又汲	业又和に	ᇄᇰᅜ	水	/]11   旦

関係機関	措置内容
町	住宅の被害認定 罹災証明書等必要書類の発行 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 支給申請等の必要書類の取りまとめ及び県への送付
県	被害状況の取りまとめ 被害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示 支給申請書等の必要書類の取りまとめ及び被災法人への送付
被災者生活 再建支援法人	国への補助金交付申請等 支援金の支給 支給申請書の受領・審査・支給決定 申請期間の延長・報告
国(内閣府)	被災者生活再建支援法人への補助金交付

# 支援金の支給手続き



※ 県では支援金支給に関する事務の全部を支援法人に委託している。

# 第9 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の活用

被災者生活再建支援制度では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

このため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行っている(平成26年4月1日以降に発生した災害から適用)。

#### 1 埼玉県·市町村生活再建支援金

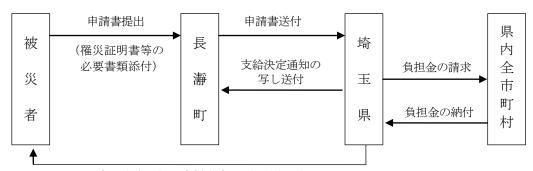
埼玉県・市町村生活再建支援金の概要及び支給手続きは、以下のとおりである。

埼玉県・市町村生活再建支援金の概要

- <del></del>	جنبر <u>ال</u>
項目	内容
目的	被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対象災害	自然災害(暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の 異常な自然現象より生ずる災害) ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容
対象災害 の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用 とならなかった地域に限る。
支援対象世帯	住宅が全壊(全焼・全流失等)した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金に関する要綱第2条第1項(2)で定めるものア 住宅が全壊した世帯 イ 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由に
	より住宅を解体した世帯 ウ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 エ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容
支援金の額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額) ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)
	住宅の被害程度 全壊 解体 長期避難 大規模半壊
	支給額 100万円 100万円 50万円
	イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金 (加算支援金)
	住宅の再建方法 建設・購入 補修 賃借(公営住宅以外)
	支給額 200万円 100万円 50万円
	<ul><li>※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計200(又は100)万円</li><li>※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容</li></ul>
市町村	住宅の被害認定 罹災証明書等必要書類の発行 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	被害状況のとりまとめ 支給申請書等の受領、審査 (第2次)、支給の可否の決定 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 被災世帯主へ支援金の支給 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 申請期間の延長決定

資料) 「埼玉県地域防災計画 震災対策編」平成26年12月、埼玉県防災会議

### 埼玉県・市町村生活再建支援金の支給手続



支給決定通知、支援金支給(口座振込)

### 2 埼玉県·市町村家賃給付金

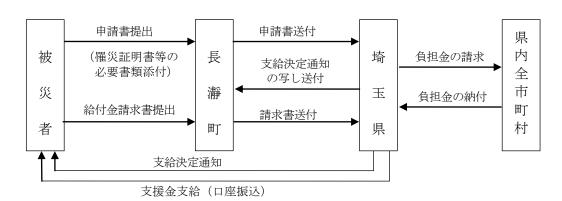
埼玉県・市町村家賃給付金の概要及び支給手続きは、以下のとおりである。

埼玉県・市町村家賃給付金の概要

項目	内容
目的	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金 を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
対象災害	自然災害(暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然 現象より生ずる災害)
対象災害 の規模	自然災害の規模は問わない。
給付対象世帯	下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又はあっせんする公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅(仮住宅)に入居した全壊世帯(埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯)。 全壊世帯に身体障害者がおり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 全壊世帯に児童又は生徒がおり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。 その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由
給付金 の額	給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額(敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。)とし、月額6万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。 支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。
市町村	住宅の被害認定 罹災証明書等必要書類の発行 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	被害状況のとりまとめ 支給申請書等の受領、審査(第2次)、支給の可否の決定 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 被災世帯主へ給付金の支給 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 申請期間の延長決定

資料) 「埼玉県地域防災計画 震災対策編」平成26年12月、埼玉県防災会議

### 埼玉県・市町村家賃給付金の支給手続



# 3 埼玉県・市町村人的相互応援

埼玉県・市町村人的相互応援の概要及び要請手続きは、以下のとおりである。

埼玉県・市町村人的相互応援の概要

項目	内容
目的	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することに より、被災者の速やかな生活の再建を支援する。
対象災害	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害
応援内容	被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣する。
被災市町村 (要請市町村)	県に職員派遣の要請(派遣要請依頼書の提出) 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 派遣市町村又は県の派遣機関に対して派遣要請書を提出 派遣職員の受入れ
被災地以外の 市町村 (派遣市町村)	派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 要請市町村から派遣要請書を受領 職員の派遣
県 (統括部、支部)	要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付要請市町村から派遣要請書を受領県の派遣機関による職員の派遣

資料) 「埼玉県地域防災計画 震災対策編」平成26年12月、埼玉県防災会議

派遣可否の照会付 職員派遣の要請 <del>-----</del> 被災地以外の市町 被 派遣の可否、派遣 県 埼 派遣調整結果 可能人数等の回答 災 通知書の送付  $\mathcal{O}$ -----市 玉 派遣調整結果 機 通知書の送付 町 派遣要請書の送付 関 県 村 村 職員の派遣 職員の派遣

埼玉県・市町村人的相互応援による職員派遣手続

# 第3節 被災中小企業、農林漁業事業者の再建等の支援 【関係各課】

被災した中小企業、農林漁業事業者の再建を促進するための資金対策として、県は、一般金融機関及び政府系金融機関の融資並びに信用保証協会による融資の保証、県制度融資等により、施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置を実施している。

なお、町及び商工会議所は、被災企業の把握に努め、金融の特別措置について中小企業に周 知、徹底を図る。

#### 第1 被災中小企業への融資

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、県は、一般金融機関及び政府 系金融機関の融資並びに信用保証協会による融資の保証、県制度融資等により、施設の復旧 に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置を実施してい る。

なお、町及び商工会議所は、被災企業の把握に努め、金融の特別措置について中小企業に 周知、徹底を図る。

#### 経営安定資金(災害復旧関連)

項目	内容
融資対象	大臣指定等貸付
	・次のア、イのいずれかに該当する県内の被災中小企業者・組合。 ア 激甚災害に関して国が定める地域内に事業所を有し、激甚災害の影響を受けており市町村長等の発行する罹災証明を受けている。 イ 経済産業大臣が指定した突発的災害の影響を受けており、大臣が指定した市町村の中で1年以上同一事業を営み、町長からセーフティネット保証の認定を受けている。
	知事指定等貸付
	・次のウに該当する県内の被災中小企業者・組合 ウ 県内で災害の影響を受け、町長等の発行する罹災証明を受けている。
	共通
	・上記貸付毎に定められた条件を満たすほか、次の各号全てに該当する県内の被災中小企業者・組合 エ 信用保証対象業種を営み、事業に必要な許認可等を取得しており、事業所税等を滞納していないこと。 オ 信用保証協会の保証を受けて金融機関からの融資を受けている場合は、当該金融機関に対する償還に延滞がなく、かつ、信用保証協会の代位弁済による求償債務を負担していないこと。 カ 信用保証協会の保証残高が保証限度額を超えないこと キ 手形交換所等の取引停止処分中でないこと

項目	内容				
融資限度額	設備資金5,	設備資金5,000万円(組合の場合 1億円) 運転資金5,000万円(組合の場合 6,000万円)			
	運転資金5,				
融資条件	使途	設備資金及び運転資金			
	貸付期間	設備資金10年以內 運転資金7年以內			
	利率	年1.2%以内【大臣指定等貸付】(平成27年4月1日~9月30日融資実行分)			
		年1.3%以内【知事指定等貸付】(平成27年4月1日~9月30日融資実行分)			
	担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める。			
	保証人	個人は原則として不要。法人は代表者を連帯保証人とし、原則として代表者以外の連帯保証人は不要			
	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する。			
償還方法	元金均等月賦償還 据置期間2年以內				
受付場所	中小企業者は商工会議所及び商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会				

# 第2 被災農林漁業事業者への融資

町は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金融資及び埼玉県農業災害対策特別措置条例等により融資する制度の啓発に努める。

また、融資に当たっては、災害復旧に必要な資金の融資が円滑に行われるよう業務の適正かつ迅速化に努める。

### 1 天災融資法に基づく資金融資

天災融資法に基づく資金融資の概要は、次のとおりである。

# 天災融資法に基づく資金融資の概要

項目	内容
貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業 資金使途	種苗、肥料、薬剤、農機具(政令で定めるものに限る)、稚魚、稚貝、漁業用燃油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船(政令で定めるものに限る)の建造または取得資金、その他農林漁業経営に必要な資金
貸付利率	年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内 (具体的な適用金利については、天災融資法の発動の都度定められる。)
償還期限	3~6年以内(ただし、激甚災害のときは4~7年以内)
貸付限度額	町長の認定した損失額又は200万円 (一般) のいずれか低い額 (激甚災害のときは250万円)
融資機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
担保	保証人
その他	町長の被害認定を受けたもの

# 2 日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金融資

日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金融資の概要は、次のとおりである。

# 日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金の概要

項目	内容			
期間	10年(据置3年以内を含む)以内			
貸付利率	年0.25~0.85% (平成27年12月18日)			
貸付限度額	ア 簿記記帳を行っている場合、年間経営費の3/12又は粗収益の3/12に相当する額のいずれか低い額 イ イ以外の場合:600万円			
担保	連帯保証人又は担保			

#### 3 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資

埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資の概要は、次のとおりである。

#### 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資の概要

項目	内容
貸付の相手	被害農業者
資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、家畜、蚕種等の購入資金、ビニールハウス、その他プラスチックハウス、ガラス室、果樹だな、蚕室、畜舎、放牧施設、 畜産物の調整施設、きのこ栽培施設、養魚施設、農産物倉庫及び農業用生 産資材倉庫、農業用生産資材製造施設、作業所の復旧に必要な資金等
貸付利率	0% (利子補給 県0.9%、市町村0.9%) (平成26年3月7日現在)
償還期限	6年以内(据置1年)
貸付限度額	町長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額
融資機関	農業協同組合等
担保	保証人
その他	町の被害認定を受けたもの

# 4 農業災害補償

農業災害補償の概要は、次のとおりである。

## 農業災害補償の概要

項目	内容
支払の相手	当該共済加入の被災農家
農業共済事業対象物	農作物(水稲:20a以上当然加入、陸稲:10a以上当然加入、麦10a以上当然加入)、果樹(ぶどう:20a以上当然加入、なし:25a以上当然加入)、蚕繭(春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭):0.5箱以上当然加入、園芸作物(園芸用施設、附帯施設、施設内農作物)、畑作物(スイートコーン、大豆、茶)、家畜(乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚)、任意(建物、農機具)
支払機関	農業共済組合

# 第4節 復興対策

### 【関係各課】

大規模災害により地域が大きく被災し、住民生活や社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講ずる必要がある。

事前に復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう手続等の検討を行い準備するとともに、復興に際しては、被災前から地域が抱える課題を解決し、地域産業の構造等をよりよいものに改変する中長期的な復興計画を作成し、町、県及び関係機関が緊密な連携を図りながら、再度災害の発生防止とより安全・快適な生活環境を目指し、復興事業を推進する。

### 第1 復興に関する事前の取組の推進

町は、早期の復興を実現するため、復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう、あらかじめ復興手続等について検討を行い、必要に応じて復興プラン等を策定する。

#### 第2 復興対策本部の設置

町は、被災状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合は、町長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

#### 第3 復興計画の策定

#### 1 災害復興方針の策定

町は、「災害復興対策本部」を設置した場合、学識経験者、有識者、町議会議員、住民 代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定 する。

災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

#### 2 災害復興計画の策定

町は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。

本計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画 及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

#### 第4 復興事業の実施

町は、災害復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

県は、町が行う災害復興事業の技術的、財政的な支援を実施する。

町及び県は、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ、復興手続きについて検討を行う。

# 第5章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置

# 第1節 計画の位置付け 【総務課】

#### 第1 策定の趣旨

大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)は、大規模地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい災害が生じるおそれのある地域を地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)として指定し、強化地域に係る地震観測体制の強化及び防災関係機関や事業所等における地震防災体制の整備等により、被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

同法に基づき、昭和54年8月に静岡県を中心とする6県(静岡、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知)の167市町村が強化地域に指定された、平成24年4月1日現在、強化地域は1都7県157市町村となっている。

このため、町防災会議は、東海地震の発生に備え、社会的混乱の防止と地震被害を最小限にとどめるため、この対応措置計画を定める。

#### 第2 基本的な考え方

対応に当たっての基本的な考え方は、次のとおりである。

- 1 戒宣言発令中においても町の機能は、極力平常どおり確保する。
- 2 警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、住民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずる。
- 3 原則として、警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間にとるべき対応措置を定める。

なお東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言の発令までの間においても、社会的混 乱防止のため、必要な措置を講ずる。

- 4 災害発生後の対策は、本計画(第2編 震災対策編 第3章 応急対策)により対処する。 なお、災害発生前の対策についても、必要に応じて本計画(第2編 震災対策編 第2章 予防・事前対策)により対処する。
- 5 町は、地震防災対策強化地域でないことから大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の策定及び実施に関しては、行政指導及び協力要請により対応する。

# 第3 前提条件

前提条件は次のとおりとする。

#### 1 警戒宣言の発令時刻

警戒宣言が発令される時刻は、原則として最も社会的混乱が予想される社会経済活動の盛んな平日の昼間(概ね午前10時~午後2時)とする。

ただし、各機関の対策遂行上、特に考慮すべき時間帯がある場合は、個別に対応策を考慮する。

### 2 予想震度

県地域防災計画においては、県内の予想震度を震度5弱~5強程度としているため、本計画もそれに準ずる。

# 第4 東海地震に関する情報

気象庁は、地殻変動や地震等を24時間体制で監視し、異常なデータが観測された場合には「東海地震に関する情報」を、各情報が意味する危険度に応じた「カラーレベル」を付し、次のとおり発表する。

なお、前兆すべりが急激に進んだ場合や前兆すべりが小さい場合等には、直前予知ができない場合もあるので、日ごろから東海地震への備えをしておくことが大切である。

#### 東海地震に関連する情報

区分		発表基準等
東海地震予知情報 [カラーレベル赤]		東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」 が発せられた場合
東海地震注意情報 [カラーレベル黄]		観測された現象が東海地震の前兆である可能性が高まったと 認められた場合
東海地震に関連する調査情報	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査を行った場合
調宜旧報 [カラーレベル青]	定例	毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、東海地震に直ちに 結びつくような変化が観測されていないと判断された場合
警戒宣言		内閣総理大臣が東海地震予知情報の報告を受け、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認めたとき、閣議を経て発するもので、強化地域内の居住者等に対する警戒体制を取るべき旨の公示及び地震防災応急対策に係る措置を取るべき旨の通知であり、関係機関に内閣府から通知される。

注) 各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表 される。

# 第2節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置 【総務課】

#### 第1 目標

気象庁が強化地域等で常時監視している観測データに異常が認められ、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合は東海地震注意情報が発表される。

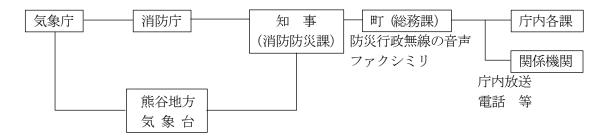
このため、注意情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から実施すべき必要な措置について定める。

# 第2 東海地震注意情報の伝達

#### 1 伝達系統及び伝達手段

県からの東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりである。

町は、県から東海地震注意情報に関する情報を受けた場合又は報道機関の報道に接した 場合の機関内部及び地域機関等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定めておく。



#### 2 伝達体制

町は、県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達する とともに、災害対策上重要な機関、団体等に伝達する。

#### 3 伝達事項

東海地震注意情報又は東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う意思決定を行った旨の消防庁からの連絡内容

- (1) 警戒宣言が発令されることを考慮して必要な体制をとること等
- (2) 東海地震注意情報の解除された旨の連絡内容
- (3) その他必要と認める事項

# 第3 活動体制の準備等

町は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに災害対策本部等の準備等必要な措置を講ずるとともに、社会的混乱の発生に備える。

東海地震注意情報発表時における災害対策本部の配備体制は緊急体制とし、災害対策本部 が設置されるまでの間、総務課が関係機関の協力を得ながら次の事項を行う。

- 1 東海地震注意情報等その他防災上必要な情報の収集・伝達
- 2 防災関係機関等との連絡調整
- 3 社会的混乱防止のため必要な措置

# 第3節 警戒宣言に伴う措置 【関係各課、皆野・長瀞上下水道組合】

#### 第1 目標

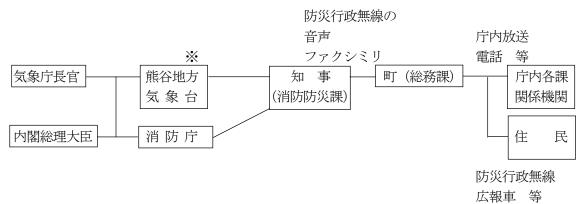
東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に、東海地震予知情報が発表される。 これをうけて、警戒宣言等の対応がとられる。警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、警戒宣言の発令から地震発生までの間又は地震発生のおそれがなくなるまでの間において、とるべき措置について定める。

# 第2 警戒宣言、東海地震予知情報の伝達、広報

#### 1 伝達系統及び伝達手段

県からの警戒宣言及び東海地震予知情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりである。 町は、県等からの警戒宣言及び東海地震予知情報を受けた場合又は報道機関の報道に接 した場合の機関内部及び出先機関等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定めてお

<。



※ 知事への伝達は、東海地震予知情報については消防庁ルートを主とし、熊谷地方気象台ルート を副とする。警戒宣言については、消防庁ルートのみとする。

### 2 伝達体制

町は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、災害対策上重要な機関、団体等に伝達する。

住民に対しては、防災行政無線や広報車により伝達する。

#### 3 伝達事項

- (1) 警戒宣言通知文
- (2) 東海地震予知情報に関する情報文
- (3) 警戒宣言発令に伴いとるべき措置事項
- (4) 警戒解除宣言に関する通知(地震が起こらないで解除になる場合)

## (5) その他必要と認める事項

#### 第3 活動体制

東海地震の警戒宣言が発令され、災害発生のおそれがある場合は、災害対策本部を設置 し、非常体制をとる。

災害対策本部は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の防災 関係機関と緊密な連携を保ち、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と地震災害の発生防 止並びに軽減を図るための措置を実施するとともに、地震災害発生時、速やかに本計画(第 2編 震災対策編 第3章 応急対策)に沿って応急対策ができるように準備する。

町は、居住者等が緊急貯水を実施することに留意し、増加する需要に対処するとともに、 震災発生後における必要な飲料水の供給を確保継続するため、次の措置を講ずる。

- 1 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。
- 2 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。
- 3 応急復旧体制の準備を行う。

# 第6章 火山噴火降灰対策

## 【総務課】

県内で想定される地震と火山の噴火は直接の関係はないが、相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。

富士山については、富士山火山防災協議会による富士山ハザードマップ検討委員会報告書 (2004年) や富士山火山広域防災検討会報告 (2005年) において、噴火の可能性が検討されている。富士山降灰可能性マップによれば、埼玉県内では、最大で2~10cmの堆積可能性があるエリアに県南地域が含まれているほか、その他の地域で2cm未満の降灰が予想されている。

また、浅間山については、近年の大規模な噴火である天明3年(1783年)の大噴火において、本庄〜深谷にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されている。

これらの大規模な降灰に対応するため、必要な事項を定める。

#### 第1 応急活動体制の確立

降灰による被害が発生した場合、町は、県及び防災関係機関などの協力を得て応急対策を 実施する。

#### 第2 情報の収集・伝達

降灰による被害発生時に、円滑な応急対策活動を実施するためには、防災関係機関の緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。

#### 1 降灰状況の周知

気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、もしくは町内に降灰があったとき、町は、県と協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方気象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を住民へ周知する。

#### 2 防災情報システムで取得する情報

- (1) 噴火警報・予報
- (2) 火山の状況に関する解説情報
- (3) 噴火に関する火山観測報
- (4) 火山に関するお知らせ

#### 3 降灰に関する被害情報の伝達

町は、降灰に関する情報(降灰及び被害の状況)を調査し、防災情報システム等により 県に伝達する。 県は、気象庁地震火山部火山監視・情報センターに降灰の情報を伝達する。 降灰調査項目は、次のとおり。

- (1) 降灰の有無・堆積の状況
- (2) 時刻・降灰の強さ
- (3) 構成粒子の大きさ
- (4) 構成粒子の種類・特徴等
- (5) 堆積物の採取
- (6) 写真撮影
- (7) 降灰量・降灰の厚さ
- (8) 構成粒子の大きさ

#### 4 降灰に伴う取るべき行動の周知

町は、降灰が予測される場合は、降灰時にとるべき行動を住民に広報する。 広報内容の参考例は次のとおり。

- (1) 外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う 等、目やのどを保護する。
- (2) 家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。
- (3) 自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。

#### 5 避難所の開設・運営

降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った住民を収容するため、町は避難所を開設・運営する。

ただし、避難所の運営に当たっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

# 6 医療救護

医療救護活動は、「第3章 第9節 医療救護等対策」を準用する。

現段階では、火山灰による健康被害について、明確な見解は明らかになっていないが、 特に喘息疾患には悪影響を与える可能性が高いため、対応が必要である。

#### 7 緊急輸送道路・ライフライン等の応急・復旧対策

緊急輸送道路・ライフライン等の応急・復旧対策は、「第3章 第8節 緊急輸送道路・ ライフライン等の確保」を準用する。

なお、これまでの降灰被害として、次の事例が報告されている。

そのため、降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を各実施主体が日ごろから調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を講ずる。

#### 降灰被害の事例

被害施設	被害内容			
電気設備	ア 降灰の荷重により、電線が切れる。 イ 雨を含んだ火山灰が付着した碍子の絶縁不良によってショートす る。			
上水道	ウ 水道施設内のろ過池に降灰があり、濁水により取水ができなくなる。 エ 火山灰は火山ガスを付着しているため、状況によりフッ素や塩素などの水質の値が上昇する。			
道路	オ 降灰が側溝に溜まり流れが悪くなる。			
鉄 道	カ 分岐器に降灰が堆積し、運行に支障が出る。			

# 8 農業者への支援

農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、付着した火山灰を、できるだけ速やかに除去するように支援する。

火山灰が多量に土壌に混入すると、土壌の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響を もたらすとされている。そのため、土壌への土壌改良資材等の混和や除灰等の的確な指導 を行う。

#### 9 降灰の処理

## (1) 取組方針

- ア 火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行う。民有地内の降灰の除去 は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。
- イ 道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性が ある場合には道路管理者間で調整を行い、速やかな除灰を行う。
- ウ 宅地など各家庭から排出された灰の回収は、町が実施する。 また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置場までの運搬は各事業者 (各施設管理者)の責任において実施する。
- エ 県及び町は、火山灰の処分場所を事前に選定する。
- オ 県は、最終処分場の確保が難しい場合に備え、広域的な処分を検討するとともに、 国に働きかけていく。

#### (2) 役割

降灰処理のための町及び関係機関等の役割は、次のとおりである。

# 各機関等の役割

機関名等	役割		
田丁	ア 一時的仮置場の設置 イ 火山灰の利用、処分 ウ 上下水道施設における降灰の除去		
町(施設管理者)	エ 施設及び敷地内の降灰の除去		
県	オ 広域的な処分の調整 カ 上下水道施設における降灰の除去		
住民	キ 堆積した降灰の除去(宅地等)		
事業者	ク 堆積した降灰の除去(事業施設等) ケ 一時的仮置場までの運搬		
道路管理者	コ 道路上の降灰の除去		
鉄道管理者	サ 鉄道施設内の降灰の除去		

# (3) 降灰の収集

町は、一般家庭が集めた灰を詰めて指定の場所に出すためのポリ袋(克灰袋)を配布する。用意が間に合わない場合は、レジ袋等を二重にして出す等、指定の場所への出し方を周知する。

# 10 広域一時滞在

町は、県と連携し火山の噴火により広域避難を余儀なくされる他都道府県の住民を受入れる。

# 第7章 最悪事態(シビアコンディション)への対応

# 【関係各課】

#### 第1 シビアコンディションを設定する目的

地域防災計画策定の基礎となる被害想定は、これまでは、県が過去の被害履歴や各種調査研究に基づく発生確率を基に、将来発生する可能性が高いとされる地震に限定して平均的な被害程度を推計していた。

しかし、東日本大震災の教訓を踏まえ、県が実施した被害想定は、「想定外は許さない」 という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あら ゆる可能性を考慮した最大クラスの地震についても被害想定の対象としている。

しかし、実際に大規模地震が発生した場合、本町においては、本計画が対象としている町域を対象に防災活動を展開するが、大規模地震による影響は、本町域はもとより県域をも越えた広域で最悪な事態(首都圏長期大停電や燃料枯渇、首都機能の麻痺、大量の避難者や帰宅困難者の発生など)が生じる可能性もある。

また、発生する頻度はきわめて稀と考えられる複合災害(例えば、台風や集中豪雨といった風水害に、地震などの災害が重なって起こる災害をいう。)においても、同様に、計画された災害対策の想定を超える事態の発生が考えられる。

そのため、本町はじめ防災関係機関は、最悪事態(シビアコンディション)を想定してお く必要がある。

#### 第2 シビアコンディションへの対応

「第2編 震災対策編」に定める計画は、被害想定に基づく災害対策として、ハード面の整備を始め、住民の命だけではなく、財産、生活基盤、社会的安定等を災害から守るために実施する取組である。

一方、シビアコンディションを引き起こすような大規模災害に対して、ハード整備だけで 対応することには限界がある。

また、確実に守ってくれる構造物という概念は、その想像をも上回る大規模な災害に対しては、迅速な避難行動を阻害するマイナスの要因にも成り得る。

そこで、シビアコンディションに対処する場合は、目的を「人命を守る」ことに絞って対策を進め、その上で生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこととする。人命を守る上で有効なのは「避難」であり、迅速な避難を実現するための情報伝達、土地利用計画、教育、啓発、訓練が重要になる。

# 第3 シビアコンディションの共有と取組の実施

県は、従来どおり被害想定に基づく特定地震をターゲットとした災害対策を進めながら、 その上で、最悪の事態をもシミュレーションし、防災関係機関や県民と共有するものとして いる。

本町においても、県による最悪の事態を想定したシミュレーション結果を共有し、大規模 地震が発生したときには、局地的災害に対応するために整備したハード面や救助の枠組みで 被害の最小化を図りながらも、「逃げる」「逃がす」対策と組み合わせることよって、最優先 に住民の生命を守ることが重要である。

また、県の場合は、首都直下地震災害発生時においても比較的被害が少ないとされ、全国からの応援業務の拠点として、積極的な広域支援を行うことになり、町もその一翼を担うことになる。

≪資料-20 シビアコンディション≫